

# 目 次

労働衛生対策の推進について

静岡県における労働災害の年次別推移（第1図）

令和4年 静岡県における職業性疾病発生状況（第2図）

令和4年 業種別・疾病別職業性疾病発生状況（休業4日以上）（第1表）

令和4年 静岡県における年別・業種別職業性疾病発生状況（第2表）

令和4年 静岡県における業種別・規模別職業性疾病発生状況（第3表）

令和4年 職業性疾病発生事例（静岡労働局内）

平成24年・29年・令和4年における業種別定期健康診断実施状況（第4表）

定期健康診断における有所見率の年別推移（静岡労働局内）（第5表）

令和3年有害業務従事労働者の特殊健康診断実施状況（第6表）

安全衛生管理体制の概要

特定化学物質障害予防規則の物質ごとの規制早見表

労働安全衛生法の新たな化学物質規制

作業環境測定の結果、第三管理区分にあたる作業場がある事業場の皆様へ

防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定等の対象機械に追加されます！！

労働災害を防止するためリスクアセスメントを実施しましょう

新しい手法CREATE-SIMPLE（クリエイト・シンプル）の特徴

事業者・一人親方の皆さまへ（新たな保護措置が義務付けられます）

労働安全衛生法に関する化学物質管理の無料相談窓口・訪問支援のご案内

中小規模事業場安全衛生サポート事業（中災防中部安全衛生サービスセンター）

粉じん障害の防止対策について

粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の改正について

金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます

定性フィットテスト測定キット購入補助金のご案内

ずい道等建設労働者健康情報管理システム（システム利用のご案内）

石綿の除去作業等について

令和4年4月1日から「石綿の事前調査結果の報告制度」がスタートしました！

振動障害の予防のために

騒音障害防止のためのガイドラインを改訂しました

ストレスチェックを実施しましょう

令和4年ストレスチェック実施状況

メンタルヘルス対策でお困りではありませんか？（静岡産業保健総合支援センター）

事業場における治療と仕事の両立支援のために

治療と仕事の両立支援お手伝いをします！（静岡産業保健総合支援センター）

ご利用ください！地域産業保健センター（静岡産業保健総合支援センター）

職場における腰痛予防対策について

労働安全衛生関係法令に基づく健康診断等の概要

一般健康診断の項目一覧表

指導勧奨による特殊健康診断

労働者50人未満の事業場も歯科健康診断結果報告が必要になります

労働安全衛生法に基づく健康診断実施後の措置について

コラボヘルスを推進してください

職場における労働衛生基準が変わりました（事務所則ほかの改正について）

作業環境測定を行うべき場所と測定の種類等

「個人サンプリング法」について

作業環境測定機関一覧表

健康管理手帳の交付申請について

健康診断実施機関一覧表

ストレスチェックおよび面接指導の実施機関

（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会静岡支部の業務部会会員名簿

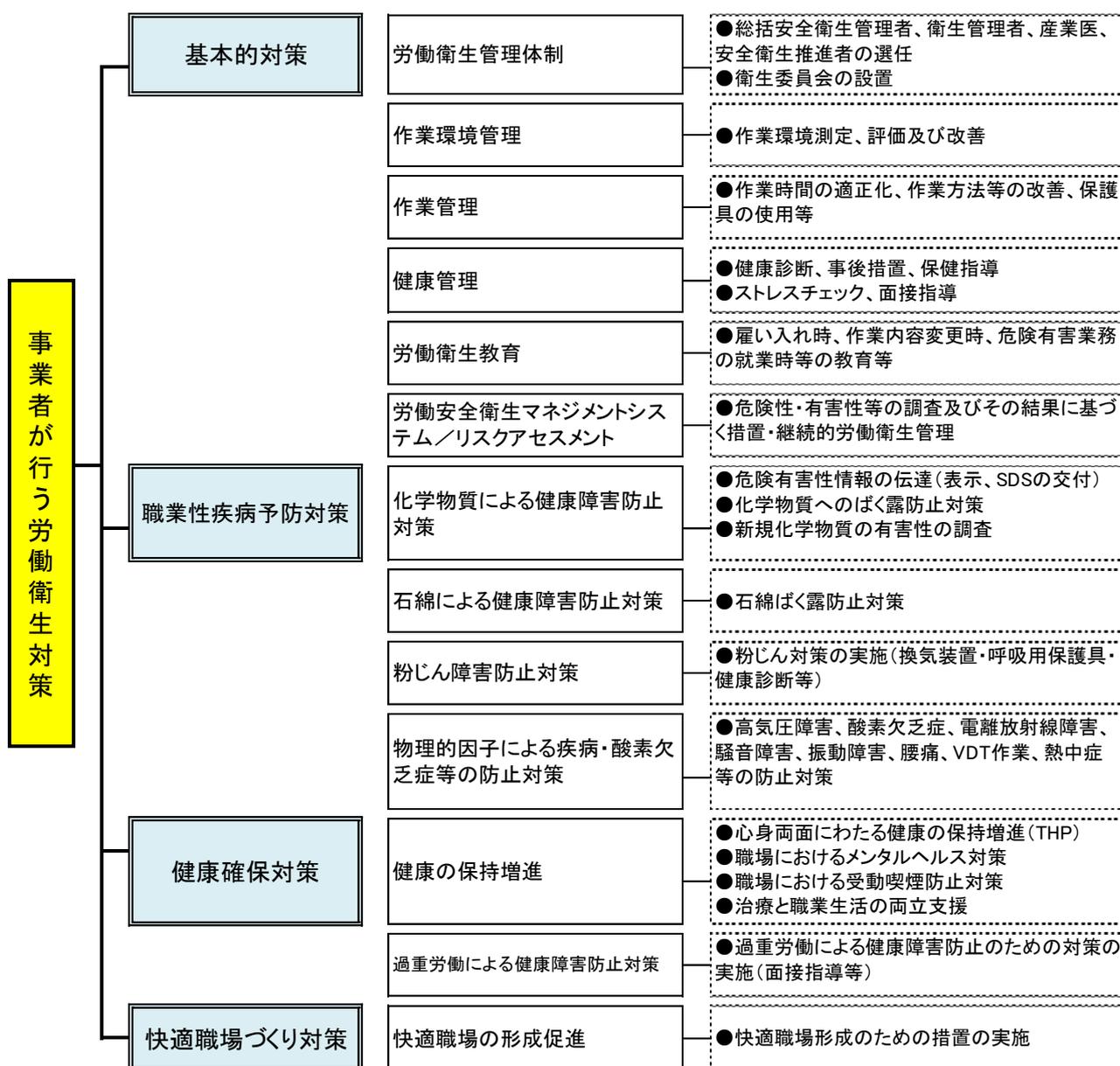
局・労働基準監督署・労働基準協会・労働災害防止団体等連絡会一覧表

## 労働衛生対策の推進について

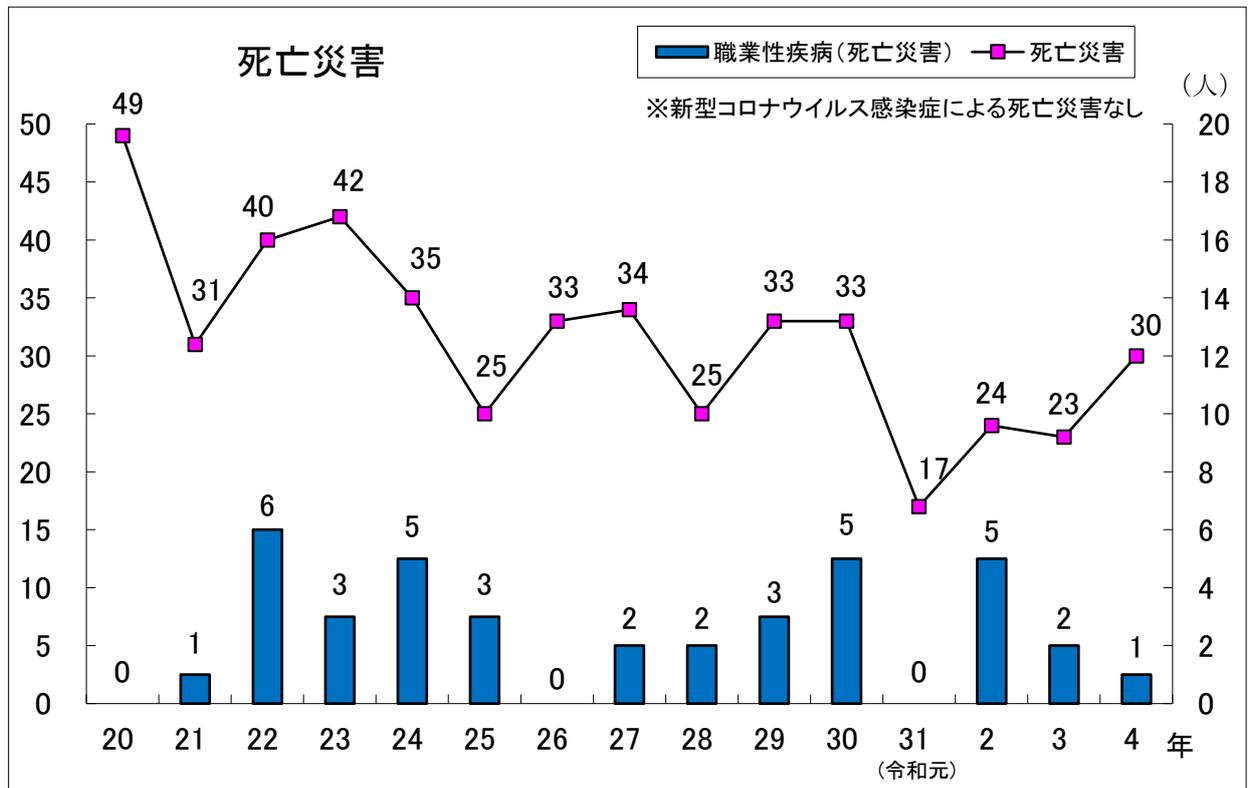
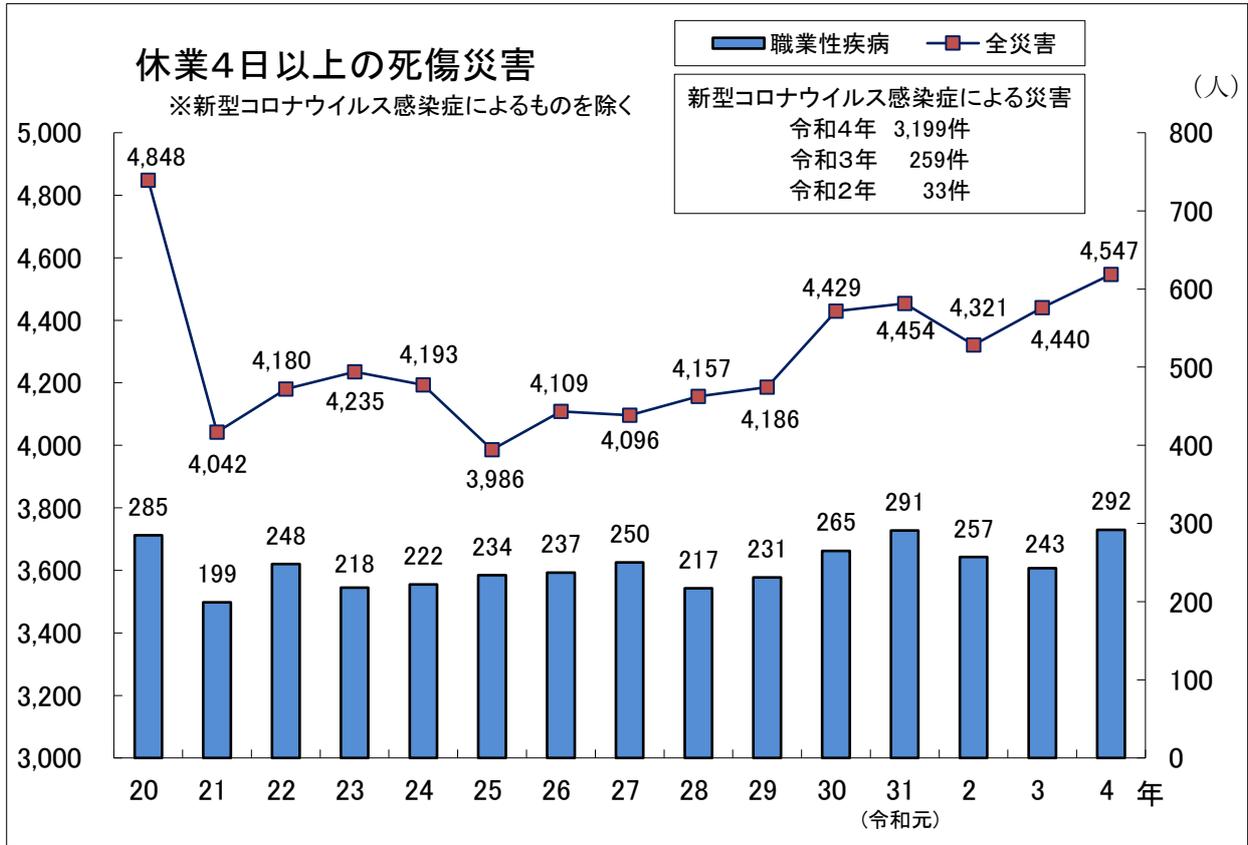
労働衛生対策の体系は下図のように整理できます。

本冊子には下図の内容を全て網羅してはいませんが、厚生労働省作成のパンフレットの縮小版等、関係資料を掲載していますので御活用下さい。

また、厚生労働省及び静岡労働局のホームページには、関連する労働衛生のパンフレット、様式等を多数掲載していますので、併せて御利用下さい。



# 第1図 静岡県における労働災害の年次別推移

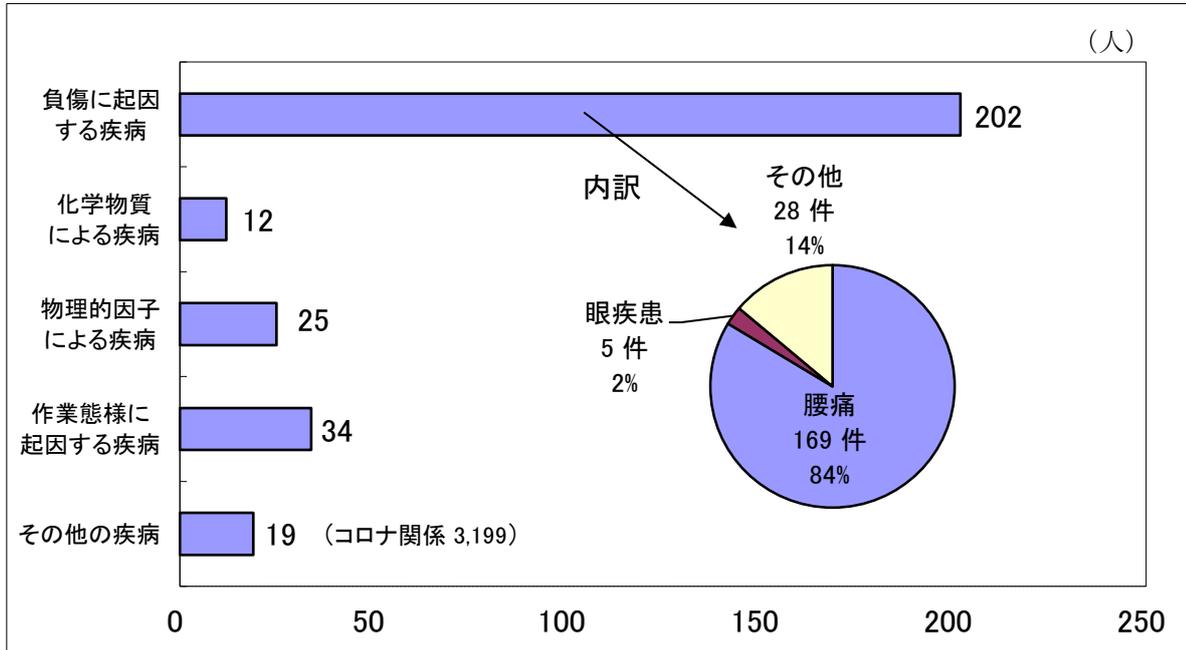


資料出所: 労働者死傷病報告

## 第2図 令和4年 静岡県における職業性疾病発生状況

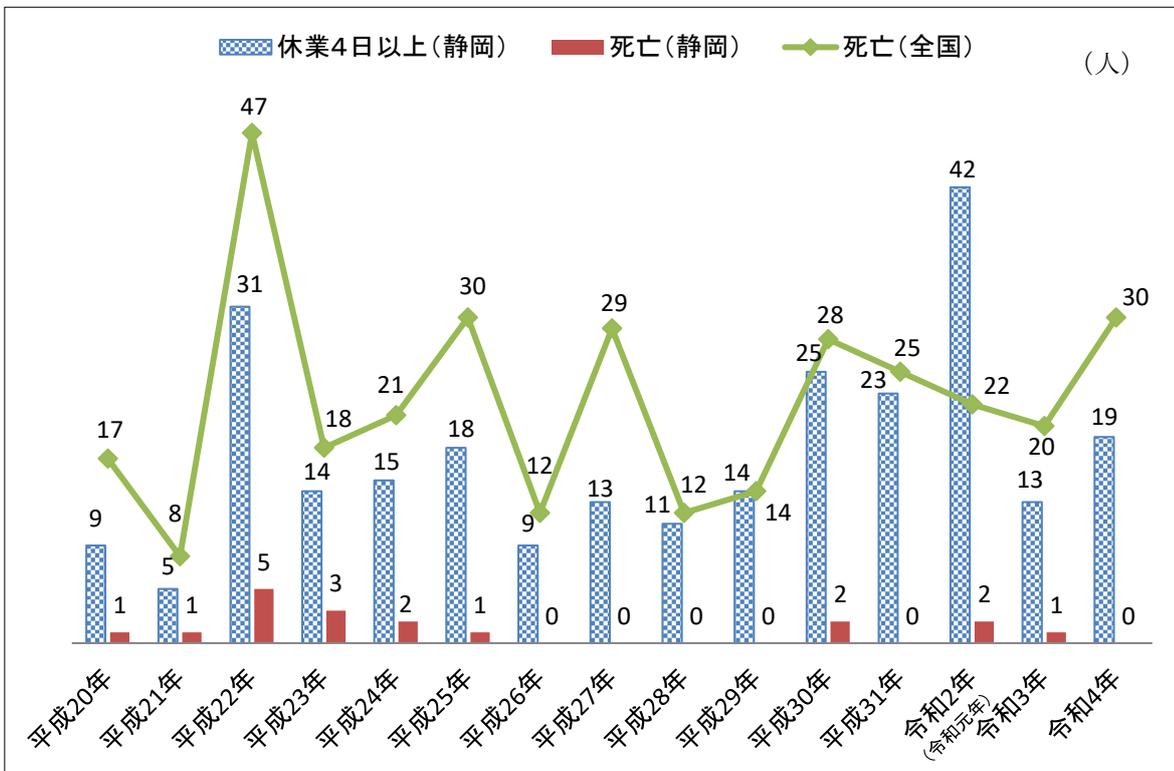
### 休業4日以上職業性疾病

負傷に起因する疾病のうち169件(84%)が腰痛です。  
また、腰痛は、職業性疾病全体でも58%を占めています(コロナ関係の3,199件除く)。



資料出所：労働者死傷病報告

### 熱中症による死傷者数の年別推移



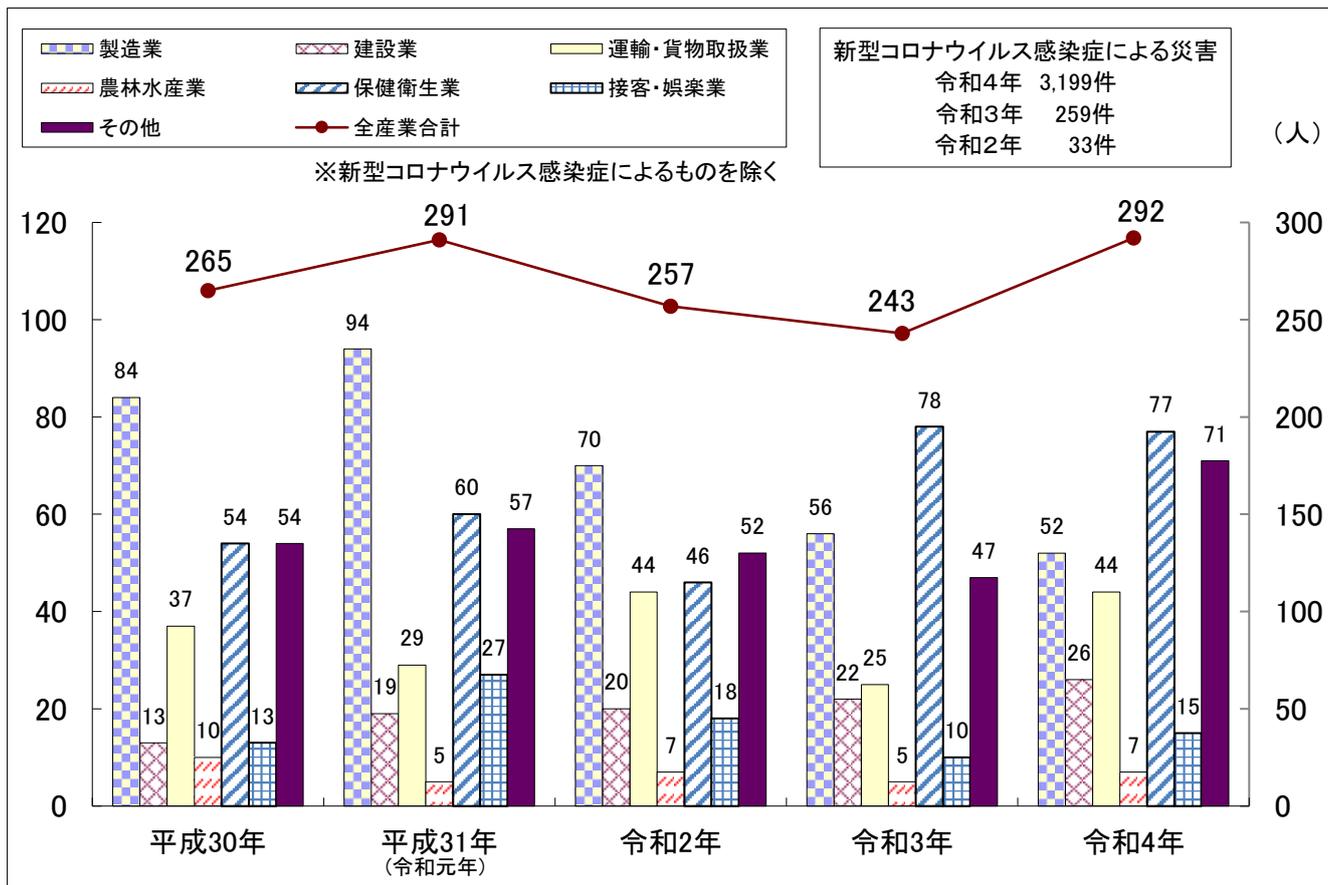
資料出所：労働者死傷病報告

第1表 令和4年業種別・疾病別職業性疾患発生状況(休業4日以上)の死傷災害)

業種 疾病分類	製 造 業											鉱 業	建 設 業	運 輸 交 通 業	貨 物 取 扱 業	農 林 水 産 業	通 商 業 ・ 金 融 広 告 研 究 業 ・ 教 育 研 究 業	保 健 衛 生 業	接 客 娯 楽 業	清 掃 ・ と 畜 業	そ の 他 の 事 業	合 計
	食 料 品 製 造 業	織 維 ・ 織 維 製 品 製 造 業	装 木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 製 造 業	パ ル プ ・ 印 刷 ・ 紙 ・ 紙 加 工 業	化 学 工 業	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	製 鉄 品 ・ 非 鉄 金 属 製 造 業	金 属 製 品 製 造 業	機 械 ・ 電 気 ・ 輸 送 用 機 器 製 造 業	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	そ の 他 の 製 造 業											
(1)負傷に起因する疾病	10			1	2	1	2	3	8		3		15	24	2	5	44	63	9	6	4	202
うち腰痛	8			1	1	1	2	2	5		3		10	21	2	3	42	55	7	3	3	169
うち眼疾患	1				1								1					1	1			5
物理的因子による疾病	(2)有害光線による疾病																					
	(3)電離放射線による疾病																					
	(4)異常気圧下における疾病																1					1
	(5)異常温度条件による疾病	1			1					1			5	5		1	4	1	2	2	1	24
	(6)騒音による耳の疾病																					
	(7) (2)~(6)以外の原因による疾病																					
	起作因業態に	(8)重激業務による運動器疾患と内臓脱												1				1				
(9)負傷によらない業務上の腰痛						1			1				1	1		1	2	5	3		1	16
(10)振動障害													1									1
(11)手指前腕の障害及び頸肩腕症候群		1		2		1			2								1	1	1			9
(12) (8)~(11)以外の原因による疾病				1										1			1	3				6
(13)酸素欠乏症	1																					1
(14)化学物質による疾病(がんを除く)		3			3				2				2	1			1					12
	うち眼疾患	1							1				1									3
(15)病原体による疾病													1	7				3				11
がん	(16)電離放射線によるがん																					
	(17)化学物質によるがん																					
	(18) (16)、(17)以外の原因によるがん																					
(19)過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等														① 2								① 2
(20)強い心理的負荷を伴う業務による精神障害																		1				1
(21)その他の業務に起因することの明らかな疾病											1			1						1	1	4
合 計	16		3	2	7	1	2	3	14		4		26	① 42	2	7	55	77	15	9	7	① 292

(注) 1. じん肺を除く  
 2. 新型コロナウイルス感染症によるものを除く  
 3. ( )内数字は死亡者数で内数

## 第2表 静岡県における年別・業種別職業性疾病発生状況



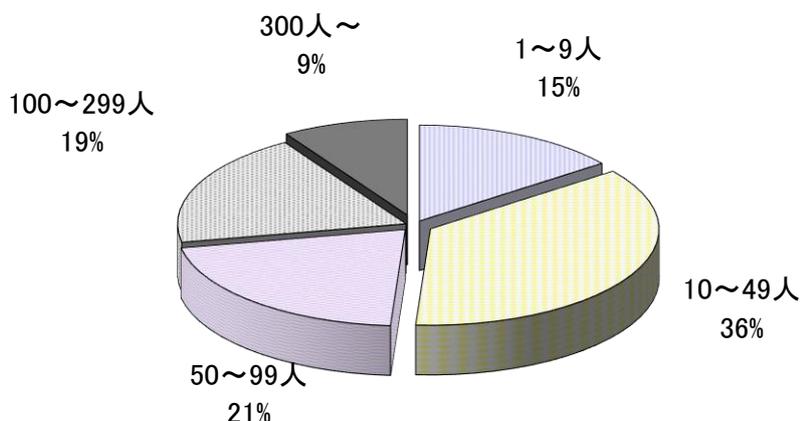
業種別		年別				
		平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年
製 造 業	食料品	21	23	12	10	16
	繊維・繊維製品					
	木材・木製品家具装備品	2	4	2		3
	パルプ・紙印刷・製本	4	4	2	3	2
	化学工業	9	9	9	5	7
	窯業・土石製品	4	3	2	1	1
	鉄鋼・非鉄金属	3	4	3	4	2
	金属製品	(1) 9	12	10	7	3
	一般・電気・輸送用機械	25	30	22	21	14
電気・ガス・水道業	2					
その他	5	5	(1) 8	5	4	
小計		(1) 84	94	(1) 70	56	52
鉱業						
建設業		(1) 13	19	(1) 20	(2) 22	26
運輸交通業		28	24	(1) 37	22	(1) 42
貨物取扱業		(1) 9	5	7	3	2
農林水産業		10	5	7	5	7
そ の 他 の 事 業	商業・金融広告業・通信業・教育研究業	(1) 41	35	(1) 29	27	55
	保健衛生業	54	60	46	78	77
	接客・娯楽業					
	ゴルフ場の事業		1	1	1	3
	上記以外	13	26	17	9	12
	清掃・と畜業	5	7	3	1	5
ビルメンテナンス業	1	4	(1) 5	1	4	
上記以外	1	4	(1) 5	1	4	
その他	(1) 7	11	15	18	7	
小計		(2) 121	144	(2) 116	135	163
全産業合計		(5) 265	291	(5) 257	(2) 243	(1) 292

(注) 1. じん肺は除く  
 2. 新型コロナウイルス感染症によるものを除く  
 3. ( )内数字は死亡者数で内数

資料出所: 労働者死傷病報告

第3表 令和4年 静岡県における業種別・規模別職業性疾病発生状況

事業場の規模別の割合



業種別		規模別					計	
		1~9人	10~49人	50~99人	100~299人	300人~		
製 造 業	食料製品	1	6	2	5	2	16	
	繊維・繊維製品							
	木材・木製品 家具 装備品		2		1		3	
	パルプ・紙印刷・製本	1		1			2	
	化学工業		2		3	2	7	
	窯業・土石製品					1	1	
	鉄鋼業・非鉄金属				1	1	2	
	金属製品	1	1		1		3	
	一般・電気・輸送用機械		3	3	5	3	14	
	電気・ガス・水道業							
その他の	2	1		1		4		
小計		5	15	6	17	9	52	
鉱業								
建設業		17	7	1	1		26	
運輸交通業		1	14	(1)	19	3	(1) 42	
貨物取扱業				1	1		2	
農林水産業		2	4	1			7	
その 他の 事業	商業・金融広告業・通信業・教育研究業	9	25	11	7	3	55	
	保健衛生業	4	29	15	20	9	77	
	接客娯楽業	ゴルフ場の事業		1	2			3
		上記以外	1	5	3	3		12
	清掃・と畜業	ビルメンテナンス業		1		2	2	5
		上記以外	3	1				4
その他の事業	1	4	2			7		
小計		18	66	33	32	14	163	
全産業合計		43	106	(1)	61	26	(1) 292	

(注) 1. じん肺は除く  
 2. 新型コロナウイルス感染症によるものを除く  
 3. ( )内数値は死亡者数で内数

資料出所: 労働者死傷病報告

# 令和4年 職業性疾病発生事例(静岡労働局内)

## 《負傷に起因する疾病の事例》

※ この分類で代表的なものには「災害性腰痛」で、業種や年齢に関わらず発症しています。  
 眼の疾病は、洗剤、薬品の飛沫、金属の切削クズによるケースが多くみられますので、保護メガネの着用をお願いします。  
 蜂に刺されによる災害は、アナフィラキシーショックを発症した場合、重篤なケースでは死亡に至りますので、病院でのアレルギー検査の実施、処方されている方は自己注射薬の携行をお願いします。



発生	業種	労働者数	被災者年齢	休業見込	疾病名	災害発生 の あらまし
3月	社会福祉施設	30人未満	43	90日	腰椎椎間板ヘルニア	入所者の入浴介助中に継続して同じ姿勢で介助していたため腰部を負傷したものの。
4月	病院	200人以上	42	3月	変形性股関節症	車いすから患者をベッドへ移動させる際にベッドに掛けた足に自重と患者の体重がかかり股関節を負傷したものの。
6月	一般飲食店	30人未満	43	2週	眼の炎症	食器を洗っていたところ、食器用洗剤が眼に入り炎症が発生したものの。
6月	産業廃棄物処理業	10人未満	63	8日	蜂刺症	雑木林の伐採作業中にスズメバチに刺され負傷したものの。

## 《物理的因子による疾病の事例》

※ 有害光線や「異常温度」、「異常気圧」、「騒音」、「超音波」等の物理的因子による疾病で、「X線などによる放射線障害」、「アーク溶接の紫外線による目の障害」、「暑熱な場所における熱中症」、「寒冷な場所における凍傷」や、「騒音による難聴」などが該当します。  
 発生防止のためには、「物理的因子の排除」、「適切な保護具の着用」、「適度な休憩」などが必要不可欠です。



発生	業種	労働者数	被災者年齢	休業見込	疾病名	災害発生 の あらまし
1月	製造業	200人以上	60	1月	酸素欠乏症	工場内を点検中に室内に充満していた二酸化炭素を吸って意識を失ったものの。
9月	産業廃棄物処理業	10人未満	35	1月	凍傷	工場内で冷媒の補充作業中にバルブが破損し漏れ出した冷媒に接触し凍傷を負ったものの。

## 《身体に過度の負担がかかる作業態様に起因する疾病の事例》

※ 作業密度、作業姿勢等により、身体に過度の負担がかかる作業に起因する疾病で、「筋肉の疾患；筋断裂」、「腱の疾患；腱鞘炎」、「骨の疾患として；疲労骨折」、「関節の疾患として；関節炎」などで、削岩機やチェーンソーなどによる「振動障害」、保育士や荷役作業を長期間従事して発症する腰痛は、「非災害性腰痛」として分類されます。これらの対策には作業時間管理、作業内容の見直し等が重要です。



発生	業種	労働者数	被災者年齢	休業見込	疾病名	災害発生 の あらまし
5月	建設業	30人未満	67	6月	振動障害	長期間振動工具を使用する作業に従事していたところ、手指、前腕に痺れ、痛みを感じるようになり振動障害と診断されたものの。
9月	製造業	30人未満	29	3月	手首関節障害	ステープルガン(建築用ホッチキス)を使用していたところ、手首と指を負傷したものの。

## 《化学物質等による疾病の事例》

※ 薬品、農薬等に含まれる化学物質の化学的性質に基づく有害作用に起因する疾病で、酸素濃度が低い場所における酸欠も含まれます(「がん原生物質」は除く)。  
 事例としては、皮膚障害、気道障害、一酸化炭素中毒、化学熱傷等がありますが、洗浄液等の薬品を用いる場合は、必ず「SDS」等を活用してください。



発生	業種	労働者数	被災者年齢	休業見込	疾病名	災害発生 の あらまし
5月	製造業	30人未満	42	2月	化学熱傷	薬品を容器から機械に注入する際に跳ね上がった薬品が衣服に付着し、浸透した薬品にて負傷したものの。
9月	製造業	200人以上	42	1月	化学熱傷	配管の確認作業を行っていた際にバルブを開けたところ、内部に残留していた薬剤を全身に浴びたものの。

## 《強い心理的負担を伴う業務による精神障害》

※ 業務に起因する精神疾患がこれに該当します。「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく措置を推進し、ストレスチェックの実施結果を職場環境改善につなげてください。



発生	業種	労働者数	被災者年齢	休業見込	疾病名	災害発生 の あらまし
1月	社会福祉施設	30人未満	54	3月	パニック障害	利用者を介護中に利用者が突然暴れだし、その場で対処出来たが、翌日から動悸、過呼吸が出現したものの。

第4表

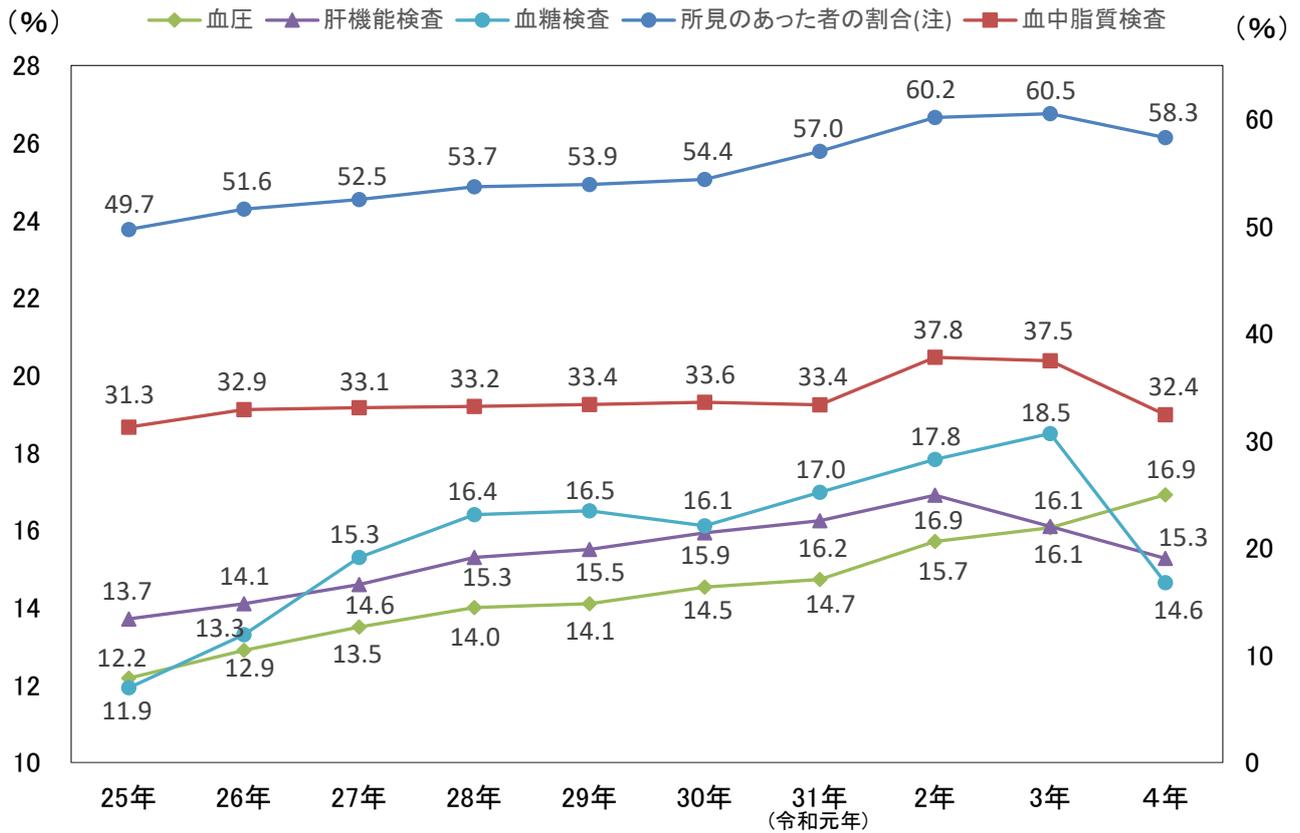
平成24年・29年・令和4年における業種別定期健康診断実施状況

上段は平成24年の実施状況  
 中段は平成29年の実施状況  
 下段は令和4年の実施状況

業種	受診者数 (人)	聴力(4000Hz)		胸部X線検査		血圧		貧血検査		肝機能検査		血中脂質検査		尿検査(糖)		心電図検査		有所見率 (%)
		実施者数 (人)	有所見率 (%)															
製造業	236,544	201,373	8.67	214,107	3.85	236,522	11.70	185,508	6.73	189,334	14.21	187,318	30.47	235,365	2.33	161,938	8.31	47.15
	260,577	225,719	8.18	235,036	4.99	260,538	13.81	211,386	7.07	215,443	16.63	213,162	33.84	259,282	2.98	186,357	8.59	53.48
	223,889	202,835	7.70	191,817	5.97	223,885	16.09	197,357	8.96	200,452	15.79	198,934	32.01	222,532	3.05	185,860	9.19	56.83
建設業	7,388	6,939	10.42	7,275	6.50	7,388	14.90	6,693	5.35	6,820	19.91	6,821	37.49	7,358	3.41	6,514	8.17	57.65
	9,011	8,469	9.02	8,755	5.97	9,011	16.98	8,155	6.36	8,360	19.81	8,360	34.43	8,728	4.32	7,951	9.07	58.16
	8,459	8,190	8.05	8,289	6.06	8,459	19.85	8,163	6.52	8,381	19.28	8,381	33.86	8,424	4.27	8,223	9.15	62.11
運輸交通業	18,366	16,007	14.62	17,294	6.75	18,366	19.52	14,052	8.75	14,152	21.30	13,990	43.59	18,186	5.17	14,028	13.20	61.38
	25,658	22,595	12.43	23,411	7.22	25,655	21.47	20,301	8.40	20,104	19.49	20,070	38.69	25,511	5.70	19,750	11.61	60.18
	21,423	20,077	11.18	19,156	9.09	21,419	24.05	18,200	10.27	18,829	18.68	18,907	37.28	21,274	5.22	18,507	13.11	65.83
貨物取扱業	2,672	2,076	11.90	2,515	5.29	2,672	13.55	1,990	10.40	2,061	15.57	2,061	33.09	2,630	3.31	2,000	14.75	50.19
	3,455	2,858	10.01	3,219	3.82	3,455	15.63	2,569	10.78	2,662	15.48	2,659	30.27	3,434	3.55	2,555	9.24	51.26
	3,210	3,015	8.19	2,997	5.64	3,210	17.10	3,024	12.27	3,029	14.06	3,029	28.00	3,131	2.62	2,946	9.27	56.95
農林業	138	138	14.49	138	1.45	138	9.42	138	8.70	138	15.94	138	21.01	138	7.97	138	1.45	57.25
	235	178	20.22	235	9.36	235	18.30	178	12.36	178	29.78	178	34.27	234	9.83	178	19.66	68.09
	161	161	9.32	161	6.83	161	31.06	155	21.94	158	22.15	158	46.20	109	1.83	158	11.39	81.99
商業	36,588	30,099	5.64	35,682	4.03	36,585	12.41	29,607	9.07	29,612	11.61	29,573	30.94	36,313	2.19	27,888	7.07	48.92
	44,143	37,173	6.07	43,019	6.45	44,105	17.66	36,565	9.68	36,929	14.68	36,792	37.46	43,805	3.38	34,841	9.49	59.18
	34,091	27,492	6.36	33,433	6.54	34,091	20.88	32,603	10.68	32,827	13.00	32,772	34.73	33,866	4.37	31,187	9.34	62.20
全産業計	430,632	361,266	8.01	397,558	4.22	430,580	12.05	350,756	7.62	355,164	13.98	352,550	30.78	427,753	2.47	306,443	8.47	48.89
	537,202	465,849	7.42	493,007	5.28	536,936	14.08	452,760	8.24	457,585	15.80	454,220	33.39	533,918	3.09	400,675	8.98	54.54
	432,827	387,832	7.34	382,797	6.52	432,806	16.92	390,829	9.84	396,322	15.28	394,339	32.43	430,201	3.38	365,689	9.91	58.26

注：本表は、労働安全衛生法第66条により実施した健康診断に基づき、事業場より提出された定期健康診断結果報告書を集計したものである。

第5表 定期健康診断における有所見率の年別推移（静岡労働局内）



項目	有所見率 (%)										
	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年 (令和元年)	2年	3年	4年	
聴力(1000Hz)	3.5	3.6	3.5	3.6	3.6	3.7	3.6	3.7	3.8	3.7	
聴力(4000Hz)	7.6	7.7	7.8	7.6	7.6	7.6	7.3	7.2	7.2	7.3	
聴力(その他)	0.8	0.9	0.6	0.7	0.6	0.6	1.1	2.1	0.9	1.8	
胸部X線検査	4.4	4.9	5.1	5.1	5.3	5.4	5.6	5.9	5.9	6.5	
喀痰検査	0.4	0.7	0.6	2.0	1.2	0.8	0.8	0.8	0.3	0.7	
血圧	12.2	12.9	13.5	14.0	14.1	14.5	14.7	15.7	16.1	16.9	
貧血検査	7.5	7.4	7.8	8.1	8.2	8.1	7.9	8.8	9.2	9.8	
肝機能検査	13.7	14.1	14.6	15.3	15.5	15.9	16.2	16.9	16.1	15.3	
血中脂質検査	31.3	32.9	33.1	33.2	33.4	33.6	33.4	37.8	37.5	32.4	
血糖検査	11.9	13.3	15.3	16.4	16.5	16.1	17.0	17.8	18.5	14.6	
尿検査(糖)	2.4	2.6	2.7	2.9	3.1	3.1	3.2	3.4	3.6	3.4	
尿検査(蛋白)	2.9	2.9	3.0	3.3	3.2	3.3	3.3	3.0	2.8	2.7	
心電図検査	8.3	8.8	8.9	8.8	8.9	9.0	9.0	9.6	9.7	9.9	
所見のあった者の割合(注)	49.7	51.6	52.5	53.7	53.9	54.4	57.0	60.2	60.5	58.3	

(注)：「所見のあった者の割合」は、労働安全衛生規則第44条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者（他覚所見を除く）の人数を受診者数で割った値である。

第6表 令和4年 有害業務従事労働者の特殊健康診断実施状況

区分	有害業務の種類	対象事業場数	対象労働者数	実施事業場数	受診労働者数	受診率(%)	所見者数	所見率(%)	
法令によるもの	粉 じ ん	1,687	24,203	841	10,645	43.98	(新規※1)2	0.02	
	有 機 溶 剤	2,056	35,201	1,664	31,503	89.49	804	2.55	
	鉛	190	2,499	157	2,287	91.52	18	0.79	
	四 ア ル キ ル 鉛	0	0	0	0		0		
	電 離 放 射※2 線	487	10,418	429	10,450	100.31	957	9.16	
	除 染 等 電 離 放 射 線	1	5	1	5	100.00	0	0.00	
	高 気 圧	高 圧 室 内	0	0	0	0		0	
		潜 水	13	89	9	82	92.13	1	1.22
	特化物(1類・2類)	1,752	43,930	1,551	42,944	97.76	487	1.13	
	石 綿	57	800	53	766	95.75	6	0.78	
	歯 科	—	1,842	105	1,831	99.40	28	1.53	
小 計	6,243	117,145	4,705	98,682	84.24	2,275	2.31		
指導勧奨によるもの	紫 外 線 ・ 赤 外 線	150	3,368	123	3,193	94.80	106	3.32	
	騒 音	409	20,638	336	18,894	91.55	2,525	13.36	
	チ ェ ー ン ソ ー	51	381	39	323	84.78	21	6.50	
	チ ェ ー ン ソ ー 以 外	97	3,323	70	3,178	95.64	158	4.97	
	V D T	131	7,890	67	5,786	73.33	828	14.31	
	超 音 波 溶 着 機	12	172	12	172	100.00	10	5.81	
	そ の 他 を 含 む 小※3 計	664	48,536	527	42,835	88.25	4,732	11.05	
合 計	6,907	165,681	5,232	141,517	85.42	7,007	4.95		

※1 粉じんの所見者数は新規有所見者数、また管理区分1(所見なし)の場合は3年に1回の実施であるため受診率は減少する。

※2 「電離放射線」の健康診断結果報告様式が令和3年4月に改正されているため、本統計は令和3年4月から12月に受理した同報告からの集計である。

※3 「指導勧奨によるもの」の「その他を含む小計」欄の対象事業場数、実施事業場数は実事業場数である。

# 安全衛生管理体制の概要

		総括安全衛生管理者	安全管理者	衛生管理者
選任すべき事業場	業種1	100人以上	50人以上	50人以上
	業種2	300人以上	50人以上	50人以上
	業種3	1,000人以上	/	○50人以上
	業種5	300人以上	50人以上	○50人以上
	業種6	1,000人以上	/	50人以上
行わせるべき業務調査審議させるべき事項		① 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること ② 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること ③ 健康診断の実施その他健康保持増進のための措置に関すること ④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること ⑤ 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの	総括安全衛生管理者が行うべき業務のうち  安全に係る技術的事項	総括安全衛生管理者が行うべき業務のうち  衛生に係る技術的事項
資格すべき者 委員とすべき者		事業場においてその事業の実施を統括管理する者	① 以下のいずれかに該当するもので厚生労働大臣の定める研修を修了した者 イ 大学、高等専門学校の理科系統の学科卒業者で2年以上の産業安全の実務の経験者 ロ 職業訓練大学校長課程卒業者で2年以上の産業安全の実務の経験者 ハ 高等学校の理科系等の学科卒業者で4年以上の産業安全の実務の経験者 ニ 大学、高等専門学校の理科系等以外の学科卒業者で4年以上の産業安全の実務の経験者 ホ 高等学校の理科系統以外の学科卒業者で6年以上の産業安全の実務の経験者 ヘ 7年以上産業安全の実務の経験者 ② 安全コンサルタント	① 第一種衛生管理者 ② 第二種衛生管理者 ○印の業種に限る ③ 衛生工学衛生管理者 ④ 医師 ⑤ 歯科医師 ⑥ 労働衛生コンサルタント ⑦ ほかに厚生労働大臣が定める者
選任した場合の措置		労働基準監督署に選任報告を提出		

業種1	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業
-----	-------------------

業種2	製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、自動車整備業、機械修理業
-----	---

業種3	業種1, 2, 5, 6以外の業種
-----	-------------------

安全衛生推進者	衛生推進者	産業医	安全委員会	衛生委員会
10人～49人		50人以上	業種4－50人以上 その他-100人以上	50人以上
10人～49人		50人以上		50人以上
10人以上は安全推進者 〔ガイドラインに基づく配置 H26.3.28基発0328第6号〕	10～49人	50人以上		50人以上
10人～49人		50人以上	100人以上	50人以上
10人以上は安全推進者 〔ガイドラインに基づく配置 H26.3.28基発0328第6号〕	10～49人	50人以上		50人以上
総括安全衛生管理者が行うべき業務と同様	総括安全衛生管理者が行うべき業務のうち衛生に係る業務	① 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること ② 法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること ③ 法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること ④ 作業環境の維持管理に関すること ⑤ 作業の管理に関すること ⑥ 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること ⑦ 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること ⑧ 衛生教育に関すること ⑨ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること	① 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること ② 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること ③ 前2号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項（安衛則第21条）	① 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること ② 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること ③ 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること ④ 前3号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項（安衛則第22条）
① 大学、高専卒業で、1年以上安全衛生の実務経験を有する者 ② 高校卒業で、3年以上安全衛生の実務経験を有する者 ③ 5年以上安全衛生の実務経験を有する者 ④ 「安全衛生推進者養成講習」を修了した者 ⑤ 「安全推進員講習」、「労働衛生管理員講習」を修了した者等、「昭和63年12月9日基発第748号」で示す者	① 大学、高専卒業で、1年以上衛生の実務経験を有する者 ② 高校卒業で、3年以上衛生の実務経験を有する者 ③ 5年以上衛生の実務経験を有する者 ④ 「衛生推進者養成講習」を修了した者 ⑤ 「安全推進員講習」、「労働衛生管理員講習」を修了した者等、「昭和63年12月9日基発第748号」で示す者	医師法による医師であつて、以下のいずれかに該当する者 ① 厚生労働大臣の定める研修（日本医師会の産業医学基礎研修、産業医科大学の産業医学基本講座）の修了者 ② 労働衛生コンサルタント試験の保健衛生区分の合格者 ③ 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授、常勤講師の経験のある者 ④ 産業医として3年以上経験のある者（平成10年9月末時点）	① 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等から事業者が指名した者 ② 安全管理者のうちから事業者が指名した者 ③ 安全に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者  ①以外の委員のうち半数以上は、労働組合又は労働者の過半数を代表する者の推薦により指名する必要がある	① 左と同様 ② 衛生管理者のうちから事業者が指名した者 ③ 産業医のうちから事業者が指名した者 ④ 衛生に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者  左と同様
氏名を事業場内の見やすい箇所に掲示する等により周知		労働基準監督署に選任報告を提出	議事録を作成 安全衛生委員会とすることもできる	

業種 4	林業、鉱業、建設業、自動車整備業、機械修理業、清掃業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業、港湾運送業
---------	--

業種 5	通信業、各種商品卸売業、各種商品小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、家具・建具・じゅう器等卸売業、家具・建具・じゅう器小売業
---------	--

業種 6	農畜水産業、医療業
---------	-----------

※ 衛生管理者及び産業医については、労働者数に応じて選任すべき人数が複数となります。





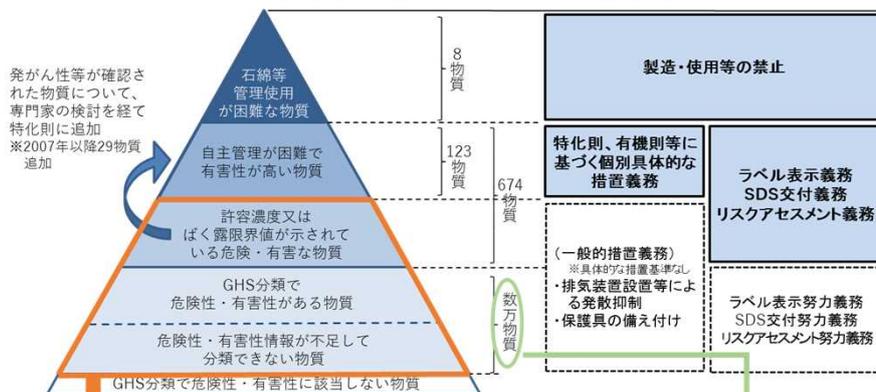


# 労働安全衛生法の新たな化学物質規制 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要

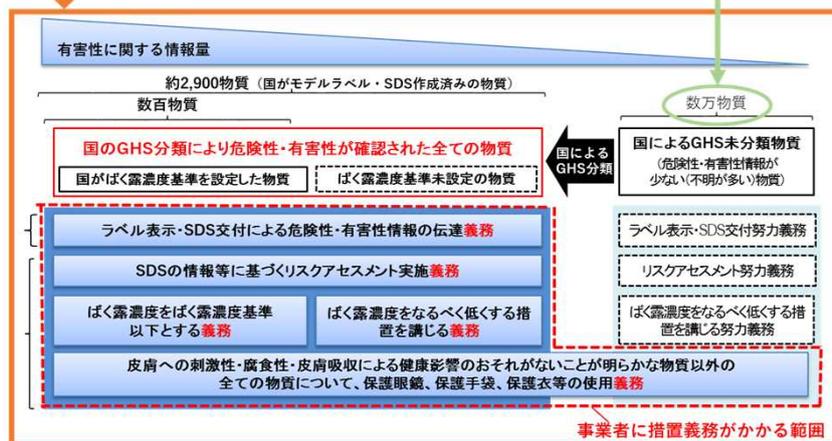
国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害（がん等の遅発性疾患を除く。）は年間450件程度で推移しており、がん等の遅発性疾患も後を絶ちません。

これらを踏まえ、新たな化学物質規制の制度（下図）が導入されました。

<これまでの化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



## 1-1 ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加

2024(R6).4.1施行

- 労働安全衛生法（安衛法）に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等による通知とリスクアセスメント実施の義務対象物質（リスクアセスメント対象物※）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。
- このうち、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された234物質がラベル表示等の義務対象に追加されました。ただし、2024（令和6）年4月1日時点で現存するものには、2025（令和7）年3月31日までの間、安衛法第57条第1項のラベル表示義務の規定は適用されません。

※ 今後のラベル・SDS義務対象への追加候補物質は、(独)労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センターのウェブサイトにてCAS登録番号付きで公開されています。  
[https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken\\_report.html](https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html)

※リスクアセスメント対象物：  
労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

## 1-2 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

### (1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

① 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、以下の方法等で最小限度にしなければなりません。

2023(R5).4.1施行

- i 代替物等を使用する
- ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し、稼働する
- iii 作業の方法を改善する
- iv 有効な呼吸用保護具を使用する

② リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることで労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、屋内作業場で労働者がばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければなりません。

2024(R6).4.1施行

### (2) (1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

(1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存しなければなりません。

(1)①に関する部分

2023(R5).4.1施行

(1)②に関する

2024(R6).4.1施行

ただし、がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質※）は30年間保存です。

※ リスクアセスメント対象物のうち、国が行うGHS分類の結果、発がん性区分1に該当する物質（エタノール及び特別管理物質を除く）。なお、当該物質を臨時に取り扱う場合は除く。

### (3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

(1)①のリスクアセスメント対象物以外の物質も、労働者がばく露される程度を、(1)① i ~ ivの方法等で、最小限度にするように努めなければなりません。

努力義務

2023(R5).4.1施行

## 1-3 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質と当該物質を含有する製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。

① 健康障害を起こすおそれのあることが明らかなる物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者

努力義務

2023(R5).4.1施行

- ▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用する

義務

2024(R6).4.1施行

② 健康障害を起こすおそれがないことが明らかなるもの以外の物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者（①の労働者を除く）

努力義務

2023(R5).4.1施行

- ▶ 保護眼鏡、保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用する

## 1-4 衛生委員会の付議事項の追加

衛生委員会の付議事項に、1-2(1)と1-8(1)に関する以下  
①～④の事項を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況  
の調査審議を行うことを義務付けます※。

①に関する部分 2023(R5).4.1施行

②～④に関する部分 2024(R6).4.1施行

- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること
- ② 濃度基準値の設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること
- ③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ④ 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

※ 衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場も、労働安全衛生規則（安衛則）第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければなりません。

## 1-5 がん等の遅発性疾病の把握強化

化学物質を製造し、または取り扱う同一事業場で、1年以内に複数の労働者が同種  
のがんに罹患したことを把握したときは、その罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴かな  
なければなりません。

2023(R5).4.1施行

また、医師がその罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、その労働者の従事  
業務の内容等を、所轄都道府県労働局長に報告しなければなりません。

## 1-6 リスクアセスメント結果等に関する記録の作成と保存

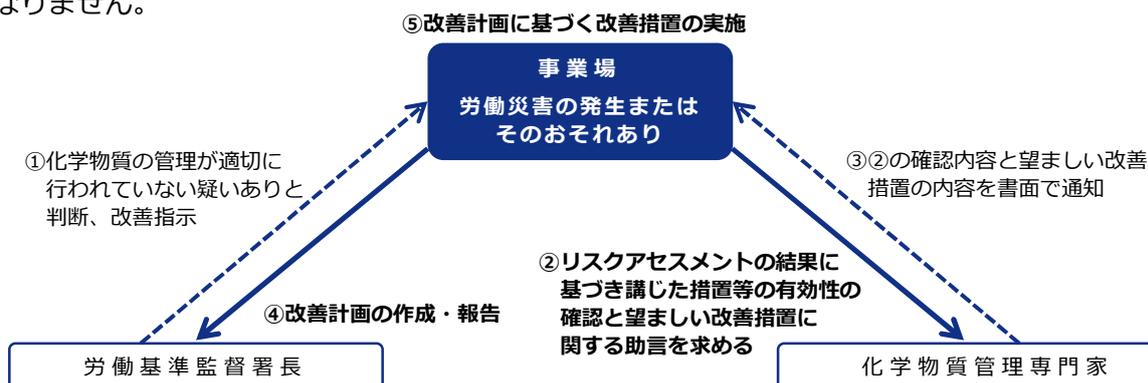
リスクアセスメントの結果と、その結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害  
を防止するための措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスマ  
ント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存しなければなりません。

2023(R5).4.1施行

## 1-7 労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

- 労働災害の発生またはそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、  
その事業場で化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、事業場の事業者に  
対し、改善を指示することができます。
- 改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家（厚生労働大臣告示で定める要件を満たす者）から、  
リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認と望ましい改善措置に関する助言を受け  
た上で、1か月以内に改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなけれ  
ばなりません。

2024(R6).4.1施行



## 1-8 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務（健康診断等）

### (1) リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露低減措置等の一環としての健康診断の実施・記録作成等

2024(R6).4.1施行

- リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等（医師または歯科医師）が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければなりません。
- 1-2(1)②の濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施しなければなりません。
- 上記の健康診断を実施した場合は、その記録を作成し、**5年間**（がん原性物質に関する健康診断は**30年間**）保存しなければなりません。

### (2) がん原性物質の作業記録の保存

2023(R5).4.1施行

リスクアセスメント対象物のうち、労働者にがん原性物質を製造し、または取り扱う業務を行わせる場合は、その業務の作業歴を記録しなければなりません。また、その記録を**30年間保存**しなければなりません。

## 2-1 化学物質管理者の選任の義務化

### (1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1施行

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

- 個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任します。
- 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外です。
- 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能です。

### (2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習※の修了者
リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場	資格要件なし (専門的講習等の受講を推奨)

※ 専門的講習のカリキュラムは、右図のとおりです。

	科目	時間
講義	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2時間 30分
	化学物質の危険性又は有害性等の調査	3時間
	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	2時間
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	30分
	関係法令	1時間
実習	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	3時間

### (3) 職務

- ラベル・SDS等の確認
- 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
- 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育
- ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

## 2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化

### (1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1施行

リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

### (2) 選任要件

保護具について一定の経験及び知識を有する者（令和4年5月31日付け基発0531第9号通達のとおり）

### (3) 職務

有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に関わる業務

## 2-3 雇入れ時等教育の拡充

雇入時等の教育のうち、特定の業種では一部教育項目の省略が認められていましたが、この省略規定を廃止します。危険性・有害性のある化学物質を製造し、または取り扱う全ての事業場で、化学物質の安全衛生に関する必要な教育を行わなければなりません。

2024(R6).4.1施行

## 2-4 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大

安衛法第60条の規定で、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないとされています。その対象業種に、以下の業種が追加されます。

2023(R5).4.1施行

- ・ 食料品製造業  
食料品製造業のうち、うま味調味料製造業と動植物油脂製造業は、すでに職長教育の対象です。
- ・ 新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業

## 3-1 SDS等による通知方法の柔軟化

SDS情報の通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用できます。この改正は、通知方法の柔軟化を行うものなので、従来の方法のままでも問題ありません。

2022(R4).5.31(公布日)  
施行

### 改正前

- ・ 文書の交付
- ・ 相手方が承諾した方法（磁気ディスクの交付、FAX送信など）

### 改正後

事前に相手方の承諾を得ずに、以下の方法で通知が可能

- ・ 文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- ・ FAX送信、電子メール送信
- ・ 通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

## 3-2 SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新

2023(R5).4.1施行

SDSの通知事項である「人体に及ぼす作用」を、定期的に確認し、変更があるときは更新しなければなりません。更新した場合は、SDS通知先に、変更内容を通知することとします。

※ 現在SDS交付が努力義務となっている安衛則第24条の15の特定危険有害化学物質等も、同様の更新と通知が努力義務となります。

5年以内ごとに1回、記載内容の変更の要否を確認

変更があるときは、確認後1年以内に更新

変更をしたときは、SDS通知先に対し、変更内容を通知

## 3-3 SDS等による通知事項の追加と含有量表示の適正化

2024(R6).4.1施行

● SDSの通知事項に新たに「（譲渡提供時に）想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が追加されます。

※ SDSの記載に当たっては、想定される用途（推奨用途）での使用において吸入又は皮膚や眼との接触を保護具で防止することを想定した場合に必要とされる保護具の種類を必ず記載してください。

● SDSの通知事項である、成分の含有量の記載について、従来の10%刻みでの記載方法を改め、重量パーセントの記載が必要となります。

※ 製品により、含有量に幅があるものは、濃度範囲の表記も可能です。  
また、重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行ったものとみなされます。

## 3-4 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

2023(R5).4.1施行

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている化学物質（ラベル表示対象物）について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法で、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければなりません。

- ・ ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- ・ 自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合 等

## 3-5 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大

2023(R5).4.1施行

安衛法第31条の2の規定で、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性と有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならないとされています。この措置の対象となる設備の範囲が広がり、化学設備、特定化学設備に加えて、SDS等による通知の義務対象物の製造・取扱設備も対象となります。

## 4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外

2023(R5).4.1施行

化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場は、その認定に関する特別規則（特定化学物質障害予防規則等）について個別規制の適用を除外し、特別規則の適用物質の管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができます。

※ 健康診断、保護具、清掃などに関する規定は、認定を受けた場合でも適用除外となりません。

## 5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和

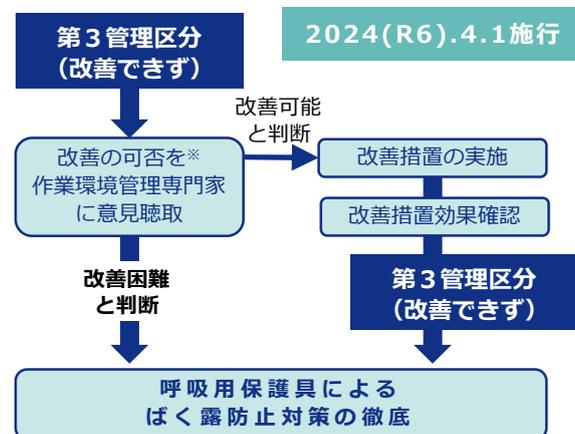
2023(R5).4.1施行

有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、その実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以内ごとに1回に緩和できます。

## 6 作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化

### (1) 作業環境測定の評価結果が第3管理区分に区分された場合の義務

- ① 当該作業場所の作業環境の改善の可否と、改善できる場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴かなければなりません。
- ② ①の結果、当該場所の作業環境の改善が可能な場合、必要な改善措置を講じ、その効果を確認するための濃度測定を行い、結果を評価しなければなりません。



※作業環境管理専門家の要件は通達で示しています。

### (2) (1)①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合と

#### (1)②の測定評価の結果が第3管理区分に区分された場合の義務

- ① 個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② ①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。
- ③ 保護具着用管理責任者を選任し、(2)①、②及び(3)①、②の管理、作業主任者等の職務に対する指導（いずれも呼吸用保護具に関する事項に限る。）等を担当させること。
- ④ (1)①の作業環境管理専門家の意見の概要と、(1)②の措置と評価の結果を労働者に周知すること。
- ⑤ 上記措置を講じたときは、遅滞なくこの措置の内容を所轄労働基準監督署に届出を提出すること。

### (3) (2)の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

- ① 6か月以内ごとに1回、定期的に、個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② 1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。

### (4) その他

- ① (2)①と(3)①で実施した個人サンプリング測定等による測定結果、測定結果の評価結果を保存すること（粉じんは7年間、クロム酸等は30年間）。
- ② (2)②と(3)②で実施した呼吸用保護具の装着確認結果を3年間保存すること。

## 新たな化学物質規制項目の施行期日

	規 制 項 目	2022(R4). 5.31(公布日)	2023(R5). 4.1	2024(R6). 4.1
化学物質管理 体系の 見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			●
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		●	●
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		●	●
	皮膚等障害化学物質への直接接​​触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		●	●
	衛生委員会付議事項の追加		●	●
	がん等の遅発性疾病の把握強化		●	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		●	
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示			●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			●
	がん原性物質の作業記録の保存		●	
実施体制の 確立	化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任義務化			●
	雇入れ時等教育の拡充			●
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		●	
情報伝達の 強化	SDS等による通知方法の柔軟化	●		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		●	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			●
	事業場内別容器保管時の措置の強化		●	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		●	
	管理水準良好事業場の特別規則等適用除外		●	
	特殊健康診断の実施頻度の緩和		●	
	第三管理区分事業場の措置強化			●

## 制度の内容・職場の化学物質管理に関する相談窓口

職場における化学物質管理に関する以下のような相談にお応えする窓口を設置しています。

- ・制度の内容に関する相談
- ・職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・リスクアセスメントの実施方法等

### 事業者のための化学物質管理無料相談窓口

開設期間、受付時間、

問い合わせ先（電話、メールアドレス）等はこちら→



# 第三管理区分の作業場での作業には、測定に基づき適切な呼吸用保護具を使用しましょう

厚生労働省では、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則と粉じん障害防止規則に基づき実施される作業環境測定の結果、第三管理区分に区分され、作業環境の改善が困難な作業場において引き続き作業を行う場合の呼吸用保護具選定のための濃度の測定方法等の新たな告示※を制定しました。

改正告示は、**2024（令和6）年4月1日から施行・適用**されます。

※ 第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の適用等について（令和4年厚生労働省告示第341号）

## 第三管理区分とは

空気中の有機溶剤等の濃度の平均が管理濃度を超えるなど、作業環境管理が適切でないと判断される状態

## 作業環境測定の流れ

### これまでの規制

① 作業環境測定を実施



② 管理区分に基づいた必要な措置を実施



③ ②の措置の効果を確認するために再測定し、評価



第一管理区分・第二管理区分

### 新たな規制

③の結果、第三管理区分になった場合

## 第三管理区分

改善の可否について作業環境管理専門家の意見聴取



改善可能と判断

改善措置の実施



改善措置の効果確認



第三管理区分（改善できず）



改善困難と判断



呼吸用保護具によるばく露防止対策の徹底



# 実施手順

## 作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分された場合の義務

### 必要な措置の流れ

前提：第三管理区分評価後の措置の結果、再度、第三管理区分と評価された作業場所がある

- ① 当該場所の作業環境の改善可否と可能な場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴くこと（有機則第28条の3の2第1項等）

改善困難



改善可能

- ② 当該場所の作業環境の改善が可能な場合、作業環境管理専門家の意見を勘案して必要な改善措置を講じ、その効果を確認するための濃度測定を行い、結果を評価すること（有機則第28条の3の2第2・3項等）

改善困難

改善可能



第二管理区分に改善された場合は更なる改善措置を講じるように努めること。（有機則第28条の4第1項等）

### 呼吸用保護具によるばく露防止対策の徹底

- ③有機溶剤等の濃度の測定、測定結果に応じた呼吸用保護具の選定・使用（有機則第28条の3の2第4項第1号等）
- ④呼吸用保護具の装着状況の確認（有機則第28条の3の2第4項第2号等）
- ⑤評価結果が改善するまでの間の義務（有機則第28条の3の2第5項等）
- （1）6月以内ごとに1回の定期測定
  - （2）（1）の結果に応じた呼吸用保護具の選定・使用
  - （3）1年以内ごとに1回の呼吸用保護具の装着状況の確認

### 呼吸用保護具によるばく露防止対策の具体的な流れ

- |   |   |                |
|---|---|----------------|
| ① | 有機溶剤等の濃度の測定（告示第1条、第4条、第7条および第10条）   | →3ページ          |
| ② | 測定結果に応じ、有効な呼吸用保護具を選択し、労働者に使用させる（告示第2条、第5条、第8条および第11条）   | →5ページ          |
| ③ | フィットテスト※の実施(面体を有する呼吸用保護具を使用する場合に限る)<br>(告示第3条、第6条、第9条および第12条)<br>※ 当該呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認を指します（以下同じ）。   | →6ページ          |
| ④ | 6月以内ごとに1回、定期的に①の濃度測定を行い（原則、個人サンプリング法または個人ばく露測定。個人サンプリング法による場合は、作業環境測定と兼ねることも可能で、第三管理区分から改善した場合には、呼吸用保護具着用の義務はなくなる）、その測定結果に基づき有効な呼吸用保護具を使用させる<br>(告示第1条、第2条、第4条、第5条、第7条、第8条、第10条および第11条) | →3ページ<br>→5ページ |
| ⑤ | 1年以内ごとに1回、フィットテスト※の実施（面体を有する場合に限る）<br>(告示第3条、第6条、第9条および第12条)  | →6ページ          |

※ 作業環境評価結果が改善するまでの間は④と⑤の繰り返し

# ① 有機溶剤等の濃度の測定等 (告示第1条、第4条、第7条および第10条)

有機溶剤等の濃度測定は、作業環境測定か個人ばく露測定のいずれかにより測定する。

	作業環境測定	個人ばく露測定
有機溶剤	<p>C・D測定の実施が原則 (全ての有機溶剤を取り扱う作業で測定可能)</p> <p>↓ C・D測定できない場合</p> <p>A・B測定の実施 (C・D測定ができない作業に限る)</p>	<p>実施可能 (有機溶剤を取り扱う全ての作業で測定可能)</p>
鉛	<p>C・D測定を実施</p>	<p>実施可能</p>
特定化学物質	<p>C・D測定の実施が原則 (ベリリウムおよびその化合物他25物質 ※1)</p> <p>↓ C・D測定できない場合</p> <p>A・B測定の実施 (C・D測定ができない作業に限る)</p>	<p>実施可能 (測定対象物質はベリリウムとその化合物他25物質※2)</p>
粉じん	<p>C・D測定の実施が原則(※1) (遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く)</p> <p>↓</p> <p>A・B測定の実施 (C・D測定ができない作業に限る)</p>	<p>実施可能 (遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く)</p>

※1 施行までの間に作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号)を改正し、C・D測定の測定対象物等(有機溶剤は全ての作業、特定化学物質はアクリロニトリル他12物質、粉じん(遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。))が追加される予定。

※2 施行までの間に本告示を改正し、個人ばく露測定の測定対象物質が追加(アクリロニトリル他12物質)される予定。

## 個人サンプリング法による作業環境測定 (C・D測定)

労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定(C・D測定ともいう。)。D測定は、最も濃度が高くなる時間と作業位置で行う個人サンプリング法による作業環境測定。

## 固定点で行う作業環境測定 (A・B測定)

A測定は、測定場所の床面上に引いた等間隔の縦横線の交点で行う作業環境測定。

B測定は、最も濃度が高くなる時間と作業位置で行う作業環境測定。

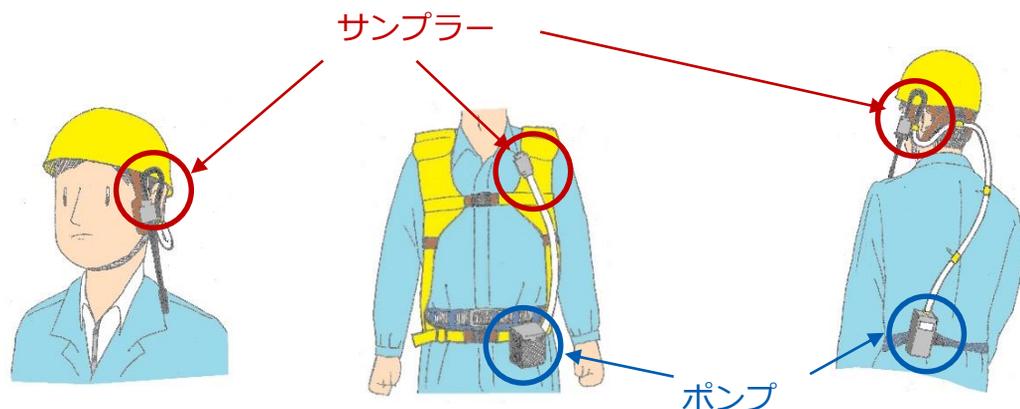
## 個人ばく露測定 → 詳細は次頁で説明

労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う方法により、労働者個人のばく露(労働者の呼吸域の濃度)を測定すること

※個人サンプリング法等による測定結果、測定結果の評価結果、呼吸用保護具の装着確認結果を3年間(粉じんに係る測定結果および評価結果については7年間)保存すること。

## ② 個人ばく露測定の方法(告示第1条、第4条、第7条および第10条)

個人ばく露測定により、空气中的有機溶剤等の濃度を測定します。



注：個人ばく露測定は、第1種作業環境測定士、作業環境測定機関などの、この測定について十分な知識・経験を持つ者が実施してください。

### 個人ばく露測定の詳細

- ① 試料空気の採取は、有機溶剤等作業に従事する労働者の**身体に装着する試料採取機器**を用いる方法により行います。

※試料採取機器の採取口は、労働者の呼吸する空气中的有機溶剤等の濃度を測定するために**最も適切な部位（呼吸域）**に装着する必要があります。

- ② 試料空気採取の対象者、時間は以下のとおりです。

- 試料採取機器の装着は、労働者に**ばく露される有機溶剤等の量がほぼ均一であると見込まれる作業**（以下「**均等ばく露作業**」）ごとに、それぞれ、**適切な数（2人以上に限る。）**の労働者に対して行います。

※均等ばく露作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた2以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により採取が行われたときは、この限りではありません。

- 試料空気採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が**有機溶剤等作業に従事する全時間**です。なお、採取の時間を短縮することはできません。

- ③ 試料の採取方法は以下のとおりです。

- 有機溶剤、特定化学物質の場合は、直接捕集方法等の定められた方法（※）により行います。
- 鉛の場合は、ろ過捕集方法および質量分析方法またはこれと同等以上の性能を有する試料採取方法により行います。
- 粉じんの場合は、作業環境測定基準第2条第2項の要件に該当する分粒装置を用いるろ過捕集方法および質量分析方法またはこれと同等以上の性能を有する試料採取方法により行います。

- ④ 試料の分析方法は、物質ごとに定められた分析方法（ガスクロマトグラフ分析方法、吸光光度分析方法、原子吸光分析方法等（※））により行います。

※有機溶剤の場合は作業環境測定基準別表第2に、特定化学物質の場合は同基準別表第1に掲げられた方法による

### ③呼吸用保護具の選択の方法(告示第2条、第5条、第8条および第11条)

- i. 有機溶剤等の濃度の測定の結果得られた濃度の最大の値(C)を使用し、以下の計算により「要求防護係数」を算定します。

$$\text{要求防護係数 } PF_r = \frac{C}{C_0}$$

C : 濃度の測定の結果得られた値※

C<sub>0</sub> : 作業環境評価基準で定める物質別の管理濃度(有機溶剤、鉛、特定化学物質の場合)

C<sub>0</sub> : C<sub>0</sub> = 3.0 / (1.19Q + 1) (粉じんの場合)

Q : 遊離けい酸含有率

※ 作業環境測定の場合は、第一評価値またはB測定もしくはD測定の測定値のうち高い値。

個人ばく露測定の場合は、測定値の最大値。

なお、第一評価値とは、単位作業場所における全ての測定点の作業時間における濃度の実現値のうち、高濃度側から5%に相当する濃度の推定値。

- ii. 「**要求**防護係数」を上回る「**指定**防護係数」を有する呼吸用保護具を、以下の一覧表から選択します。

指定防護係数※一覧(抜粋)

呼吸用保護具の種類			指定防護係数	
防じんマスク	取り替え式	全面形面体	RS3またはRL3	50
			RS2またはRL2	14
			RS1またはRL1	4
		半面形面体	RS3またはRL3	10
			RS2またはRL2	10
			RS1またはRL1	4
	使い捨て式	DS3またはDL3		10
		DS2またはDL2		10
		DS1またはDL1		4
電動ファン付き呼吸用保護具	全面形面体	S級	PS3またはPL3	1,000
		A級	PS2またはPL2	90
		A級またはB級	PS1またはPL1	19
	半面形面体	S級	PS3またはPL3	50
		A級	PS2またはPL2	33
		A級またはB級	PS1またはPL1	14
	フード形またはフェイスシールド形	S級	PS3またはPL3	25
		A級		20
		S級またはA級	PS2またはPL2	20
		S級、A級またはB級	PS1またはPL1	11

• RS1、RS2などは、防じんマスクの規格の規定による区分

• S級、A級やB級、PS1、PS2などは、電動ファン付き呼吸用保護具の規格の規定による区分

※ 電動ファン付き呼吸用保護具とエアラインマスクのうち、実際の作業時の測定等により得られた防護係数がこの表に掲げる指定防護係数を上回ることを**製造者が証明する特定の型式**については、別に定める指定防護係数を使用することができます。

## ④ フィットテストの方法 (告示第3条、第6条、第9条および第12条)

### ■ フィットテストの方法

- ① JIS T8150 (呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法) に定める方法またはこれと同等の方法により、呼吸用保護具の外側、内側それぞれの測定対象物質の濃度を測定し、以下の計算式により「フィットファクタ」を求めます。

$$(\text{フィットファクタ}) = \frac{\text{呼吸用保護具の外側の測定対象物質※の濃度}}{\text{呼吸用保護具の内側の測定対象物質の濃度}}$$

※ 大気粉じん等、JIS T8150で定めるもの

- ② 「フィットファクタ」が以下の「**要求フィットファクタ**」を上回っているかどうかを確認します。

呼吸用保護具の種類	要求フィットファクタ
全面形面体を有するもの	500
半面形面体を有するもの	100

### ■ フィットテストの記録の方法

確認を受けた者の氏名、確認の日時、装着の良否、上記の確認を外部に委託して行った場合の受託者の名称を記録します。

#### 記録例

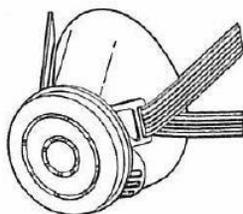
確認を受けた者	確認の日時	装着の良否	備考
甲山一郎	12/8 10:00	良	●●社に委託して実施 (以下同じ)。
乙田次郎	12/8 10:30	否 (1回目) 良 (2回目)	最初のテストで不合格となったが、マスクの装着方法を改善し、2回目で合格となった。

## 【参考】呼吸用保護具の種類

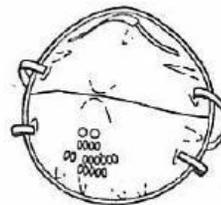
### 防じんマスク



【取替え式・全面形面体】



【取替え式・半面形面体】

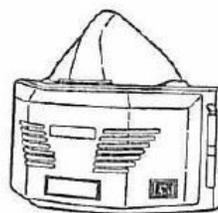


【使い捨て式】

### 電動ファン付き呼吸用保護具



【全面形面体】



【半面形面体】

# 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定等の対象機械に追加されます！！

厚生労働省では、平成26年に防じん用の電動ファン付き呼吸用保護具についてのみ構造規格を定め、型式検定の対象としてきましたが、今般、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（**防毒用電動ファン付き呼吸用保護具**）が**型式検定等の対象**となりました。

この改正は、**令和5年10月1日から施行・適用**します。

- ① **型式検定に合格していない防毒用電動ファン付き呼吸用保護具は、2026年（令和8年）9月30日までしか使用できません**ので、それまでに**型式検定に合格したものに買い換えてください**。
- ② **防毒マスクの使用**が義務付けられている作業場所等で、**防毒用電動ファン付き呼吸用保護具も使用することができるようになります**。

## 防毒用電動ファン付き呼吸用保護具とは

- 主に電動ファン、吸収缶、面体等から構成され、環境空気中の有害なガス若しくは蒸気等を除去した空気を装着者へ供給する**過式呼吸用保護具**。
- 電動ファンにより送気するので、面体内が陽圧（※）になるため、面体内に有害物質が侵入しにくく、かつ、呼吸が容易であり作業者の負担が少ない。

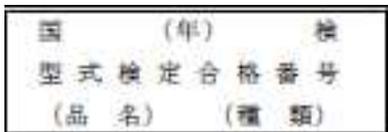
※ 防じんマスク及び防毒マスクは、肺力により空気を吸引するため、面体内は陰圧になる。

## 電動ファン付き呼吸用保護具の種類

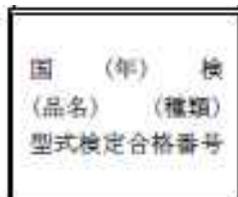
面体形	＜半面形面体＞ 	＜全面形面体＞ 	ルーズフィット形	＜フード＞ 	＜フェイスシールド＞ 
	※半面形面体、全面形面体の写真はG-PAPRのもの。	※フード、フェイスシールドの写真はPAPRのもの。			

### ＜型式検定合格標章の例＞

（呼吸用保護具本体用の合格標章）



（吸収缶及び電動ファン用）



- 型式検定に合格したものは合格標章が貼られています。
- 「国（年）検」部分に型式検定に合格した年から有効期間（5年）を過ぎた製造年月ではないかを確認してください。
- 「品名」部分には、防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の場合は「GP」と記載されています。

※本体の合格標章は概ね赤丸（●）部分に貼られています。



# 今回の改正等のポイント

## 1. 型式検定及び譲渡等制限の対象機械へ追加

- 防毒用電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定及び譲渡等制限を受けるべき機械として追加。

## 2. 型式検定及び規格を具備すべき機械を規定

- 型式検定及び規格を具備すべき防毒用電動ファン付き呼吸用保護具として、「ハロゲンガス用」「有機ガス用」、「アンモニア用」と「亜硫酸ガス用」の4つを規定。

## 3. 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具へ名称変更

- 既に「電動ファン付き呼吸用保護具」と規定されている政省令等については、「防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」と名称変更。

## 4. その他関係省令の一部改正

- 有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）等において、各作業の際に防毒マスク等を使用しなければならないと規定されている機械等に防毒用電動ファン付き呼吸用保護具を追加。

### 経過措置（猶予期間）

<2024年（令和6年）10月1日前に製造・輸入されたもの>

型式検定に合格標章の表示が付されていないものは、2026年（令和8年）9月30日までしか使用できません。

### 経過措置（猶予期間）等について

	2022(令和4)年				2023(令和5)年				2024(令和6)年				2025(令和7)年				2026(令和8)年				2027(令和9)年以降	
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月		
政令改正					★公布（3月中）★施行（10月1日）																	
省令改正					★公布（3月中）★施行（10月1日）																	
①改正構造規格に基づく防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用、譲渡等又は型式検定に合格している防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用（※1）、輸入・製造 <政令附則第1項>																					使用・譲渡等、製造・輸入可能（2023(令和5)年10月1日～）	
②令和6年10月1日前に製造等され、改正構造規格に基づかない防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用が認められる猶予期間（※2） <政令附則第2項、省令附則第2条>																					使用可能（2026(令和8)年9月30日まで）	×
③令和6年10月1日前に製造等され、型式検定に合格していない防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用が認められる猶予期間 <政令附則第3項、省令附則第2条>																					使用可能（2026(令和8)年9月30日まで）	×

※1：施行後は、労働安全衛生規則（以下、「安衛則」という。）第27条により規格を具備したものを使用しなければならない。労働安全衛生法（以下、「安衛法」という。）第44条の2第7項により型式検定を受けたものを使用しなければならない。

※2：令和6年10月1日前に製造され、又は輸入されたものは、令和8年9月30日までの間は、安衛則第27条を適用しない。

# 労働災害を防止するため リスクアセスメントを実施しましょう

労働安全衛生法が改正されました（平成28年6月1日施行）

平成29年3月1日から663物質、平成30年7月1日から**673物質**となっています

一定の危険有害性のある化学物質（640物質）<sup>\*</sup>について

1. 事業場における**リスクアセスメント**が義務づけられました。
2. 譲渡提供時に容器などへの**ラベル表示**が義務づけられました。

## <リスクアセスメントとは>

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。

## <対象となる事業場は>

業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となります。

製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業など、さまざまな業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクがあります。

## <リスクアセスメントの実施義務の対象物質>

事業場で扱っている製品に、対象物質が含まれているかどうか確認しましょう。対象は安全データシート（SDS）の交付義務の対象である**640物質**です。

640物質<sup>\*</sup>は以下のサイトで公開しています。

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/GHS\\_MSD\\_FND.aspx](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx)

職場のあんぜんサイト SDS

検索

対象物質に当たらない場合でも、リスクアセスメントを行うよう努めましょう。

あなたの職場でも化学物質を使っていませんか？  
リスクアセスメントのやり方を見ていきましょう



# 1. リスクアセスメントの実施時期

(安衛則第34条の2の7第1項)

施行日(平成28年6月1日)以降、該当する場合に実施します。

## <法律上の実施義務>

- 1.対象物を原材料などとして**新規に採用**したり、**変更したり**するとき
  - 2.対象物を製造し、または取り扱う業務の**作業の方法や作業手順を新規に採用したり変更したり**するとき
  - 3.前の2つに掲げるもののほか、対象物による**危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあったり**するとき
- ※新たな危険有害性の情報が、SDSなどにより提供された場合など

## <指針による努力義務>

- 1.労働災害発生時  
※過去のリスクアセスメント(RA)に問題があるとき
- 2.過去のRA実施以降、機械設備などの経年劣化、労働者の知識経験などリスクの状況に変化があったとき
- 3.**過去にRAを実施したことがない**とき  
※施行日前から取り扱っている物質を、施行日前と同様の作業方法で取り扱う場合で、過去にRAを実施したことがない、または実施結果が確認できない場合

# 2. リスクアセスメントの実施体制

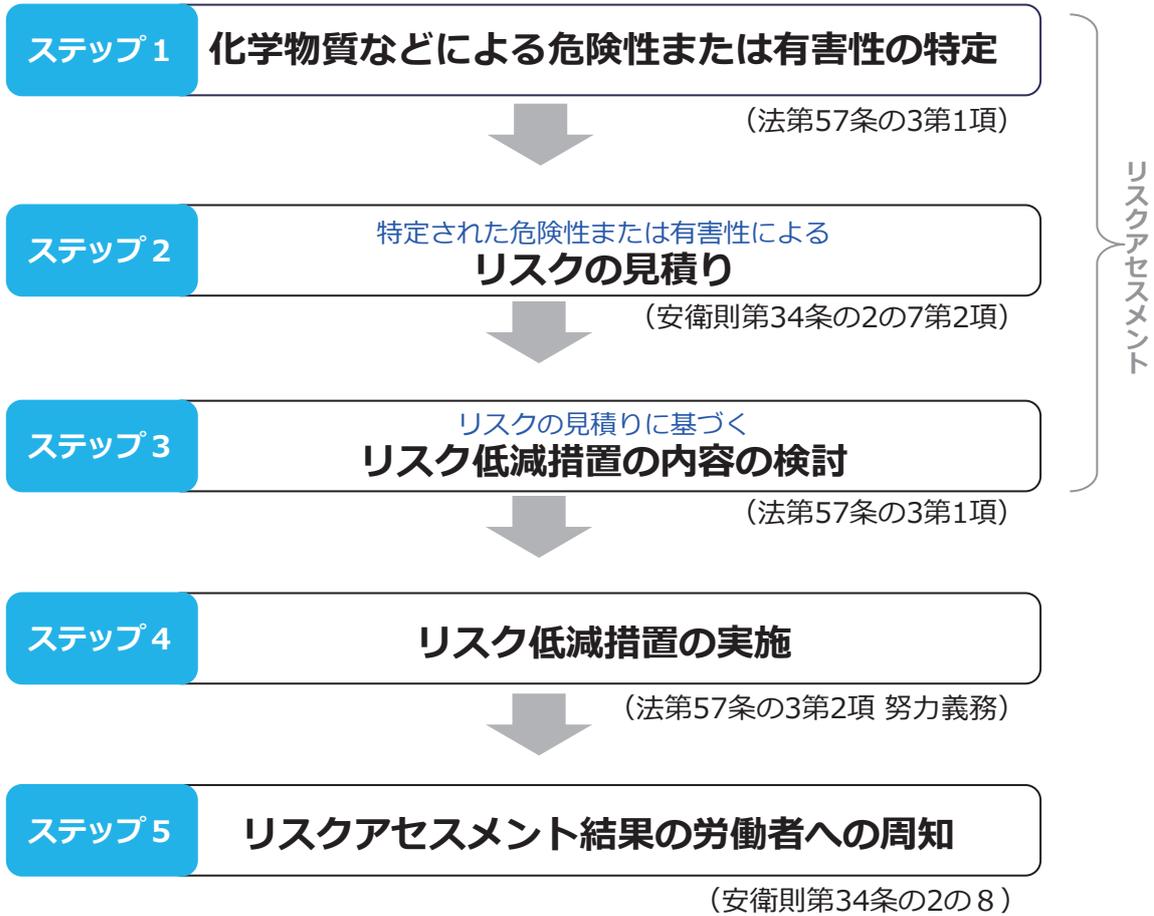
リスクアセスメントとリスク低減措置を実施するための体制を整えます。安全衛生委員会などの活用などを通じ、労働者を参画させます。

担当者	説明	実施内容
総括安全衛生管理者など	事業の実施を統括管理する人 (事業場のトップ)	リスクアセスメントなどの実施を統括管理
安全管理者または衛生管理者 作業主任者、職長、班長など	労働者を指導監督する地位にある人	リスクアセスメントなどの <b>実施を管理</b>
化学物質管理者	化学物質などの適切な管理について必要な能力がある人の中から指名	リスクアセスメントなどの <b>技術的業務を実施</b>
専門的知識のある人	必要に応じ、化学物質の危険性と有害性や、化学物質のための機械設備などについての専門的知識のある人	対象となる化学物質、機械設備のリスクアセスメントなどへの参画
外部の専門家	労働衛生コンサルタント、労働安全コンサルタント、作業環境測定士、インダストリアル・ハイジニストなど	より詳細なリスクアセスメント手法の導入など、 <b>技術的な助言を得るために活用が望ましい</b>

※事業者は、上記のリスクアセスメントの実施に携わる人(外部の専門家を除く)に対し、必要な教育を実施するようにします。

### 3. リスクアセスメントの流れ

リスクアセスメントは以下のような手順で進めます。



「ラベルでアクション」運動実施中！職場で扱っている製品のラベル表示を確認しましょう

## 「ラベルでアクション」

GHSマーク（絵表示）があったら、SDSの確認とリスクアセスメントの実施につなげましょう

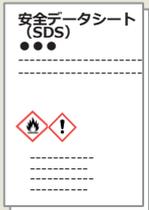


(製品の名称)	△△△製品	○○○○
(絵表示)		 (注意喚起語) <b>危険</b>
(危険有害性情報)	・ 引火性液体及び蒸気	・ 吸入すると有毒
(注意書き)	<b>取扱い注意</b> (供給者の特定)	
	・ 火気厳禁	・ 防爆構造の器具を用いる

## ステップ 1

## 化学物質などによる危険性または有害性の特定

化学物質などについて、リスクアセスメントなどの対象となる業務を洗い出した上で、**SDSに記載されているGHS分類**などに即して危険性または有害性を特定します。

ラベル	SDS（安全データシート）
 <p>ラベルによって、化学物質の危険有害性情報や適切な取扱い方法を伝達 (容器や包装にラベルの貼付や印刷)</p>	 <p>事業者間の取引時にSDSを提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法を伝達</p>

### <危険有害性クラスと区分（強さ）に応じた絵表示と注意書き>

<b>【炎】</b> 	可燃性／引火性ガス 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 など	<b>【円上の炎】</b> 	支燃性／酸化性ガス 酸化性液体・固体	<b>【爆弾の爆発】</b> 	爆発物 自己反応性化学品 有機過酸化物
<b>【腐食性】</b> 	金属腐食性物質 皮膚腐食性 眼に対する重大な損傷性	<b>【ガスボンベ】</b> 	高压ガス	<b>【どくろ】</b> 	急性毒性 (区分1～3)
<b>【感嘆符】</b> 	急性毒性 (区分4) 皮膚刺激性(区分2) 眼刺激性(区分2A) 皮膚感作性 特定標的臓器毒性 (区分3) など	<b>【環境】</b> 	水生環境有害性	<b>【健康有害性】</b> 	呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性 (区分1, 2) 吸引性呼吸器有害性

### <GHS国連勧告に基づくSDSの記載項目>

1 化学品および会社情報	9 物理的および化学的性質 (引火点、蒸気圧など)
2 危険有害性の要約 (GHS分類)	10 安定性および反応性
3 組成および成分情報 (CAS番号、化学名、含有量など)	11 有害性情報 (LD <sub>50</sub> 値、IARC区分など)
4 応急措置	12 環境影響情報
5 火災時の措置	13 廃棄上の注意
6 漏出時の措置	14 輸送上の注意
7 取扱いおよび保管上の注意	15 適用法令 (安衛法、化管法、消防法など)
8 ばく露防止および保護措置 (ばく露限界値、保護具など)	16 その他の情報

## ステップ 2

## リスクの見積り

リスクアセスメントは、対象物を製造し、または取り扱う業務ごとに、次のア～ウのいずれかの方法またはこれらの方法の併用によって行います。（危険性についてはアとウに限る）

ア. 対象物が労働者に**危険を及ぼし、または健康障害を生ずるおそれの程度（発生可能性）**と、**危険または健康障害の程度（重篤度）**を考慮する方法

具体的には以下のような方法があります。

マトリクス法	発生可能性と重篤度を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめ発生可能性と重篤度に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法
数値化法	発生可能性と重篤度を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを加算または乗算などしてリスクを見積もる方法
枝分かれ図を用いた方法	発生可能性と重篤度を段階的に分岐していくことによりリスクを見積もる方法
コントロール・バンディング	<b>化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング）</b> などを用いてリスクを見積もる方法
災害のシナリオから見積もる方法	化学プラントなどの化学反応のプロセスなどによる災害のシナリオを仮定して、その事象の発生可能性と重篤度を考慮する方法

イ. 労働者が対象物に**さらされる程度（ばく露濃度など）**とこの対象物の**有害性の程度**を考慮する方法

具体的には以下のような方法があります。このうち実測値による方法が望ましいです。

実測値による方法	対象の業務について <b>作業環境測定などによって測定した</b> 作業場所における化学物質などの <b>気中濃度</b> などを、その化学物質などの <b>ばく露限界</b> （日本産業衛生学会の許容濃度、米国産業衛生専門家会議（ACGIH）のTLV-TWAなど）と <b>比較する方法</b>
使用量などから推定する方法	<b>数理モデルを用いて</b> 対象の業務の作業を行う労働者の周辺の化学物質などの <b>気中濃度を推定し</b> 、その化学物質の <b>ばく露限界と比較する方法</b>
あらかじめ尺度化した表を使用する方法	対象の化学物質などへの労働者の <b>ばく露の程度</b> とこの化学物質などによる <b>有害性を相対的に尺度化し</b> 、これらを縦軸と横軸とし、あらかじめばく露の程度と有害性の程度に応じて <b>リスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法</b>

ウ. その他、アまたはイに**準じる方法**

危険または健康障害を防止するための具体的な措置が労働安全衛生法関係法令の各条項に規定されている場合に、これらの規定を確認する方法などがあります。

- ①特別則（労働安全衛生法に基づく化学物質等に関する個別の規則）の対象物質（特定化学物質、有機溶剤など）については、特別則に定める具体的な措置の状況を確認する方法
- ②安衛令別表1に定める危険物および同等のGHS分類による危険性のある物質について、安衛則第四章などの規定を確認する方法

## 例1：マトリクスを用いた方法

※発生可能性「②比較的高い」、重篤度「②後遺障害」の場合の見積り例

		危険または健康障害の程度（重篤度）			
		死亡	後遺障害	休業	軽傷
危険または健康障害を生じるおそれの程度（発生可能性）	極めて高い	5	5	4	3
	比較的高い	5	4	3	2
	可能性あり	4	3	2	1
	ほとんどない	4	3	1	1



リスク	優先度	
4～5	高	直ちにリスク低減措置を講じる必要がある。措置を講じるまで作業停止する必要がある。
2～3	中	速やかにリスク低減措置を講じる必要がある。措置を講じるまで使用しないことが望ましい。
1	低	必要に応じてリスク低減措置を実施する。

## 例2：化学物質などの有害性とばく露の量を相対的に尺度化し、リスクを見積もる方法の例

①SDSを用い、GHS分類などを参照して有害性のレベルを区分する。

有害性のレベル	GHS分類における健康有害性クラスと区分
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>皮膚刺激性 区分2</li> <li>眼刺激性 区分2</li> <li>吸引性呼吸器有害性 区分1</li> <li>その他のグループに分類されない粉体、蒸気</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>急性毒性 区分4</li> <li>特定標的臓器（単回ばく露） 区分2</li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>急性毒性 区分3</li> <li>皮膚腐食性 区分1</li> <li>眼刺激性 区分1</li> <li>皮膚感受性 区分1</li> <li>特定標的臓器（単回ばく露） 区分1</li> <li>特定標的臓器（反復ばく露） 区分2</li> </ul>
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>急性毒性 区分1, 2</li> <li>発がん性 区分2</li> <li>特定標的臓器（反復ばく露） 区分1</li> <li>生殖毒性 区分1, 2</li> </ul>
E	<ul style="list-style-type: none"> <li>生殖細胞変異原性 区分1, 2</li> <li>発がん性 区分1</li> <li>呼吸器感受性 区分1</li> </ul>

②作業環境レベルと作業時間などから、ばく露レベルを推定する。  
（作業レベルは以下のような式で算出）

$$\text{作業環境レベル} = (\text{取扱量}) + (\text{揮発性} \cdot \text{飛散性}) - (\text{換気})$$

取扱量	揮発性・飛散性	換気
多量：3	高：3	遠隔操作・完全密閉：4
中量：2	中：2	局所排気：3
少量：1	低：1	全体換気・屋外作業：2
		換気なし：1

ばく露レベル	作業環境レベル					
	5以上	4	3	2	1以下	
年間作業時間	400時間超過	V	V	IV	IV	III
	100～400時間	V	IV	IV	III	II
	25～100時間	IV	IV	III	III	II
	10～25時間	IV	III	III	II	II
	10時間未満	III	II	II	II	I

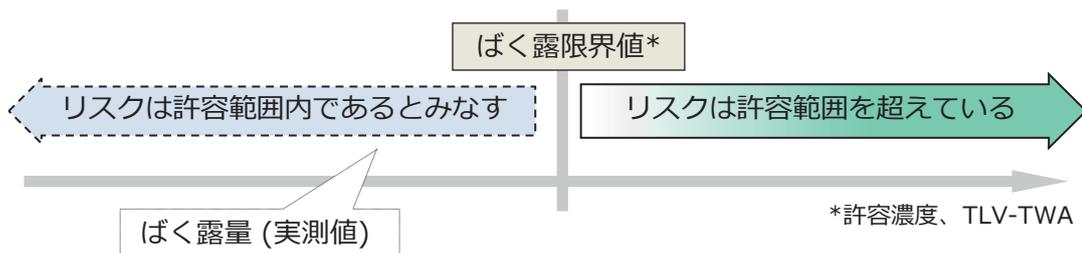
③有害性のレベルとばく露レベルからリスクを見積る。

		ばく露レベル				
		V	IV	III	II	I
有害性のレベル	E	5	5	4	4	3
	D	5	4	4	3	2
	C	4	4	3	3	2
	B	4	3	3	2	2
	A	3	2	2	2	1

※これらの表はリスクの見積り方を例示するものであり、有害性のレベル分け、ばく露レベルの推定は仮のものです。

### 例3：実測値を用いる方法

実際に、化学物質などの気中濃度を測定し、ばく露限界値と比較する方法は、最も基本的な方法として推奨されます。



気中濃度の測定方法

- ◆ 作業環境測定
- ◆ 個人ばく露測定
- ◆ 簡易な測定（検知管、パッシブサンプラーなど）

### 例4：コントロール・バンディングを用いた方法

「コントロール・バンディング」は簡易なリスクアセスメント手法です。

これは、ILO（国際労働機関）が、開発途上国の中小企業を対象に、有害性のある化学物質から労働者の健康を守るために、簡単で実用的なリスクアセスメント手法を取り入れて開発した化学物質の管理手法です。

厚生労働省のホームページ「職場のあんぜんサイト」で、支援システムを提供しており、サイト上で必要な情報を入力すると、リスクレベルと、それに応じた実施すべき対策と参考となる対策シートが得られます。

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras\\_start.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras_start.html)

コントロール・バンディング

なお、対策シートはリスク低減措置の検討の参考としていただく材料です。

換気設備、保護具などの必要性について検討いただくとともに、より詳細なリスクアセスメントに向けたスクリーニングとしても使用することが可能です。

### 例5：ECETOC-TRA（ばく露推定モデルの一つ）を用いた方法

欧州化学物質生態毒性・毒性センター（ECETOC）が提供するリスクアセスメントツール（ECETOC-TRA）は定量的評価が可能なツールとして普及しています。

<http://www.ecetoc.org/tra>（英語）

化学物質の物理化学的性状、作業工程（プロセスカテゴリー）、作業時間、換気条件などを入力することによって、推定ばく露濃度が算出されます。

### その他

危険物については、化学プラントのセーフティ・アセスメントなどの方法があります。



### ステップ3 リスク低減措置の内容の検討

リスクアセスメントの結果に基づき、労働者の危険または健康障害を防止するための措置の内容を検討してください。

- ◆労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則などの特別則に規定がある場合は、その措置をとる必要があります。
- ◆次に掲げる優先順位でリスク低減措置の内容を検討します。
  - ア. 危険性または有害性のより低い物質への代替、化学反応のプロセスなどの運転条件の変更、取り扱う化学物質などの形状の変更など、またはこれらの併用によるリスクの低減  
※危険有害性の不明な物質に代替することは避けるようにしてください。
  - イ. 化学物質のための機械設備などの防爆構造化、安全装置の二重化などの工学的対策または化学物質のための機械設備などの密閉化、局所排気装置の設置などの衛生工学的対策
  - ウ. 作業手順の改善、立入禁止などの管理的対策
  - エ. 化学物質などの有害性に応じた有効な保護具の使用



### ステップ4 リスク低減措置の実施

検討したリスク低減措置の内容を速やかに実施するよう努めます。

死亡、後遺障害または重篤な疾病のおそれのあるリスクに対しては、暫定的措置を直ちに実施してください。

リスク低減措置の実施後に、改めてリスクを見積もるとよいでしょう。

リスク低減措置の実施には、例えば次のようなものがあります。

- ◆危険有害性の高い物質から低い物質に変更する。  
物質を代替する場合には、その代替物の危険有害性が低いことを、GHS区分やばく露限界値などをもとに、しっかり確認します。  
確認できない場合には、代替すべきではありません。危険有害性が明らかな物質でも、適切に管理して使用することが大切です。
- ◆温度や圧力などの運転条件を変えて発散量を減らす。
- ◆化学物質などの形状を、粉から粒に変更して取り扱う。
- ◆衛生工学的対策として、蓋のない容器に蓋をつける、容器を密閉する、局所排気装置のフード形状を囲い込み型に改良する、作業場所に拡散防止のためのパーテーション（間仕切り、ビニールカーテンなど）を付ける。
- ◆全体換気により作業場全体の気中濃度を下げる。
- ◆発散の少ない作業手順に見直す、作業手順書、立入禁止場所などを守るための教育を実施する。
- ◆防毒マスクや防じんマスクを使用する。  
使用期限（破過など）、保管方法に注意が必要です。

## ステップ5

# リスクアセスメント結果の労働者への周知

リスクアセスメントを実施したら、以下の事項を労働者に周知します。

### 1 周知事項

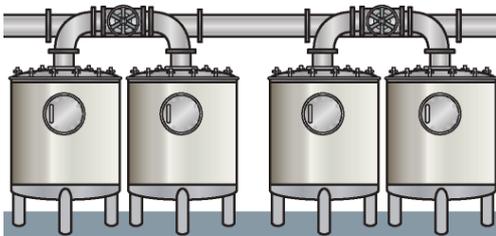
- ① 対象物の名称
- ② 対象業務の内容
- ③ リスクアセスメントの結果（特定した危険性または有害性、見積もったリスク）
- ④ 実施するリスク低減措置の内容

### 2 周知の方法は以下のいずれかによります。 ※SDSを労働者に周知する方法と同様です。

- ① 作業場に常時掲示、または備え付け
- ② 書面を労働者に交付
- ③ 電子媒体で記録し、作業場に常時確認可能な機器（パソコン端末など）を設置

### 3 法第59条第1項に基づく雇入れ時の教育と同条第2項に基づく作業変更時の教育において、上記の周知事項を含めるものとします。

### 4 リスクアセスメントの対象の業務が継続し、上記の労働者への周知などを行っている間は、それらの周知事項を記録し、保存しておきましょう。



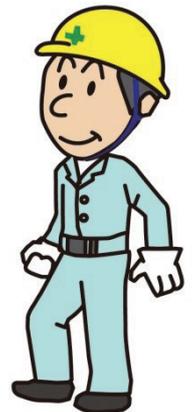
**〇〇業務のリスクアセスメント結果**

**1 化学物質の名称** 〇〇  
**2 業務の内容** ……を～～する業務  
X作業、Y作業の工程

**3 リスクアセスメントの結果**  
(1) 特定した有害性 発がん性(区分2)  
(2) 見積もったリスク 実測値は…で、許容濃度  
〇〇を上回っているため、速やかに低減措置が必要

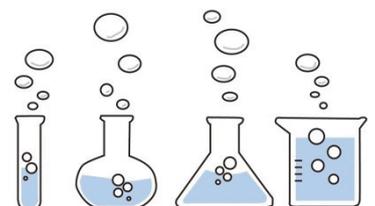
**4 実施するリスク低減措置の内容**  
・局所排気装置の設置(〇年〇月予定)  
※ 気中濃度は△△ppm(許容濃度以下)と推計。  
・〇年〇月まで防毒マスク着用

実施者	実施日
-----	-----



## その他

法に基づくリスクアセスメント義務の対象とならない化学物質などであっても、法第28条の2に基づき、リスクアセスメントを行う努力義務がありますので、上記に準じて取り組むように努めてください。



# ラベル（表示）を作成する譲渡提供者（メーカーなど）の皆さまへ

## ラベル（表示）は、安衛令別表第9に掲げる640<sup>※</sup>の化学物質などが対象です

化学物質などを譲渡提供するには、次の事項を記載したラベルを容器に貼付します。

- ①名称
- ②注意喚起語
- ③人体に及ぼす作用、安定性、反応性
- ④貯蔵または取扱い上の注意
- ⑤標章（絵表示）
- ⑥表示をする人の氏名、住所、電話番号

注）「成分」の表示については、平成28年6月1日以降、記載義務がなくなりますが、適切と考えられる成分の表示を行うことが望まれます。

## ラベル（表示）に関する固形物の適用除外（令第18条および安衛則第30条関係）

純物質	金属*については、粉状以外（塊、板、棒、線など）の場合は適用除外 *イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン、ロジウム
混合物	640物質 <sup>※</sup> に掲げる物を含有する製剤のうち、 <b>運搬中や貯蔵中で固体以外の状態にならず、かつ、粉状*にならない物</b> は適用除外 *粉状とは、流体力学的粒子径が0.1mm以下のインハラブル（吸入性）粒子を含むものをいいます。 *具体的には、鋼材、ワイヤ、プラスチックのペレットなどは原則適用除外となります。

### <適用除外とならない危険物または皮膚腐食性のあるもの>

以下のものは適用除外となりません。

- 1 危険物（安衛令別表第一に掲げるもの）
- 2 可燃性の物等爆発または火災の原因となるおそれのある物
- 3 皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの（例えば酸化カルシウム、水酸化ナトリウムなどを含む製剤）

※具体的には、GHS分類の危険有害性クラスで物理化学的危険性または皮膚腐食性を有するもの

## ラベル（表示）の適用除外（一般消費者の生活の用）

主として一般消費者の生活の用に供するための製品は除きます。  
これには以下のものが含まれます。

- ◆「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）に定められている**医薬品、医薬部外品、化粧品**
- ◆「農薬取締法」（昭和23年法律第125号）に定められている**農薬**
- ◆**労働者による取扱いの過程で固体以外の状態にならず、かつ、粉状または粒状にならない製品**
- ◆表示対象物が**密封された状態**で取り扱われる製品
- ◆**一般消費者のもとに提供される段階の食品**

ただし、水酸化ナトリウム、硫酸、酸化チタンなどが含まれた食品添加物、エタノールなどが含まれた酒類など、表示対象物が含まれているものであって、譲渡・提供先において、労働者がこれらの食品添加物を添加し、または酒類を希釈するなど、**労働者が表示対象物にばく露するおそれのある作業が予定されるものについては**、「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」には該当しないこと。

注) 固形物の適用除外は、ラベル表示のみです。  
固形物の場合も、SDSの交付はこれまでどおり必要です。

注) ラベル作成の詳細、裾切値については、関係法令、JISZ7253などを参照してください。

# 化学物質のSDS活用&リスクアセスメント自主点検票

事業場名	点検実施日
責任者名（衛生管理者など）	担当者職氏名

1.事業場内で化学物質を取り扱っていますか。 ※塗料、洗浄剤、加工材など、身近なものにも化学物質が使われています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒いいえの場合、点検終了										
2.その製品にSDS（安全データシート）は添付されていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒いいえの場合、納入元から入手してください										
3.その化学物質は何ですか。法令上①～③のどれに当てはまりますか。 ①特定化学物質・有機溶剤 ②①以外のSDS対象物 ③その他	⇒SDSの「15.適用法令」の欄を確認！または「職場のあんぜんサイト」などで検索！										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>化学物質名</th> <th>CAS番号(SDSに記載)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>( )</td> <td>( )</td> </tr> </tbody> </table>	化学物質名	CAS番号(SDSに記載)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③
化学物質名	CAS番号(SDSに記載)										
( )	( )										
( )	( )										
( )	( )										
( )	( )										
4.その化学物質の取扱い業務について、リスクアセスメントを実施したことはありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ										
はいの場合、その結果を確認することはできますか。 ⇒はいの場合、6.へ ⇒いいえの場合、 <b>リスクアセスメントを実施しましょう</b>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ										
いいえの場合、 <b>リスクアセスメントを実施しましょう</b>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ										
5.リスクアセスメントの方法を選択しましょう。（詳しくは5ページ） SDSのGHS分類による危険有害性情報を参照して確認します。 危険性についての方法 → <input type="checkbox"/> 災害シナリオを想定して見積もる方法（マトリクス法など） <input type="checkbox"/> 法令規定を確認する方法 <input type="checkbox"/> その他 有害性についての方法 → <input type="checkbox"/> ばく露濃度の測定（実測） <input type="checkbox"/> コントロール・バンディング <input type="checkbox"/> ECETOC-TRAなど <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 危険性 <input type="checkbox"/> 有害性										
6.リスクアセスメントの結果を労働者に周知していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒いいえの場合、改善しましょう										
7.SDSの内容を労働者に周知していますか。 ※作業場に備付け、各労働者に配布、パソコンなどで閲覧などの方法があります。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒いいえの場合、改善しましょう										
8.SDS対象物（3.の①または②）に当たる場合、納入された容器などにラベル表示がされていますか。 ⇒はいの場合、事業場内でもラベル表示したままにしましょう ⇒いいえの場合、納入元にラベル表示について照会しましょう	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ										

## <化学物質管理に関する相談窓口>

SDSの活用やリスクアセスメントの実施について、専門家に相談することができます。  
問い合わせ先は、厚生労働省のホームページでお知らせしています。

厚生労働省 化学物質管理 相談窓口

検索

(平成27年9月作成)

## • CREATE – SIMPLEとは？

- 少量低頻度で化学物質を取り扱う事業者に向けた簡易なリスクアセスメント支援ツール  
(**C**hemical **R**isk **E**asy **A**ssessment **T**ool, **E**dition for **S**ervice **I**ndustry and **M**ulti**P**LE workplaces)

### 特徴 1

数mLから一斗缶（約18L）の化学物質に！  
少量の化学物質を取り扱う場合のリスクアセスメントに適しています！

### 特徴 2

選択肢から回答を選ぶだけの簡単操作！  
第二次産業だけではなく、サービス業など第三次産業の事業者でも簡単リスク見積もり！

### 特徴 3

どこを改善すればリスクが下がるか一目瞭然！  
リスク低減措置（対策）の内容を検討しやすくなりました！対策導入後のリスクも簡単見積もり！

### 特徴 4

PCがあればどこでもリスク見積もり可能！  
Microsoft Excelで動作するツールなので、PCにダウンロードすればネットにつながなくても使えます！

## • 厚生労働省コントロール・バンディング（CB）と何が違うの？

- CREATE-SIMPLEは、**少量の化学物質のリスクアセスメントに特化**！
  - 厚生労働省CBは、リットルやトン単位など化学物質の量が多い場合がメインターゲット

**2018年4月に厚生労働省「職場のあんぜんサイト」で公開**

# 2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

- 1 作業を請け負わせる一人親方等
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者には義務付けられます。

## ※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則
- ・有機溶剤中毒予防規則
- ・鉛中毒予防規則
- ・四アルキル鉛中毒予防規則
- ・特定化学物質障害予防規則
- ・高気圧作業安全衛生規則
- ・電離放射線障害防止規則
- ・酸素欠乏症等防止規則
- ・粉じん障害防止規則
- ・石棉障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

## 法令改正の主な内容

### 1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の**設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと**
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、**請負人に対してもその作業方法を周知すること**
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、**請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**

### 2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、**その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、**その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること**
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること**
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、**その場所にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること**

# 注意事項

## 重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



## 作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

## 元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければなりません。

## 配慮義務の意味

配慮義務は、配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではありません。何らかの手段で、労働者と同等の保護が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者に課されます。

## 周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

## 請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。

# 労働安全衛生法に基づく 化学物質管理の 無料相談窓口のご案内

ラベル・SDS・リスクアセスメントをはじめ、政省令改正による「新たな化学物質規制」に関する内容などのご質問にお答えします。

## ◆労働安全衛生法の関係政省令改正の主な概要◆

- ✓ 化学物質を製造・取扱う労働者への適切な保護具の使用
- ✓ ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅増加
- ✓ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下※1または最小限度※2にする義務
- ✓ 自律的な管理に向けた実施体制の確立

※1：濃度基準値設定物質が対象 ※2：※1以外のリスクアセスメント対象物が対象



- ・新たな化学物質規制にどのように対応すればいいですか？
- ・ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品ですか？
- ・ラベルやSDSの内容が分からないのですが？
- ・化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか？
- ・「CREATE-SIMPLE」の使い方を教えてください。
- ・化学物質管理に役立つ情報はどこで分かりますか？



**050-5577-4862**

テクノヒルHPからお問合せフォームをご利用いただけます。   と検索ください。

受付時間 月～金 10:00～17:00 (12:00～13:00を除く)  
※土日祝日、国民の休日、年末年始を除く

\*相談は無料ですが、通話料がかかります。

\*相談窓口開設期間は令和5年4月3日～令和6年3月18日までとなります。

\*メールでのお問い合わせについて、内容に応じて電話でのご回答になる場合がございますのでご了承ください。

令和5年度 厚生労働省「化学物質管理に係る相談・訪問支援事業」  
【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

TEL : 03-6231-0133 FAX : 03-5642-6145  
<https://technohill.co.jp/>

# 「化学物質のリスクアセスメント」 訪問支援のご案内

**無料**

## 労働安全衛生法に対応されていますか？

令和5年4月および令和6年4月から、新たな化学物質規制に基づいた各種の義務がスタートします。

令和5年度厚生労働省「化学物質管理に係る相談・訪問支援事業」では、中小規模業場に専門家が訪問し、新たな化学物質規制への対応や、その中核となる化学物質のリスクアセスメントの実施等についてアドバイスを行います。

## 中小規模事業場に訪問します(講習会・オンラインも可能)

- 支援内容
- ◆ 新たな化学物質規制への対応について
  - ◆ 化学物質のリスクアセスメント方法
  - ◆ GHSラベルやSDSの読み方
  - ◆ リスクを低減するための対策

※お申込み受付締切:令和6年1月31日  
※訪問お申込みは一事業場につき一回となります

## こんなご要望はありませんか？



- ◇ 新たな化学物質規制に対応するためアドバイスがほしい。
- ◇ すでに自社でリスクアセスメントを行っているが、本当にこれで問題ないか確認したい。
- ◇ 社内関係者に「新たな化学物質規制」を周知するため講習会をしたい。

## 訪問支援お申込みについて

事務局（テクノヒル株式会社）ホームページよりお申込みください。

テクノヒル

検索

で検索または URL : <http://www.technohill.co.jp>

WEBお申込み入力送信後、自動送信の【受付完了メール】が届きましたら、お申込み完了となります。

24時間以内に【受付完了メール】がない場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。

お申込み後、指導員または事務局より訪問日程等のご連絡をさせていただきます。

令和5年度 厚生労働省「化学物質管理に係る相談・訪問支援事業」  
【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

TEL : 03-6231-0133 FAX : 03-5642-6145

費用は  
**無料**です！



中小規模事業場

# 安全衛生サポート事業

をご活用ください！



令和4年の労働災害死傷病者数約13万人のうち、従業員99人以下の企業でその75%が発生しています\*。中央労働災害防止協会では、その減少を目的に「中小規模事業場安全衛生サポート事業」を実施しています。サポートには、個別の企業等を支援する「**個別支援**」と、商工会や工業団地などの集団を支援する「**集団支援**」の2種類があります。

**費用は無料**です、是非ご利用ください。

\*厚生労働省「職場のあんぜんサイト」(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>) 参照

## <個別支援>

### ！ 専門家のアドバイスでストップ労災！

知識・経験豊富な安全衛生の専門家が職場にお伺いし、労働現場や作業の問題点を明らかにして改善のアドバイスを行います。

製造業、鉱業の事業場に加え、『安全推進者の配置等に係るガイドライン(平成26年3月)』(厚生労働省)を踏まえ、第三次産業(小売業、飲食店、社会福祉施設等)の店舗・施設等を対象としております。

費用

**費用は無料**

(厚生労働省の補助事業のため)

対象

- 労働保険加入の製造業、第三次産業、鉱業が対象
- 労働者数が概ね100人未満の事業場が対象



1

#### 現場確認で弱点を探し出します

2時間程度の現場確認で、安全衛生面での弱点を探し出します。

2

#### 現場確認を参考に職場に必要な支援を実施します(教育・アドバイス等) ～オンラインでも対応します～

- 安全衛生の弱点を明らかにし、改善の手順をお伝えします。
- 職場巡視に同行し、巡視における目の付け所をアドバイスします。
- 転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防のアドバイスを行います。
- 機械災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的方法をお伝えします。
- 化学物質による健康障害や爆発火災等のリスク評価の進め方をお伝えします。
- はさまれ巻き込まれ防止等のための機械設備の安全化へのアドバイスを行います。

※個別支援において知り得た事業場の情報は、行政機関はじめ第三者が知ることはありません。  
ただし、中災防が法令に基づく情報の開示を求められた場合を除きます。

## < 集団支援 >

**!** 事業場（店舗）の方が集まる機会はありませんか。  
無料で安全衛生に関する研修会を開催できます。

オンラインでも  
対応します

企業系列協力会、商工会議所、商工会、同業種協同組合、工業団地などの事業場、第三次産業では店長会議など店舗の方が集まる機会を活用し、安全衛生に関する研修会を無料で実施します。

また、事業場（店舗）に専門家が直接お伺いし、簡単な安全衛生のチェックとアドバイスを行う「個別支援」と組み合わせて実施することも可能です。

**費用** 費用は無料

（厚生労働省の補助事業のため）

**対象**

- 労災保険加入の製造業、第三次産業、鉱業の事業場であって、労働者数が概ね100人未満の事業場を中心とする集団、団体等が対象です。
- 労働者数が100人を超える事業場が集団に含まれる場合であっても、集団支援は可能です。詳しくは問合せ先にご相談ください。



### 1 みんなで学んで労災を防止！

工場、店舗、社会福祉施設などの代表の皆さんが集まる機会を利用し、安全衛生に関する研修会や講演を行います。2時間程度の研修会を開催いたします。

### 2 このようなテーマの研修や講習を実施します

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| 1. ヒューマンエラーとその防止対策   | 7. はさまれ・巻き込まれ対策    |
| 2. 転倒災害防止対策の進め方      | 8. 安全・安心のための5S活動   |
| 3. 職場巡視のチェックポイント     | 9. 職場の腰痛予防対策       |
| 4. これから進める化学物質対策（*1） | 10. 保護具の適切な使用方法 など |
| 5. 事業者に求められる安全配慮義務   | 11. 職長の役割とは何か（*2）  |
| 6. メンタルヘルス対策の進め方     |                    |

\*1 令和5年4月1日、令和6年4月1日に段階的に施行される「新たな化学物質管理規制」では、従来の「法令順守型」から、リスクアセスメント主体の「先取り型」の化学物質管理が事業者に求められています。

\*2 安衛法により職長等に対する安全衛生教育が必要な対象業種が、食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業に拡大されました。（令和5年4月1日施行）

### 【申込等に関するお問合せ】

中央労働災害防止協会 技術支援部（〒108-0014 東京都港区芝5-35-2）

TEL：03-3452-6366 / FAX：03-5445-1774 / Eメール：gijutsu@jisha.or.jp

または、以下のホームページ記載の地区安全衛生サービスセンターまでお願いします。

WEB：<https://www.jisha.or.jp/chusho/support.html> または

中災防 サポート事業

検索

# 粉じん障害の防止対策について

## じん肺とは

鉱物、金属、研磨材、炭素原料、アーク溶接のヒューム等の粉じんのうち、微細な粉じんは肺の奥深く肺胞まで入り込み、そこに沈着します。これらの粉じんを吸い続けると、肺内では、繊維増殖が起こり、肺が固くなって呼吸が困難になります。これが「じん肺」です。じん肺になると、肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎等の病気にかかりやすくなり、また、かかった場合は治りにくくなるといわれています。

じん肺の初期にはほとんど自覚症状がありませんが、進んでくると息切れが起こり、せきやたんが出たりします。さらに進むと息切れがひどくなり、歩いただけでも息が苦しく、動悸がして仕事もできなくなります。今日吸い込んだ粉じんが明日すぐに発病するものではありませんが、長期間吸入し続けると、その後の粉じん作業を離れても、数年あるいは十数年を経てじん肺が発症することがあります。



## 粉じん障害の防止に係る法規制について

このような粉じんによる障害を防止する対策としては、まず、粉じんへのばく露を低減する粉じん発散源対策や防じんマスクの着用等の作業環境管理及び作業管理を行うと共に、粉じん作業従事労働者に対する健康管理、労働衛生教育を行うことが重要であり、それらの対策は、それぞれ粉じん障害防止規則及びじん肺法に規定されています。

また、国は昭和56年以降8次にわたって粉じん障害防止総合対策を進め、平成30年度からは第9次粉じん障害防止総合対策を展開しているところです。

新たにじん肺の所見がみられた労働者の数は、粉じん障害防止規則が全面施行された昭和56年と比べ、大幅に減少し、平成23年において初めて200人を下回り、近年は100人台で推移しており、粉じん障害の防止対策の効果はあがっております。

## じん肺法によるじん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定について

じん肺法では、じん肺にかかるおそれがあると認められる一定の作業を「粉じん作業」と定義（粉じん障害防止規則に同じ。）し、常時粉じん作業に従事する労働者に対するじん肺健康診断の実施、及び当該じん肺健康診断でじん肺の所見のあった者に対するじん肺管理区分の決定により、じん肺の症状の悪化を防止するための措置のほか、じん肺管理区分が4の者及び合併症にかかっている者については療養を要すること等が定められています。

（合併症とは「じん肺と合併した肺結核その他のじん肺の進展経過に応じてじん肺と密接な関係があるとみとめられる疾病」を言います。）

## じん肺健康診断の実施時期等

じん肺健康診断は、次のように、就業時、定期、定期外、離職時について行うこととされています。

### 1 就業時健康診断

新たに常時粉じん作業に従事することになったとき。ただし、次の者を除く。

- (1) 当該就業日前に粉じん作業従事歴がない者
- (2) 当該就業日前1年以内にじん肺健康診断を受けてじん肺管理区分が管理1、管理2又は管理3イである者
- (3) 当該就業日前6月以内にじん肺健康診断を受けてじん肺管理区分が管理3ロである者

### 2 定期健康診断

粉じん作業の従事状況とじん肺管理区分に応じて、次の表の頻度で行うこととされています。

粉じん作業従事との関係	じん肺管理区分	頻度
常時粉じん作業に従事している者	管理1	3年以内ごとに1回
	管理2、管理3	1年以内ごとに1回
過去に常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事している者	管理2	3年以内ごとに1回
	管理3	1年以内ごとに1回

### 3 定期外健康診断

- (1) 常時粉じん作業に従事する労働者（じん肺管理区分が管理2、管理3又は管理4と決定された者を除く。）が安衛法第66条第1項又は第2項の健康診断において、じん肺の所見があり、又はじん肺にかかっている疑いがあると診断されたとき。
- (2) 合併症により1年を超えて療養のため休業した労働者が、医師により療養のための休業を要しなくなったと診断されたとき。
- (3) 合併症により1年を超えて療養した労働者が、医師により療養を要しなくなったと診断されたとき。
- (4) 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理2である労働者が安衛則第44条又は第45条の健康診断（胸部エックス線検査及び喀痰検査に限る。）において肺がんにかかっている疑いがないと診断されたとき以外

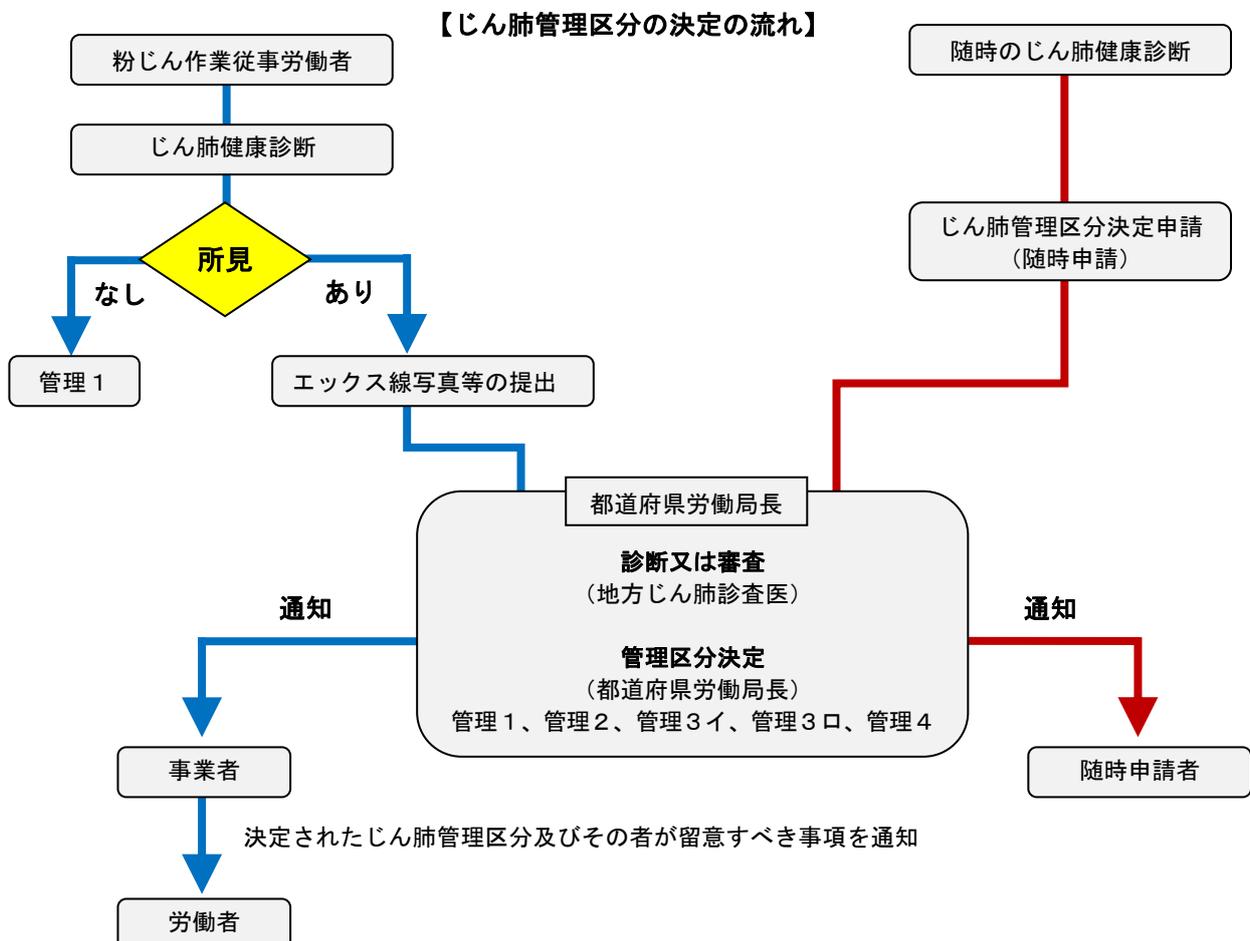
### 4 離職時健康診断

離職の日まで1年を超えて使用していた労働者が当該離職の際にじん肺健康診断を行うように求めたとき。ただし、直前にじん肺健康診断を受けた日から離職までの期間が下表の期間に満たないときは、この限りではありません。

粉じん作業従事との関係	じん肺管理区分	直前のじん肺健康診断から離職までの期間
常時粉じん作業に従事している者	管理1	1年6月以上
	管理2、管理3	6月以上
過去に常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事している者	管理2、管理3	6月以上

### じん肺管理区分決定等

じん肺健康診断の結果「じん肺の所見あり」とされた者については、都道府県労働局長あてエックス線写真等を提出し、じん肺管理区分の決定を受ける必要があります。また、常時粉じん作業に従事する労働者であった者は、いつでも、じん肺健康診断を受けて、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長にじん肺管理区分を決定すべきことを申請することができます。



## 健康管理のための措置

じん肺健康診断を行った結果、管理区分が2以上の者については、就業上の措置が定められています。

### [じん肺管理区分]



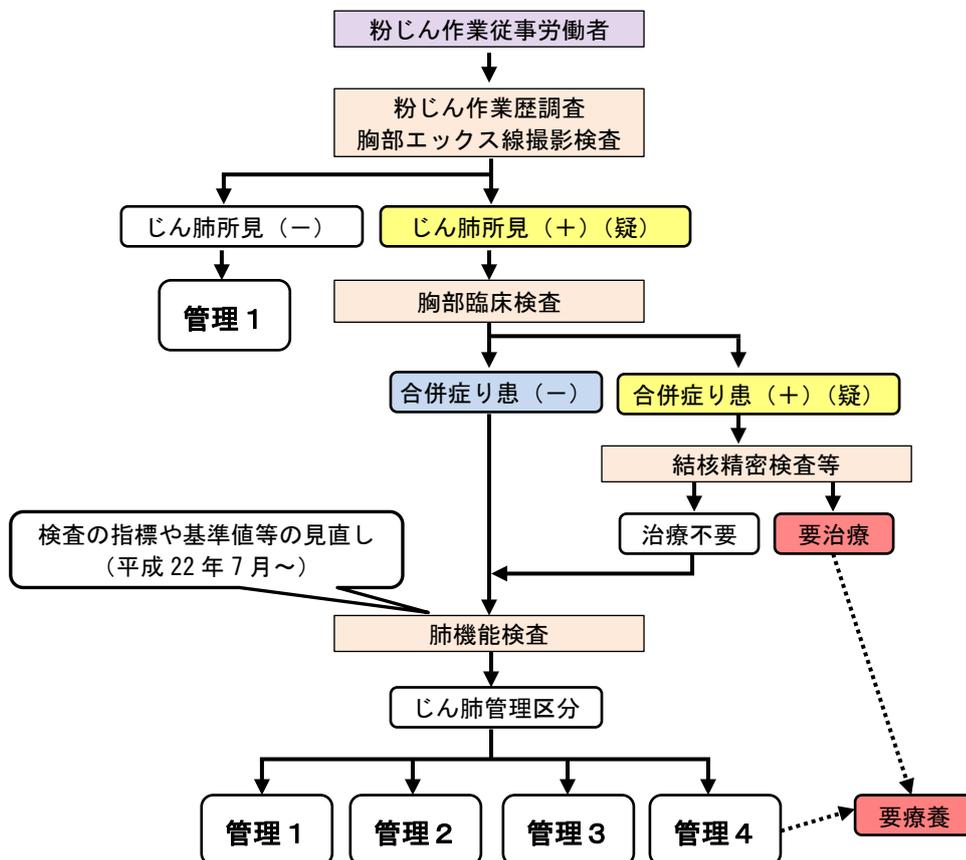
### [措置]

就業上の特別な措置なし  
粉じんばく露の低減措置  
作業転換の努力義務  
(転換手当 30 日分)  
作業転換の義務  
(転換手当 60 日分)  
療養

作業転換の勧奨及び指示は、じん肺法第 21 条により都道府県労働局長が行う。

**じん肺法上の合併症**  
(1)肺結核  
(2)結核性胸膜炎  
(3)続発性気管支炎  
(4)続発性気管支拡張症  
(5)続発性気胸  
(6)原発性肺がん

## じん肺健康診断と管理区分の関係について



## エックス線写真の像

・第1型	両肺野にじん肺による <b>粒状影又は不整形陰影が少数あり</b> 、かつ、じん肺による大陰影がないと認められるもの
・第2型	両肺野にじん肺による <b>粒状影又は不整形陰影が多数あり</b> 、かつ、じん肺による大陰影がないと認められるもの
・第3型	両肺野にじん肺による <b>粒状影又は不整形陰影が極めて多数あり</b> 、かつ、じん肺による大陰影がないと認められるもの
・第4型	じん肺による <b>大陰影がある</b> と認められるもの

## じん肺管理区分

・管理1	じん肺所見がないと認められるもの
・管理2	エックス線写真の像が <b>第1型</b> で じん肺による <b>著しい肺機能の障害がない</b> と認められるもの
・管理3イ	エックス線写真の像が <b>第2型</b> で じん肺による <b>著しい肺機能の障害がない</b> と認められるもの
・管理3ロ	エックス線写真の像が <b>第3型又は第4型</b> (大陰影の大きさが <b>一側の肺野の3分の1以下</b> のものに限る。)で じん肺による <b>著しい肺機能の障害がない</b> と認められるもの
・管理4	1. エックス線写真の像が <b>第4型</b> (大陰影の大きさが <b>一側の肺野の3分の1を超える</b> ものに限る。)と認められるもの 2. エックス線写真の像が第1型、第2型、第3型又は第4型(大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る。)で じん肺による <b>著しい肺機能の障害がある</b> と認められるもの

## じん肺法に基づくじん肺健康診断で実施されている肺機能検査の判定基準等が見直されました

### ○肺機能検査の判定基準の見直し

肺機能検査の判定基準等については、以下のとおりとなります。

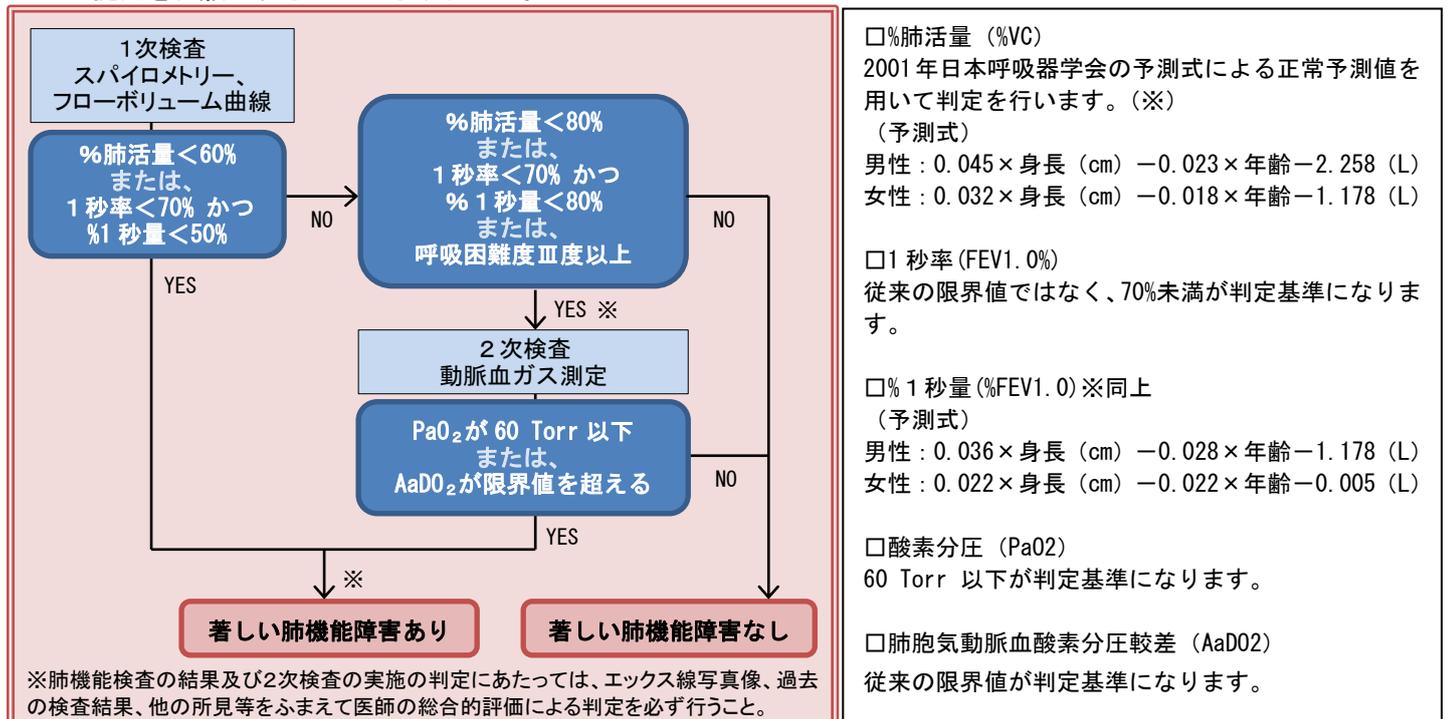
- ・閉塞性換気障害の指標として、「1秒率」に加え「%1秒量」を追加
- ・%肺活量、%1秒量について、2001年日本呼吸器学会の予測式を用いて判定
- ・動脈血ガスの指標として、「酸素分圧」を追加

### ○健康診断結果等の様式の変更

肺機能検査の判定基準の見直しに伴い、「%1秒量」が追加され、「V25/身長」が削除されました。また健康管理に役立てるため、「喫煙歴」が追加されました。

### ○肺機能検査結果の確認

じん肺管理区分決定の申請にあたって、著しい肺機能障害が疑われる場合、肺機能検査の結果の写し等の提出をお願いすることになりました。



※肺機能検査の結果及び2次検査の実施の判定にあたっては、エックス線写真像、過去の検査結果、他の所見等をふまえて医師の総合的評価による判定を必ず行うこと。

### □%肺活量 (%VC)

2001年日本呼吸器学会の予測式による正常予測値を用いて判定を行います。(※)

(予測式)

男性:  $0.045 \times \text{身長 (cm)} - 0.023 \times \text{年齢} - 2.258$  (L)

女性:  $0.032 \times \text{身長 (cm)} - 0.018 \times \text{年齢} - 1.178$  (L)

### □1秒率 (FEV1.0%)

従来の限界値ではなく、70%未満が判定基準になります。

### □%1秒量 (%FEV1.0) ※同上

(予測式)

男性:  $0.036 \times \text{身長 (cm)} - 0.028 \times \text{年齢} - 1.178$  (L)

女性:  $0.022 \times \text{身長 (cm)} - 0.022 \times \text{年齢} - 0.005$  (L)

### □酸素分圧 (PaO<sub>2</sub>)

60 Torr 以下が判定基準になります。

### □肺泡気動脈血酸素分圧較差 (AaDO<sub>2</sub>)

従来の限界値が判定基準になります。

# 粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の改正について

- 1 平成29年6月1日より鉱物の運搬船倉内の清掃作業他に従事させる場合は、呼吸用保護具の着用が義務づけられました。
- 2 平成27年10月1日より鋳物を製造する工程の砂型を造型する作業に従事させる場合は、呼吸用保護具の着用が義務づけられました。
- 3 平成26年7月31日より屋外での岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業に従事させる場合は、呼吸用保護具の着用が義務づけられました。

平成29年6月1日より「鉱物等（湿潤なものは除く）を運搬する船舶の船倉内での、鉱物等のかき落とし・かき集め作業に伴う清掃作業」において、次の措置1～4が必要となり、「屋外において、手持式動力工具を用いて鉱物等を破碎又は粉碎する作業」と「金属その他無機物を製錬又は溶融する工程で、土石・鉱物を開放炉に投げ入れる作業」において、呼吸用保護具の使用（措置1）が必要になりました。

措置1 「有効な呼吸用保護具」の使用（国家検定合格品の防じんマスク）

措置2 「休憩設備の設置」（粉じん作業以外の場所に休憩設備の設置が必要）

措置3 「じん肺法に基づく健康診断」（常時性がある場合）

措置4 「じん肺健康管理実施状況報告の提出」（常時性がある場合）

平成27年10月1日より「鋳物を製造する工程」において、「砂型を造型する作業」も「粉じん作業」に追加されました。また、呼吸用保護具の使用を義務づけている作業にも追加されました。前記の措置1～4に加え、その作業場が屋内であれば、措置5として全体換気装置による換気やこれと同等の措置として密閉化・湿潤化の措置が必要となりました。

平成26年7月31日より「屋外」で行う場合でも「手持式又は可搬式動力工具を使用した岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業」において呼吸用保護具の使用（措置1）が必要になりました。屋内・屋外を問わず、上記の措置1～4が必要です。

※ 屋外とは、「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部」以外の場所です



平成24年4月1日より「屋外」で行う場合でも「金属をアーク溶接する作業」と「岩石・鉱物の裁断等の作業」において呼吸用保護具の使用（措置1）が必要になりました。

また、「屋外」で行う場合でも「金属をアーク溶接する作業」が「粉じん作業」となり、上記の措置2～4が必要となりました。



## 金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

一部経過措置があります（令和4年4月1日施行）

- このリーフレットは、**金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業者向け**のものです。
- **屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場**で金属アーク溶接等作業を行う方は、リーフレット「**屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ**」をご覧ください。

「**屋内作業場**」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。

- ・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
- ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

「**継続して行う屋内作業場**」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

### 1. 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（ ）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

#### 金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業、
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業  
（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）



#### 溶接ヒューム

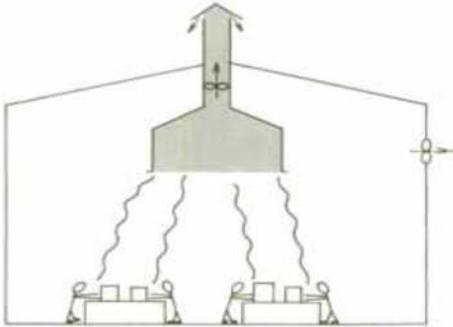
主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 <b>ヒトに対する発がん性</b>	溶接により生じた蒸気が空气中で凝固した固体の粒子 （粒径0.1～1μm程度）
その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO） について <b>神経機能障害</b> 三酸化二マンガン（Mn <sub>2</sub> O <sub>3</sub> ）について <b>神経機能障害、呼吸器系障害</b>	

## 2. 特定化学物質としての規制

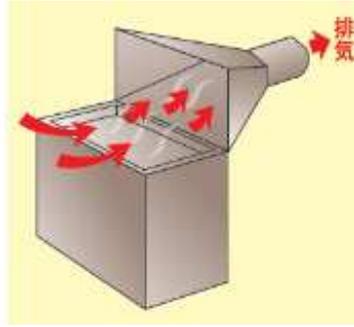
### (1) 全体換気装置による換気等 (特化則第38条の21第1項)

- 金属アーク溶接等作業に関する溶接ヒュームを減少させるため、**全体換気装置**による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。  
「同等以上の措置」には、プッシュプル型換気装置、局所排気装置が含まれます。
- 「**全体換気装置**」とは、動力により全体換気を行う装置をいいます。なお、全体換気装置は、特定化学物質作業主任者( 6 ページ)が、1月を超えない期間ごとに、その損傷、異常の有無などについて点検する必要があります。

【全体換気装置の例】



【局所排気装置の例】



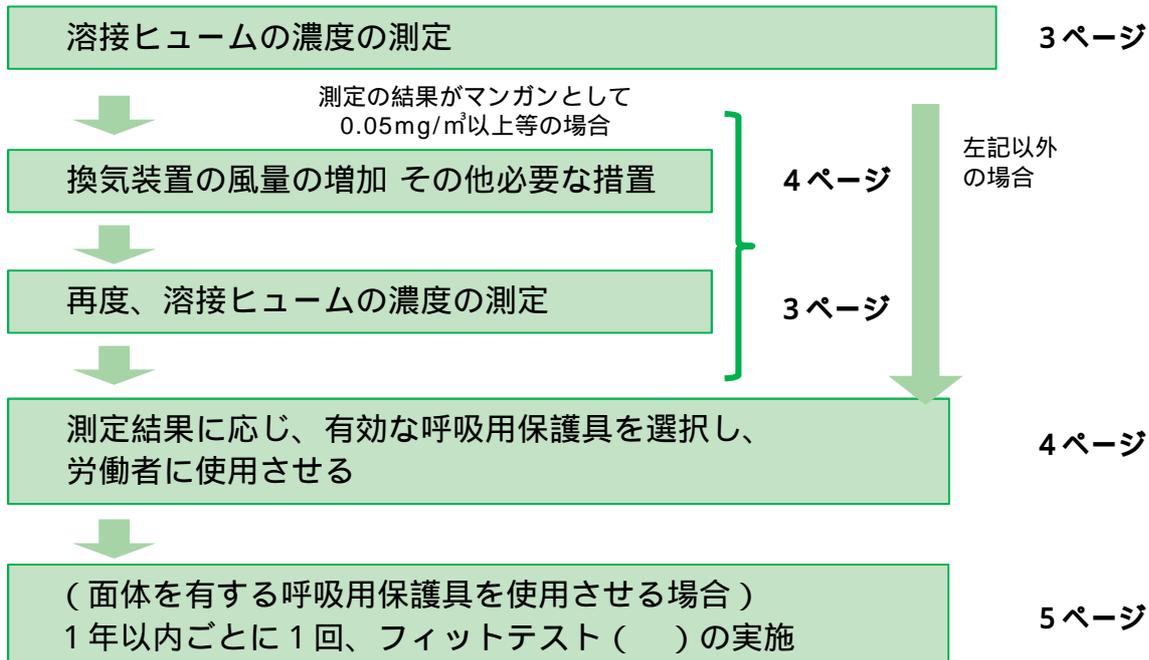
### (2) 溶接ヒュームの測定、その結果に基づく呼吸用保護具の使用及びフィットテストの実施等 (特化則第38条の21第2項～第8項)

- 「**金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場**」の場合  
当該作業の方法を新たに採用し、または変更しようとするときは、以下の措置を講じることが必要です(令和4年3月31日まで経過措置あり 8 ページ)。

「**変更しようとするとき**」には、以下の場合が含まれます。

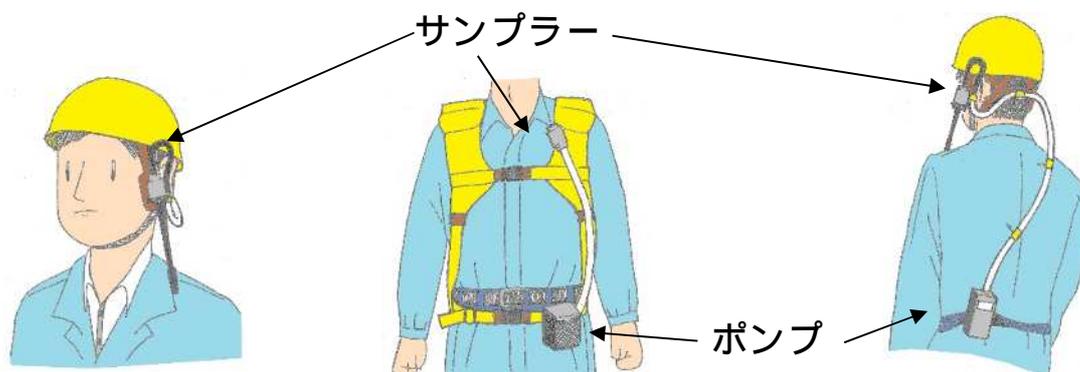
- ・溶接方法が変更された場合
- ・溶接材料、母材や溶接作業場所の変更が溶接ヒュームの濃度に大きな影響を与える場合

#### 必要な措置の流れ



## 溶接ヒュームの濃度の測定等（測定等告示 第1条）

個人ばく露測定により、空气中的溶接ヒュームの濃度を測定します。



（注）個人ばく露測定は、**第1種作業環境測定士、作業環境測定機関**などの、当該測定について十分な知識・経験を有する者により実施されるべきものです。

### 個人ばく露測定の詳細

試料空气の採取は、金属アーク溶接等作業に従事する労働者の**身体に装着する試料採取機器**を用いる方法により行います。

試料採取機器の採取口は、労働者の呼吸する空气中的溶接ヒュームの濃度を測定するために**最も適切な部位（呼吸域）**に装着する必要があります。その際、採取口が**溶接用の面体の内側**となるように留意します。

試料空气の採取の対象者、時間は以下のとおりです。

- ・試料採取機器の装着は、労働者に**ばく露される溶接ヒュームの量がほぼ均一であると見込まれる作業**（以下「**均等ばく露作業**」）ごとに、それぞれ、**適切な数（2人以上に限る）**の労働者に対して行います。

均等ばく露作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた2以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により採取が行われたときは、この限りではありません。

- ・試料空气の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が**金属アーク溶接等作業に従事する全時間**です。なお、採取の時間を短縮することはできません。

試料採取方法は、作業環境測定基準第2条第2項の要件に該当する**分粒装置**を用いる**ろ過捕集方法**またはこれと同等以上の性能を有する試料採取方法により行います。

分析方法は、吸光光度分析方法、原子吸光分析方法、左記と同等以上の性能を有する分析方法により行います。

## 換気装置の風量の増加その他の措置（特化則第38条の21第3項）

溶接ヒュームの濃度測定の結果に応じ、**換気装置の風量の増加**その他必要な措置を講じます（次に該当する場合は除きます。）。

- ・溶接ヒュームの濃度がマンガンとして0.05mg/m<sup>3</sup>を下回る場合
- ・同一事業場の類似の溶接作業場において、濃度測定の結果に応じて十分に措置内容を検討し、当該対象作業場においてその措置をあらかじめ実施している場合

「その他必要な措置」には、次の措置が含まれます。

- ・溶接方法や母材、溶接材料等の変更による溶接ヒューム量の低減
- ・集じん装置による集じん
- ・移動式送風機による送風の実施

の措置を講じたときは、その効果を確認するため、再度、個人ばく露測定により空気中の溶接ヒュームの濃度を測定します。

個人ばく露測定による溶接ヒュームの濃度の測定等を行ったときは、その都度、必要な事項を記録します（3年保存）。

## 呼吸用保護具の選択の方法（測定等告示第2条）

溶接ヒュームの濃度の測定の結果得られたマンガン濃度の最大の値（C）を使用し、以下の計算式により「**要求防護係数**」を算定します。

$$\text{要求防護係数 } PF_r = \frac{C}{0.05}$$

「**要求防護係数**」を上回る「**指定防護係数**」を有する呼吸用保護具を、以下の一覧表から選択します。

指定防護係数 一覧（抜粋）

呼吸用保護具の種類			指定防護係数		
防じんマスク	取替え式	全面形面体	RS3又はRL3	50	
			RS2又はRL2	14	
			RS1又はRL1	4	
		半面形面体	RS3又はRL3	10	
			RS2又はRL2	10	
			RS1又はRL1	4	
	使い捨て式		DS3又はDL3	10	
			DS2又はDL2	10	
			DS1又はDL1	4	
電動ファン付き呼吸用保護具	全面形面体	S級	PS3又はPL3	1,000	
		A級	PS2又はPL2	90	
		A級又はB級		PS1又はPL1	19
	半面形面体	S級	PS3又はPL3	50	
		A級	PS2又はPL2	33	
		A級又はB級		PS1又はPL1	14
	フード形又はフェイスシールド形	S級	PS3又はPL3	25	
		A級		20	
		S級又はA級		PS2又はPL2	20
		S級、A級又はB級		PS1又はPL1	11

（注）RS1、RS2などは、防じんマスクの規格の規定による区分、S級、A級およびB級、PS1、PS2などは、電動ファン付き呼吸用保護具の規格の規定による区分です。

電動ファン付き呼吸用保護具とエアラインマスクのうち、実際の作業時の測定等により得られた防護係数がこの表に掲げる指定防護係数を上回ることを**製造者が証明する特定の型式**については、別に定める指定防護係数を使用することができます。

## フィットテストの方法 (測定等告示第3条)

### フィットテストの方法

JIS T8150 (呼吸用保護具の選択、使用および保守管理方法) に定める方法またはこれと同等の方法により、呼吸用保護具の外側、内側それぞれの溶接ヒュームの濃度を測定し、以下の計算式により「フィットファクタ」を求めます。

$$(\text{フィットファクタ}) = \frac{\text{呼吸用保護具の外側の測定対象物質の濃度}}{\text{呼吸用保護具の内側の測定対象物質の濃度}}$$

「フィットファクタ」が、以下の「**要求**フィットファクタ」を上回っているかどうかを確認します。

呼吸用保護具の種類	要求フィットファクタ
全面形面体を有するもの	500
半面形面体を有するもの	100

### フィットテストの記録の方法

確認を受けた者の氏名、確認の日時、装着の良否、上記の確認を外部に委託して行った場合の受託者の名称を記録します。

(記録の例)

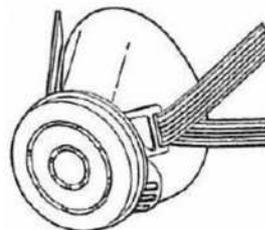
確認を受けた者	確認の日時	装着の良否	備考
甲山一郎	12/8 10:00	良	社に委託して実施(以下同じ。)
乙田次郎	12/8 10:30	否(1回目) 良(2回目)	最初のテストで不合格となったが、マスクの装着方法を改善し、2回目で合格となった。

大気粉じん等、JIS T8150で定めるものです。

## (参考) 呼吸用保護具の種類

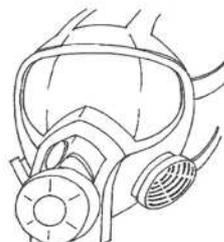
### 防じんマスク

【取り替え式・全面形面体】 【取り替え式・半面形面体】 【使い捨て式】



### 電動ファン付き呼吸用保護具

【全面形面体】



【半面形面体】



### (3) 特定化学物質作業主任者の選任 (特化則第27条、第28条)

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。

(令和4年3月31日まで経過措置あり 8ページ)

作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、**作業の方法を決定し、労働者を指揮すること**

全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを**予防するための装置を1か月を超えない期間ごとに点検すること**

**保護具の使用状況を監視すること**

### (4) 特殊健康診断の実施等 (特化則第39条～第42条)

金属アーク溶接等作業に**常時従事**する労働者に対して、健康診断を行うことが必要です。

金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後**6月以内ごとに1回、定期に、規定の事項について健康診断を実施する(1次健診)**。

上記健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する(2次健診)。

健康診断の結果を労働者に通知する。

健康診断の結果(個人票)は、**5年間の保存が必要**。

特定化学物質健康診断結果報告書(特化則様式第3号)を労働基準監督署長に提出する。

健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる。

#### 溶接ヒュームの健診項目

1次健診	業務の経歴の調査 作業条件の簡易な調査 溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 握力の測定
2次健診	作業条件の調査 呼吸器に関する他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等 パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 医師が必要と認める場合における尿中等のマンガンの量の測定

金属アーク溶接等作業に常時従事する場合は、上記とは別に「じん肺健康診断」の実施(じん肺法第7～9条の2)が必要ですのでご注意ください。

## ( 5 ) その他必要な措置

金属アーク溶接等作業に関し、次の措置を講じることが必要です。

### **安全衛生教育**（安衛則第35条）

労働者を新たに雇い入れたときや、労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のため必要な事項について、教育を行う。

### **ぼろ等の処理**（特化則第12条の2）

対象物に汚染されたぼろ（ウエス等）、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく。

### **不浸透性の床の設置**（特化則第21条）

作業場所の床は、不浸透性のもの（コンクリート、鉄板等）とする。

### **立入禁止措置**（特化則第24条）

関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行う。

### **運搬貯蔵時の容器等の使用等**（特化則第25条）

対象物を運搬、貯蔵する際は、堅固な容器等を使用し、貯蔵場所は一定の場所にし、関係者以外を立入禁止にする。

### **休憩室の設置**（特化則第37条）

対象物を常時、製造・取り扱う作業に労働者を従事させるときは、作業場所以外の場所に休憩室を設ける。

### **洗淨設備の設置**（特化則第38条）

以下の設備を設ける。

- ・洗顔、洗身またはうがいの設備
- ・更衣設備
- ・洗濯のための設備

### **喫煙または飲食の禁止**（特化則第38条の2）

対象物を製造・取り扱う作業場での喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行う。

### **有効な呼吸用保護具の備え付け等**（特化則第43条、第45条）

必要な呼吸用保護具を作業場に備え付ける。

## 施行日・経過措置

屋内作業場における金属アーク溶接等作業の規制は、下表のスケジュールで施行されます。

規制の内容	2021(令和3)年				2022(令和4)年				2023(令和5)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
溶接ヒュームの濃度測定・呼吸用保護具の使用等					溶接ヒュームの濃度測定 (4/1～)							
					換気風量の増加その他必要な措置 (4/1～)							
					再度の溶接ヒュームの濃度測定 (4/1～)							
					呼吸用保護具の選択・使用 (4/1～)							
									フィットテストの実施 (4/1～)			
特定化学物質 作業主任者の選任					選任義務 (4/1～)							
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置	実施義務 (4/1～)											

・令和4年4月1日以降は、特化則に基づき、溶接ヒュームの濃度測定結果に基づいて呼吸用保護具を選択し、使用しなければなりません。

改正内容に関する通達・資料はこちら  
厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12725.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html)



条文の参照は、電子政府の総合窓口（e-GOV）法令データ提供システム

[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0100/](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)



お問い合わせ・・・都道府県労働局または労働基準監督署

（所在案内：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>）



# 定性的フィットテスト測定キット 購入補助金のご案内

労働安全衛生法の新たな化学物質規制の導入に伴い、令和6年4月から作業環境測定結果が第三管理区分から改善することが困難な作業場所がある事業場に対する措置が強化され、有害化学物質等のばく露を防止する観点から、呼吸用保護具が適切に装着されているかを確認するためのフィットテストの実施が義務付けられることとなりました。

この義務化を控え、自らフィットテストを行おうとする事業者が定性的フィットテスト測定キットを購入するに当たり、経費の一部が補助されます。この機会にぜひお申し込みください。

## 申請することができる事業主

次の(1)～(3)いずれにも該当する中小企業事業者が対象です。

(1)	次のいずれかに該当する中小企業事業者 ※ 労働者数が資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。		
	業 種	常時雇用する労働者数	資本金または出資の総額
	① 小売業	50人以下	5,000万円以下
	② サービス業	100人以下	5,000万円以下
	③ 卸売業	100人以下	1億円以下
④ その他の業種 (製造業・建設業・運輸業など)	300人以下	3億円以下	
(2)	特化則等に義務付けられる場合で、定性的フィットテスト測定キットを用いてフィットテストを行う予定があること。		
(3)	フィットテスト実施者に対する基本教育* 修了者が1名以上いること。 *「フィットテスト実施者に対する教育実施要領」(令和3年4月6日付け厚生労働省通達)に基づく研修		

## 補助の対象となる経費及び補助金の算定方法

次の(1)と(2)を比較して少ない方の額

(1) 定性的フィットテスト測定キット購入費(キットに標準装備されている付属品は含まれません)の1/2

※以下のものは補助の対象となる経費から除いてください

- オプション経費(消耗品、保証サービス、校正、送料等)
- 消費税

(2) 2万5千円

購入補助を受けることができるのは、1事業場(支部等)につき1セットのみです。

## 補助金公募期間

・ 第1期公募	令和5年 7月 1日～ 8月15日(必着)	補助金の予定枠	3,650万円
・ 第2期公募	令和5年 10月1日～ 11月15日(必着)	補助金の予定枠	1,250万円

## 注意

- ▶ この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、**厳格な運用が求められる制度です**。補助金の交付要綱、実施要領、交付規程、その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。

## 申請手続の流れ

本補助金は、**購入前に申請等が必要です。**

### ①募集期間内に郵送等により申請

- ・購入費用の見積りを行った上、補助金交付申請書を全衛連ホームページからダウンロードし必要な添付書類を作成し、申請してください。

### ②審査

- ・全衛連に設置する審査委員会で選考審査を行います。

### ③交付決定（不交付決定）

- ・②の審査結果を基に交付決定通知（不交付決定通知）を発送します。（公募期間終了後おおむね1か月以内）

### ④測定キットの購入

- ・交付決定通知書が届いた後、測定キットを購入してください。  
※ **決定通知前に購入した場合の費用は補助対象となりません。**

### ⑤購入報告及び補助金請求書を提出

- ・購入報告及び補助金請求書を全衛連ホームページからダウンロードし、必要な書類を添付し申請してください。必要書類は**令和6年2月29日（木）までに申請書提出先に到着するようご提出ください。この期日を過ぎて到着したものには補助金をお支払いできません。**

### ⑥補助金の交付

- ・指定の口座に補助金が振り込まれます。

## 交付申請に必要な書類

\*全衛連ホームページから指定様式をダウンロードし必要な書類を作成し、申請をしてください。

1. 定性的フィットテスト測定キット購入補助金交付申請書（様式1-2）
2. 事業場概要（別紙1）
3. 確認書（別紙2）
4. 事業内容を紹介するパンフレット等（作成している場合）
5. フィットテスト測定キットのカタログ（入手している場合）
6. フィットテスト実施者養成研修修了証（写）
7. 見積書

★ 内容に不明な点がある場合は、確認のための追加資料を求める場合があります。

## 購入報告及び補助金請求に必要な書類

\*全衛連ホームページから指定様式をダウンロードし必要な書類を作成し、申請をしてください。

1. 購入報告及び補助金請求書（様式4）
2. 納品書（写）
3. 請求書（写）
4. 銀行取引明細書（振込証明書）（写）又は領収書（写）

## 申請窓口・相談窓口

全衛連（補助金交付事務代行事業者）

申請書類等の入手 <http://www.zeneiren.or.jp>

申請書提出先 〒108-0014 東京都港区芝4-11-5 田町ハラビル5階

全衛連 フィットテスト測定機器購入補助金 担当 宛

（郵便事故防止のため、配達状況が確認できる方法で郵送申請をしてください）

電子申請アドレス [hojyokin@zeneiren.or.jp](mailto:hojyokin@zeneiren.or.jp)

相談等 TEL 03-6453-9969（平日 午前9時～午後5時）

全衛連では、フィットテストや補助金申請に関する各種相談にも対応しています。  
お気軽にご相談ください。

ずい道等建設工事を行う建設会社の皆さまへ



じん肺健康診断結果  
作業従事歴 等

ずい道等建設労働者の健康情報を  
一元管理します!



ずい道等建設労働者  
健康情報管理システム

とは?

厚生労働省が策定した「**第13次労働災害防止計画**」

「**第9次粉じん障害防止総合対策**」に基づき

ずい道等建設労働者の健康情報等を一元管理

するためのシステムです。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



建設業労働災害防止協会 (略称: 建災防)

# “一元管理”で現状の問題を解決します!

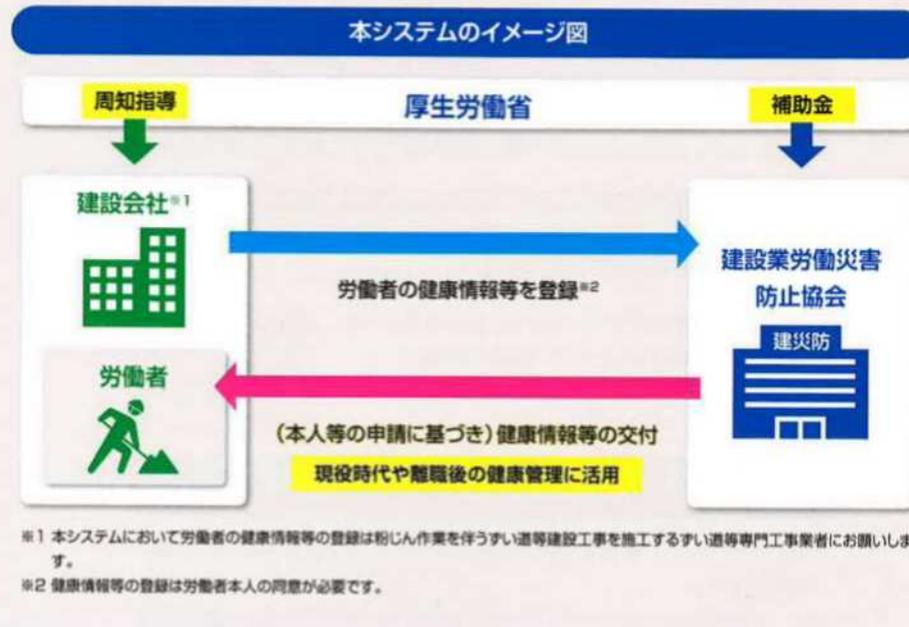
じん肺法により事業者は「じん肺健康診断の実施」とその「結果の保管」が義務づけられています。

しかし、**すい道等建設労働者は工事毎に就業先を変えることが多く、事業場に入場する以前のじん肺健康診断情報等を確認することが困難**という問題がありました。

このため、**本システムに健康情報等を一元管理**することで、事業者が労働者に対して行う健康管理や就業場所の変更等、就業上適切な措置が講じやすくなります。



<b>対象者</b>	すい道等建設工事に従事し、じん肺健康診断を受けなければならないすい道等専門工事業者の労働者（以下、「労働者」という） ※元請会社に勤める労働者は対象外です。
<b>対象工事</b>	本システムは2019年3月以降に竣工するすい道等建設工事現場が対象となります。
<b>健康情報等の登録</b>	本システムにおいて対象工事の事業場情報、労働者の健康情報等の登録はすい道等専門工事業者をお願いします。
<b>導入後にできること</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●過去のじん肺健康診断結果等の入手 本システムに蓄積されたじん肺健康診断結果等を労働者本人から取得してもらい、内容を確認することができます。</li> <li>●労働者への就業上適切な措置 労働者に対して行う健康管理や就業場所の変更等、就業上適切な措置が講じやすくなります。</li> </ul> <p>⚠ 情報の登録に費用はかかりません。</p>



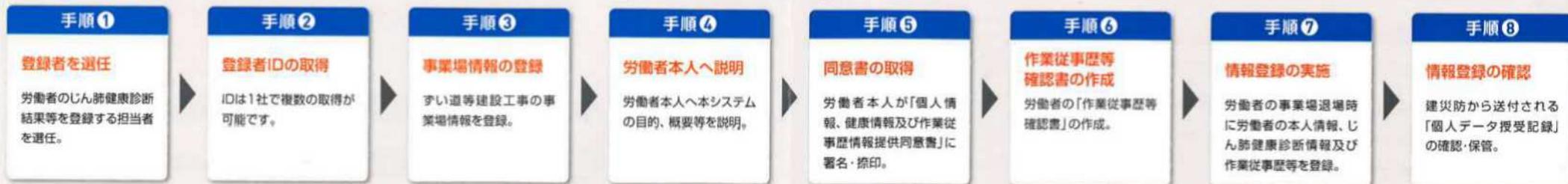
## 登録される内容

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 電話番号
- 5 住所（現住所、住民票地）
- 6 建設キャリアアップシステムIDナンバー  
※（ない場合は空欄で可）
- 7 事業場退場時のじん肺健康診断結果  
（有所見の場合はエックス線写真を含む）
- 8 指導勧奨による特殊健康診断結果（振動、騒音）
- 9 現在の事業場における粉じん作業等の職歴

※建設キャリアアップシステムは一般財団法人建設業振興基金が提供するシステムです。

## 登録手順

マニュアルは建災防本部のHPよりダウンロードできます。（<https://www.kensaibou.or.jp>）



## 元請会社の方へ

本システムにおいて情報等の登録作業は、ずい道等専門工事業者のご担当者をお願いしていますが、元請の現場ご担当者には下記の事項をお願いします。

☑ 協力会社への本システム活用全般に係るご指導

☑ 作業従事歴等確認書への署名

本システムに登録された後、本システムに登録済であることを示す標識(プレート)をお送りします。



## ずい道等専門工事業者の方へ

登録手順に沿って、事業場情報や労働者のじん肺健康診断情報等の登録をお願いします。

また、配員状況等により2次以下の協力会社の方が本システムの情報登録を行うことが困難な場合、ずい道等専門工事業者ご担当者が2次以下の協力会社に対し、本システムの概要説明も含め、帳票の作成、提出等の実務をご指導くださいますようご協力をお願いします。

## 個人情報の管理について

建設業労働災害防止協会は、「個人情報の保護に関する法律」や「個人情報保護法ガイドライン」の規定に従い、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じています。

 **建設業労働災害防止協会** (略称: 建災防)

**ずい道等建設労働者健康情報管理システムセンター**

〒108-0014 東京都港区芝5丁目20-14三田鈴木ビル5F (窓口受付8:30~17:00)

TEL **03-6435-0280** FAX **03-6435-0313**

MAIL [zuidou\\_otoiawase@kensaibou.or.jp](mailto:zuidou_otoiawase@kensaibou.or.jp)

HP <https://www.kensaibou.or.jp>



# 石綿の除去作業等について

石綿による健康障害防止対策は、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）等により、様々な措置が義務付けられています。石綿等が使用されている建築物の老朽化による解体等の工事は、今後も増加し、令和10年頃にピークを迎えることが予想されており、現在の技術的知見等も踏まえ、一層の石綿ばく露防止対策等の充実に求められています。

厚生労働省では、このような状況を踏まえ、吹き付け石綿の除去についての措置、石綿を含む保温材や耐火被覆材などの取り扱いに関する規定を強化するため、石綿障害予防規則を改正し、平成26年6月1日から施行されその後令和3年、令和4年、令和5年と新たな改正が施行されています。



## 「石綿障害予防規則」(石綿則)の主なポイント

### ■ 吹き付けられた石綿の除去作業場所に設置された集じん・排気装置（第6条関係）

作業開始後速やかに、及び集じん・排気装置の設置場所等変更時に、装置の排気口からの石綿漏えいの有無を点検する必要があります。  
異常があれば、作業を中止し、装置の補修やその他の措置を直ちに取る必要があります。

漏えいの監視には、スモークテスターに加え、粉じん相対濃度計（いわゆるデジタル粉じん計）、または繊維状粒子自動測定機（いわゆるリアルタイムモニター）を使用することが望ましい。

### ■ 作業場所の前室（第6条関係）

前室を設置する際には、**洗身室と更衣室**を併設する必要があります。  
作業開始前に、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の使用によって、前室が**負圧に保たれているかどうか**を点検する必要があります。  
異常があれば、直ちに、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の増設やその他の措置を取る必要があります。

### ■ 損傷、劣化がみられる石綿含有吹付け材、保温材、耐火被覆材、断熱材の措置（第10条など）

事業者は、労働者が常時就業する建築物等に吹き付けられた石綿や張り付けたられた石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材が、損傷や劣化などで石綿粉じんを発散するおそれがある場合は、石綿の除去、封じ込めや囲い込みの措置が必要です。

### ■ 封じ込め、囲い込み作業では、次の措置が必要になります（下線箇所が令和3年の法令改正関係）

措置内容	参照条文 [石綿則、労働安全衛生規則（安衛則）]
・発注者による工事請負人への石綿使用状況などの情報提供の努力、 <u>請負人の事前調査記録・作業状況記録の作成の配慮</u> ・注文者による法令遵守のための配慮	石綿則第8条、第9条 ※ 発注者とは、注文者のうち作業を行う仕事を他者から請け負わずに注文している者
・事前調査、 <u>調査記録の3年保存</u>	石綿則第3条
・作業主任者、特別教育	石綿則第19条、石綿則第27条
・作業計画、作業従事記録の40年保存、 <u>作業状況記録の3年保存</u>	石綿則第4条、35条 <u>35条の2</u>
・ <u>建設工事計画届</u>	<u>安衛則第90条</u> （建設業、土石採取業に限る）
・負圧隔離（隔離+集じん機） ・集じん機からの漏えいの点検（開始時、 <u>変更時</u> ） ・前室の負圧点検（開始前、 <u>中断時</u> ）	石綿則第6条 ※ 石綿含有吹付け材の封じ込めの場合、または、石綿含有吹付け材、保温材、耐火被覆材、断熱材の切断を伴う場合
・立入禁止措置・その表示 ・特定元方事業者から関係請負人への通知・作業時間帯などの調整など	石綿則第7条 ※ 石綿含有吹付け材の切断等を伴わない囲い込みの場合、または、保温材、耐火被覆材、断熱材の切断を伴わない場合
・湿潤化	石綿則第13条
・呼吸用保護具、作業衣、保護衣の使用	石綿則第14条

## 石綿の除去等の作業についての規制の体系

この表は、建築物などの解体等の作業時に、石綿則がどのように適用されるかを示したものです。作業を行う際の参考にしてください。(令和3年、令和4年、令和5年の法令改正内容を反映)

### 【建築物等の解体・改修工事を行う場合の規制 (石綿の使用・不使用を問わない)】

	建築物	工作物	船舶
事前調査、結果の掲示、調査記録の備え付け・3年保存	●	●	●
事前調査の資格者要件	● (令和5年10月1日から)	● (令和8年1月1日から)	● (令和5年10月1日から)
事前調査結果の報告 (令和4年4月1日から)	80㎡以上の解体工事 100万円以上の改修工事	100万円以上の解体・改修工事 (ボイラー、圧力容器等 特定の工作物に限る)	総トン数20t以上

### 【石綿建材の除去工事を行う場合の規制】

主要な規制	建材の種類			
	吹付け石綿、保温材等	ケイカル板1種 (破碎) 仕上塗材 (電動工具除去)	その他の成形板	その他の建材
作業計画、作業状況の記録の3年保存	●	●	●	●
計画届の提出(工事開始14日前までに)	●			
作業主任者の選任、特別教育の実施	●	●	●	●
保護具の使用	●	●	●	●
湿潤化の実施	●	●	●	●
隔離の実施	負圧隔離	隔離(負圧不要)		
負圧・漏えいの点検、取り残しの確認	●			

これ以外にも、関係者以外立入禁止、清掃、健康診断、作業者ごとの作業記録の40年保存等の措置が必要です。詳細は、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(令和3年3月)の78,79ページ等を確認してください。

- すべての除去作業、封じ込め・囲い込み作業について、発じんを防ぎ有効なばく露防止措置をとるとともに、廃材は関係法令に基づき適切に分別・廃棄する必要があります。  
(関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)

## 建築物に吹き付けられた石綿や石綿を含む保温材などの管理

- 事業者は、その労働者を就業させる建築物などに吹き付けられた石綿や石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材が、損傷や劣化などにより粉じんを発生させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、その石綿の除去、封じ込め、囲い込みの措置を取らなければなりません。
- 事務所または工場として使用される建築物の貸与者は、その建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁などに吹き付けられた石綿や石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材が、損傷や劣化などにより粉じんを発生させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、上記と同様の措置を取らなければなりません。
- 臨時に就業させる建築物などの壁などに吹き付けられた石綿や石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材が、損傷や劣化などによりその粉じんを発生させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、呼吸用保護具・保護衣または作業衣を使用させなければなりません。



# 令和4年4月1日から 「石綿の事前調査結果の報告制度」が スタートしました！

～ 電子システムによる報告をお願いします ～

令和4年4月1日から、建築物などの解体・改修工事を行う施工業者（元請事業者）は、該当する工事で石綿含有の有無の事前調査結果を労働基準監督署に報告することが義務づけられました。報告は、環境省が所管する大気汚染防止法に基づき、地方公共団体にも行う必要があります。

この報告は、原則として電子システム「石綿事前調査結果報告システム」から行っていただきます。パソコン、タブレット、スマートフォンから24時間オンラインで行うことができ、1回の操作で労働基準監督署と地方公共団体の両方に報告することができます。

## 【石綿の事前調査結果の報告と電子システムによる報告の概要】

### 1. 事前調査結果の報告対象

- 石綿の事前調査結果の報告対象は、以下のいずれかに該当する工事で、個人宅のリフォームや解体工事なども含まれます。  
(石綿含有の有無に関係無く報告の必要があります)

#### 【報告対象となる工事】

- 建築物の解体工事（解体作業対象の床面積80㎡以上）
- 建築物の改修工事（請負金額が税込み100万円以上）
- 工作物の解体・改修工事（請負金額が税込み100万円以上）
- 鋼製の船舶の解体または改修工事（総トン数20トン以上）



「結果の報告」の対象工事は↑のとおりですが、「石綿含有の事前調査」は、すべての解体・改修工事で必要です！

- 大気汚染防止法に基づき地方公共団体にも報告する必要があります。  
(鋼製の船舶は、石綿障害予防規則に基づく労働基準監督署への報告のみ必要となります。)

### 2. 石綿事前調査結果報告システムによる報告のメリット

- パソコン、タブレット、スマートフォンから、行政機関の開庁日や開庁時間にかかわらず、いつでも報告ができます。
- 1回の操作で、労働基準監督署への報告と大気汚染防止法に基づく地方公共団体への報告を同時に行えます。
- 「プライムアカウント（G Biz ID）」を取得していただくと、複数の現場の報告をまとめて行うことができます。

**！注意！** 令和5年10月以降に建築物の解体・改修工事に対する事前調査を行う場合、「石綿含有建材調査者講習」受講者等の有資格者による調査が必要になります！

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください！！

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。



# 振動障害の予防のために

## — 新たな振動障害予防対策の概要 —

国際標準化機構（ISO）、海外での取組状況等を踏まえて、振動工具の振動加速度のレベルに応じて、振動にばく露される時間を抑制することなどを内容とした新たな振動障害予防対策に取り組むことが必要です。



厚生労働省労働基準局  
都道府県労働局  
労働基準監督署

# 1 振動工具の取扱い業務

「チェーンソー取扱い作業指針」及び「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」に基づき、次の工具を取り扱う業務が対象となります。

## 1 チェーンソー

## 2 ピストンによる打撃機構を有する工具

①さく岩機、②チップングハンマー、③リベッティングハンマー、④コーキングハンマー、⑤ハンドハンマー、⑥ベビーハンマー、⑦コンクリートブレイカー、⑧スケーリングハンマー、⑨サンドランマー、⑩ピックハンマー、⑪多針タガネ、⑫オートケレン、⑬電動ハンマー

## 3 内燃機関を内蔵する工具（可搬式のもの）

①エンジンカッター、②ブッシュクリーナー

## 4 携帯用皮はぎ機等の回転工具（6を除く。）

①携帯用皮はぎ機、②サンダー、③バイブレーションドリル

## 5 携帯用タイタンパー等の振動体内蔵工具

①携帯用タイタンパー、②コンクリートバイブレーター

## 6 携帯用研削盤、スイング研削盤その他手で保持し、又は支えて操作する型式の研削盤（使用する研削といしの直径が150mmを超えるもの）

## 7 卓上用研削盤又は床上用研削盤（使用するといしの直径が150mmを超えるもの）

## 8 締付工具

①インパクトレンチ

## 9 往復動工具

①バイブレーションシャー、②ジグソー

# 2 周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値

使用する振動工具の「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」を振動工具の表示、取扱説明書、製造者等のホームページ等により把握してください。

$$\text{周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値： } a = \sqrt{a_x^2 + a_y^2 + a_z^2}$$

（注）  $a_x$ 、 $a_y$ 、 $a_z$ は、三方向（3軸）の周波数補正振動加速度実効値

### 3 日振動ばく露量 A (8)

「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」と1日当たりの振動ばく露時間から、次式により日振動ばく露量 A (8)を求めてください。

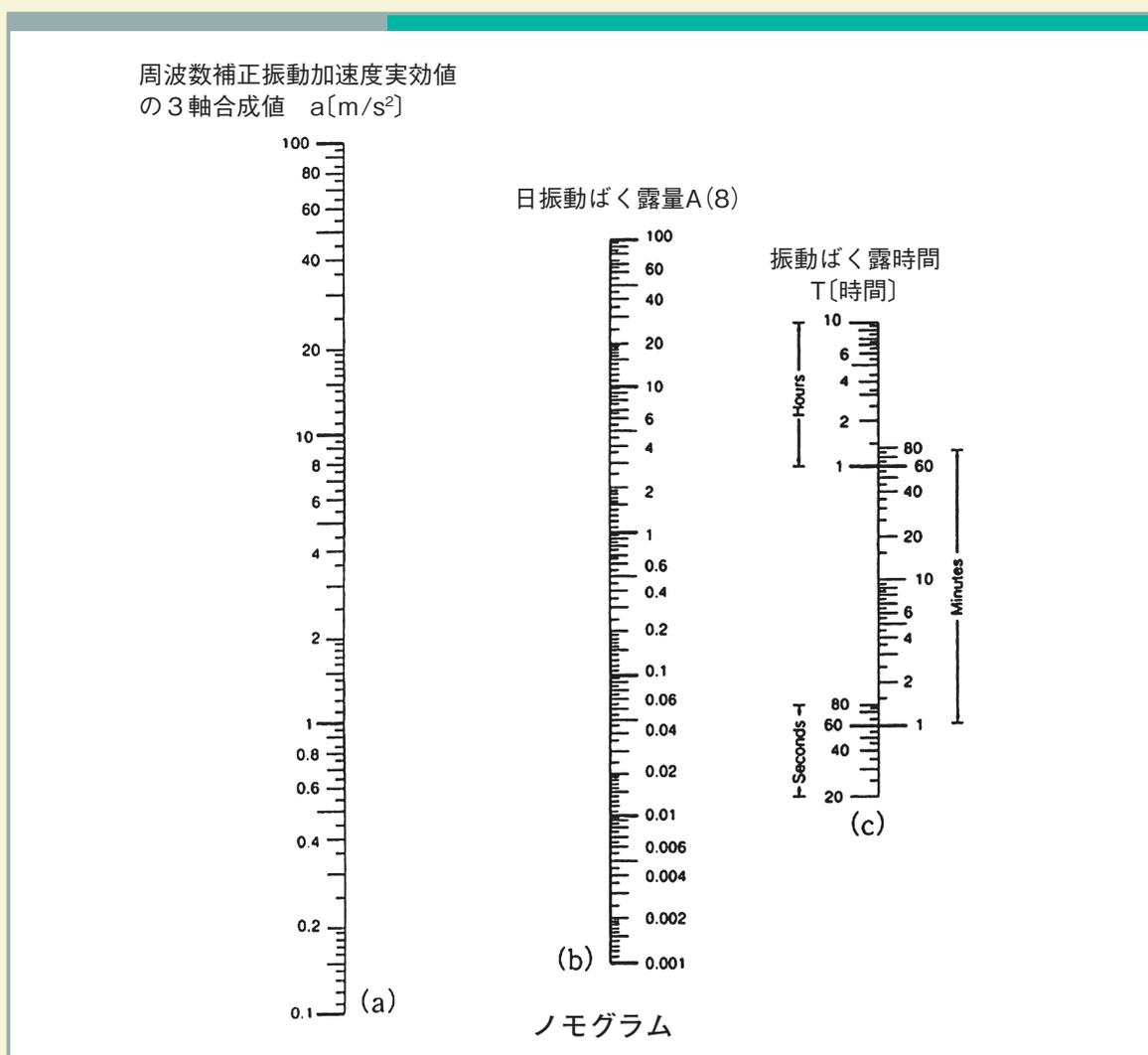
$$\text{日振動ばく露量} : A(8) = a \times \sqrt{\frac{T}{8}} \quad [\text{m/s}^2]$$

(注) a[m/s<sup>2</sup>] は周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値、T[時間] は1日の振動ばく露時間

#### 日振動ばく露量 A (8) の算出

日振動ばく露量 A (8) は、下記のノモグラムからも求めることができます。

このノモグラムの使用方法は、(a)に「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」をプロットし、(c)に「振動ばく露時間」をプロットし、その2つの点を結ぶことにより(b)の「日振動ばく露量 A (8)」を求めることができます。



## 日振動ばく露限界値及び日振動ばく露対策値

日振動ばく露量A(8)が、「日振動ばく露限界値」である $5.0\text{m/s}^2$ を超えることがないよう振動ばく露時間の抑制、低振動の振動工具の選定等を行う必要があります。

さらに、日振動ばく露限界値( $5.0\text{m/s}^2$ )を超えない場合であっても、「日振動ばく露対策値」である $2.5\text{m/s}^2$ を超える場合は、振動ばく露時間の抑制、低振動の振動工具の選定等に努める必要があります。

## 1日に複数の振動工具を使用する場合

1日に複数の振動工具を使用する場合、下表を利用して、個別の作業ごとの「振動ばく露量 $A_i(8)$ 」を求め、最終的な「日振動ばく露量A(8)」を計算し、その振動ばく露時間が「日振動ばく露限界値(A(8): $5.0\text{m/s}^2$ )」及び「日振動ばく露対策値(A(8): $2.5\text{m/s}^2$ )」を超えるかが判断できます。

	個別の作業番号						合計	日振動ばく露量A(8)
	1	2	3	4	5	6		
Ai(8)							$\Sigma A_i(8)^2$	$A(8) = \sqrt{\Sigma A_i(8)^2}$
Ai(8) <sup>2</sup>								

- (1) ノモグラム(3ページに掲載)に、個別の作業の周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値を(a)、振動ばく露時間を(c)にプロットし、2つの点を結んで個別の振動ばく露量(b) $A_i(8)$ を読み取り、上記の表に記入します。個々の作業がいくつもある場合は、同様の操作を繰り返し、 $A_i(8)$ を求め上記の表に記載します。
- (2) 個々の作業の $A_i(8)$ の2乗を計算し、全ての作業別の値の合計( $\Sigma A_i(8)^2$ )を求め、上記の表に記載します。
- (3) (2)で求めた値の平方根( $A(8) = \sqrt{\Sigma A_i(8)^2}$ )を求め、表に記載します。この値が、「日振動ばく露量A(8)」になります。

日振動ばく露量A(8)は、「日振動ばく露量A(8)の計算テーブル」

([http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/nichishindo\\_bakuroryo.xls](http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/nichishindo_bakuroryo.xls))

を使用して求めることができますので御活用ください。

## 4 振動ばく露時間など

日振動ばく露限界値（A(8)：5.0m/s<sup>2</sup>）に対応した1日の振動ばく露時間（以下「振動ばく露限界時間」といいます。）が、2時間を超える場合は、当面、1日の振動ばく露時間を2時間以下としてください。

ただし、振動工具の点検・整備を、製造者又は輸入者が取扱説明書等で示した時期及び方法により実施するとともに、使用する個々の振動工具の「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」を、点検・整備の前後を含めて測定・算出している場合において、振動ばく露時間が当該測定・算出値の最大値に対応したものとなるときは、この限りではありません。

なお、この場合であっても1日の振動ばく露時間を4時間以下とするのが望ましいところです。

### 振動値が把握できない場合

「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」が把握できない振動工具は、類似の振動工具の「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」を参考に振動ばく露限界時間を算出し、これが2時間を超える場合には、1日の振動ばく露時間を2時間以下のできる限り短時間としてください。

### やむを得ず日振動ばく露限界値を超える場合

作業の性格上、同一の作業者が同一の作業現場で連続して作業を行なうことが不可欠である場合でかつ日振動ばく露量限界値（A(8)：5.0m/s<sup>2</sup>）を超える場合には、1週間の作業の計画を作成した上で、振動ばく露を1日8時間×5日（週40時間）として算出し、日振動ばく露量A(8)を5.0m/s<sup>2</sup>以下とする1日の振動ばく露許容時間としてもやむを得ないこととしています。（ただし、チェーンソーの取扱い業務を除きます。）

**事業者の皆様は、作業開始前に、これらを踏まえた作業の計画を作成し、書面等により労働者に示してください。**

**また、日振動ばく露量A(8)等に基づく対策について、労働者に労働衛生教育を実施してください。**

## 5 振動工具の点検・整備

---

振動工具の取扱説明書、カタログ、ホームページ等により示された時期及び方法等により振動工具を適切に点検・整備等してください。

### 振動工具管理責任者

---

振動工具を有する事業場については、「振動工具管理責任者」を選任し、振動工具の点検・整備状況を定期的に確認するとともに、その状況を記録してください。

## 6 その他の振動障害予防対策の実施

---

上記の他、「チェーンソー取扱い作業指針」及び「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」などに基づき、健康診断及びその結果に基づく措置、安全衛生教育、体操などを行ってください。

## 騒音障害防止のためのガイドラインを改訂しました

大きい音にさらされ続けると、耳の機能が損なわれて難聴になることがあります。大切な耳を守るため、職場における騒音対策に取り組みましょう。

### ガイドライン改訂の主なポイント

#### ■ 騒音障害防止対策の管理者の選任を追加

管理者を選任して、組織的にガイドラインに基づく対策を実施しましょう。

#### ■ 騒音レベルの新しい測定方法（個人ばく露測定と推計）の追加

#### ■ 聴覚保護具の選定基準の明示

JIS T8161-1に基づき測定された遮音値を目安とし、必要かつ十分な遮音値のものを選定するよう追加しました。

#### ■ 騒音健康診断の検査項目の見直し

定期健康診断（騒音）における**4000ヘルツの聴力検査の音圧を、40dBから25dBおよび30dBに変更しました。**

雇入れ時または配置替え時や、定期健康診断（騒音）の二次検査での聴力検査に、**6,000ヘルツ**の検査を追加しました。

改訂ガイドラインの全文や解説など、改訂内容に関する資料は  
こちら



ご不明な点などございましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

# 職場の騒音対策を確認しましょう！

## ガイドラインの対象作業場はこちら



○別表1、別表2いずれの作業場も対象です。

ガイドラインの対象外でも、騒音が大きい作業場がある場合は下記対策に取り組みましょう

### ●以下の対策に取り組んでいますか？

職場の体制	<input type="checkbox"/> 騒音障害防止対策の管理者の選任 <input type="checkbox"/> 元方事業者の場合は、関係請負人への指導・援助
作業環境管理	<input type="checkbox"/> 騒音レベルの測定※ <input type="checkbox"/> 騒音レベルが一定（85dB）以上の場合は、改善措置（騒音源の低騒音化・遮蔽など）の実施※ <input type="checkbox"/> 測定結果の記録と保存（3年間）
作業管理	<input type="checkbox"/> <b>聴覚保護具の使用</b> ※ 等価騒音レベルが90dB以上の場合や、等価騒音レベルが85dB以上で手持動力工具を使用する場合などは必ず聴覚保護具を使用しましょう。
健康管理	<input type="checkbox"/> 雇入れ時または配置替え時の健康診断（騒音）の実施 <input type="checkbox"/> <b>定期健康診断（騒音）の実施</b> ※ <input type="checkbox"/> 健康診断（騒音）結果に基づく事後措置の実施 <input type="checkbox"/> 健康診断（騒音）結果の記録と保存（5年間） <input type="checkbox"/> 健康診断（騒音）結果の労働基準監督署への報告
労働衛生教育	<input type="checkbox"/> 騒音障害防止対策の管理者選任時の教育 <input type="checkbox"/> 労働者への教育※

※ 騒音レベルが一定未満の場合は省略可能

騒音ガイドラインの全文、解説などはこちら



# ストレスチェックを実施しましょう

労働安全衛生法の改正により、**労働者数50人以上の事業場**において、**年1回のストレスチェック**が義務づけられています。（平成27年12月から適用）

## ストレスチェック制度の実施手順

ストレスチェック制度の目的は、

- ・労働者自身のストレスへの気づきを促すこと
- ・集団分析等を、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげること

などにより、労働者のメンタルヘルス不調を「未然防止」することです。



ストレスチェックおよび面接指導の実施状況の報告義務

### 労働基準監督署に実施結果報告書を提出

提出時期は、各事業場の事業年度の終了後など、事業場ごとに設定して差し支えありません。

衛生委員会の開催（実施方法など社内ルールの策定）

ストレスチェック（年1回）の実施

本人に結果を通知

医師の面接指導の実施

医師から意見聴取

就業上の措置の実施

集団分析  
（努力義務）

個人の結果を一定規模のまとまりの集団ごとに集計・分析

職場環境の改善

「うつ」などの、メンタルヘルス不調を未然防止 !!

## ストレスチェック実施までのポイント

- ☑ 「メンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェックを実施する」旨の**基本方針**を、まず事業場内に明示しましょう。
- ☑ **衛生委員会**で、ストレスチェックの実施方法について話し合しましょう。
- ☑ **社内規程**として明文化して、全ての労働者にその内容を知らせましょう。

### 実施に向けた検討事項

右のような項目について、話し合しましょう。

ストレスチェックは誰に実施させるか  
ストレスチェックはいつ実施するか  
どんな質問票を使ってストレスチェックを実施するか  
どんな方法でストレスの高い人を選ぶか  
面接指導の申出は誰にすれば良いか  
面接指導は産業医又はどの医師に依頼して実施するか  
集団分析はどんな方法で行うか  
ストレスチェックの結果は誰が・どこに保存するのか 等



「ストレスチェックって、どのように実施すればいいの？」とお悩みの方へ

# 厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム

をご活用いただくことで、簡単・便利に実施することができます。

## 厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム（無料ツール）とは？

ストレスチェックの受検、結果出力、結果管理までを一括で実施できるプログラムです。厚生労働省ホームページから無料でダウンロードいただけます。

➡ <http://stresscheck.mhlw.go.jp/>

厚生労働省版ストレスチェック

検索



「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」  
ダウンロードサイト



本プログラムの利用に関する詳細やご不明点などは、専用のコールセンター（フリーダイヤル）にお問い合わせください。

【電話番号】 0120-65-3167（フリーダイヤル）

【受付日時】 10:00～17:00（土・日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

他にも、事業者の皆さまにご利用いただける相談窓口があります。

## ストレスチェック制度サポートダイヤル

ストレスチェックに関わる方（産業医、保健師、事業者、衛生管理者、など）からの、ストレスチェック制度に関するお問い合わせ（事業場における実施方法、実施体制など）に、専門家がお答えします。

【電話番号】 0570-03-1050（通話料がかかります）

【受付日時】 10:00～17:00（土・日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

## 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

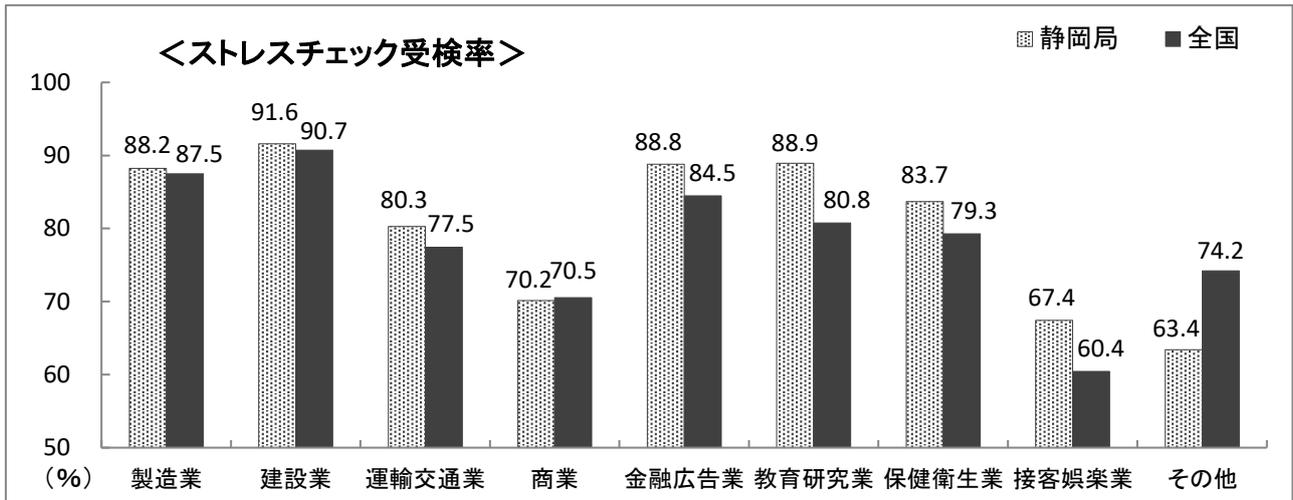
ストレスチェック制度をはじめとする、メンタルヘルス対策全般の情報を掲載しています。

➡ <https://kokoro.mhlw.go.jp/>

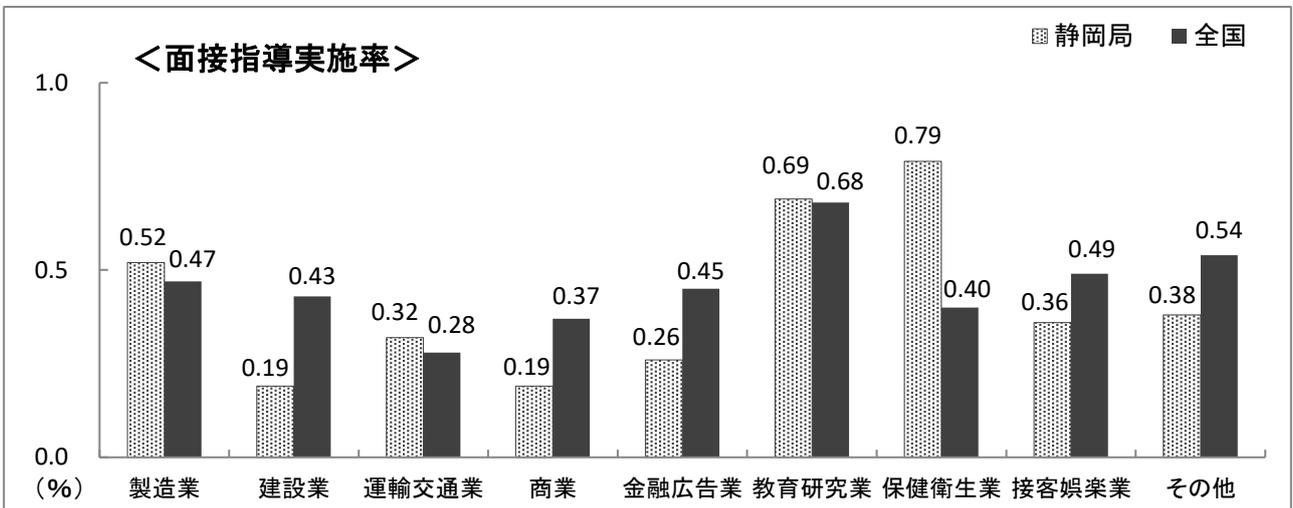
こころの耳 検索

# 令和4年 ストレスチェックの実施状況

対象期間: 1月1日～12月末 (令和5年3月末現在)

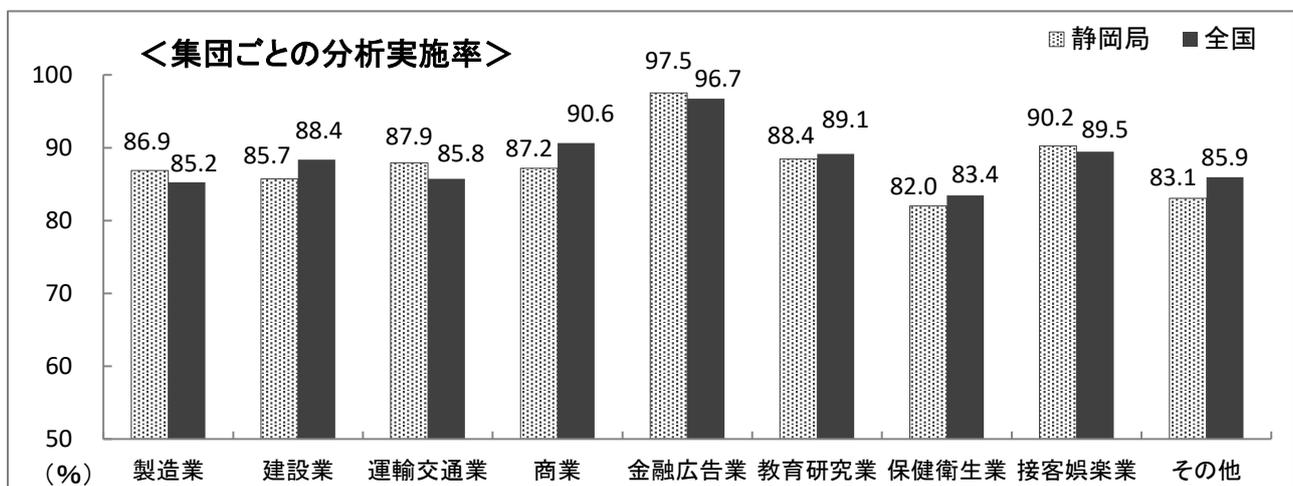


※ 全業種の検査実施率 静岡:80.9%、全国:79.2%



「高ストレス者」と選定されても、面接指導を受検する割合が低い(全業種;静岡0.49%、全国0.46%)。各社にばらつきがあり、各社の制度への信頼性を高める工夫が必要です。

個人情報取り扱いの明確化。面接指導の際は、事業者が勤務状況等の情報を提供し、医師が確認できるよう配慮が必要です。



職場のメンタルヘルス対策として、ストレスチェックによる気づきと共に、その結果を職場改善に繋げることが重要となります。

労働者数が300人未満の中小規模事業場の事業主の皆様へ



# 職場のメンタルヘルス 対策でお困りでは ありませんか？

職場のメンタルヘルス対策を **無料** で支援します！

静岡産業保健総合支援センターでは、労働者数が300人未満の中小規模事業場を対象に、メンタルヘルス対策促進員（産業カウンセラー、社会保険労務士等）が無料で職場を訪問し、職場におけるメンタルヘルス対策の取り組みをお手伝いします。

こんなお悩みはありませんか？

- \* 心の健康づくり計画ってなに？  
どうやって作成するの？
- \* 社内の相談体制はどうすればいいの？
- \* ストレスチェックの具体的な実施方法は？
- \* 管理職向けの教育・研修はどうすればいいの？
- \* 若年労働者向けの教育・研修はどうすればいいの？
- \* 職場復帰支援プログラムを作成したいけど  
どうすればいいの？



静岡産業保健総合支援センター  
静岡労働局・労働基準監督署

静岡産保

検索



## 事業場における治療と仕事の両立支援のために



労働者が、**がん等の病気**になってしまったとき**無理なく働き続けてもらうためには、**どうすれば良いのだろうか・・・



最近では、がん等の病気になっても治療技術の進歩により、**治療をしながら働き続ける人**が増えています。しかし、事業場において治療に対する配慮や適切な措置がなければ、労働者が治療と両立して働き続けることが難しくなってしまいます。**ガイドラインでは、疾病を抱える労働者が治療と仕事を両立できるように支援の取組方法等をまとめています。**

### 背景

- 治療技術の進歩等により、がん等の「不治の病」も「長く付き合う病気」に変化  
【例】がん5年相対生存率の向上（1993年～1996年では53.2%だったが2003年～2005年では58.6%と5.4ポイント向上）
- 仕事をしながら治療を続けることができる状況が社内で確保されず、疾病を理由に離職してしまう又は仕事のために治療を断念するケースが多い  
【例】糖尿病患者の約8%が通院を中断。主な理由は「仕事（学業）のため、忙しいから」
- 治療と仕事の両立支援の取り組み方に悩む事業場が少なくない  
【例】従業員が私傷病になった際、89.5%の企業が対応に苦慮したと回答。理由は「病気や治療に関する見通しがわからない」、「復職可否の判断が難しい」

### 位置づけ

疾病を抱える労働者が、業務によって疾病が悪化することのないよう、治療と仕事の両立のために必要となる、一定の就業上の措置や治療に対する配慮を行うことは、「**労働者の健康確保対策**」として位置づけられます。

### 意義

- 人材の定着・生産性の向上
- 健康経営の実現
- 多様な人材活用による組織や事業の活性化
- 組織としての社会的責任の実現
- 労働者のワーク・ライフ・バランスの実現

### 両立支援を行うための環境整備を行いましょ（両立支援の進め方）

衛生委員会等で調査審議の上、事業者による基本方針の表明、相談窓口の明確化、両立支援を活用できる休暇・勤務制度の導入等、具体的な対応方法について話し合いましょ。

- ① 主治医に勤務情報を提供
- ② 就業継続の可否等の意見
- ③ 労働者が事業者へ申出
- ④ 就業上の措置等の決定および両立支援プランの作成



**静岡産業保健総合支援センター（静岡産保センター）**では、治療と仕事の両立支援のための「**専門の相談員**」を配置し、以下の支援を行っています。

☎ 054-205-0111 〒420-0034 静岡市葵区常磐町2-13-1 住友生命静岡常磐町ビル9階

- 事業者等に対する啓発セミナー
- 産業医、産業保健スタッフ、人事労務担当者等に対する専門的研修
- 両立支援に取り組む事業場への個別訪問指導
- 関係者からの相談対応
- 患者（労働者）と事業者の間の個別調整支援、両立支援プランの作成等
- 好事例の収集、情報提供
- 主治医、医療従事者に対する専門的研修



ガイドラインはこちら **治療と仕事の両立支援ナビ**



静岡労働局・労働基準監督署

# 静岡産業保健総合支援センターの 治療と仕事の両立支援

治療を続けながら仕事を続けるために



部下が病気になったから仕事を辞めると言ってきたが、何とか辞めなくて無理なく仕事を続けて欲しい。

治療技術の進歩により、治療を続けながら仕事をすることができるようになりました。ただ、会社でも少し配慮していただくと治療と仕事が両立できるようになり、多くの方が職場に戻ることができます。



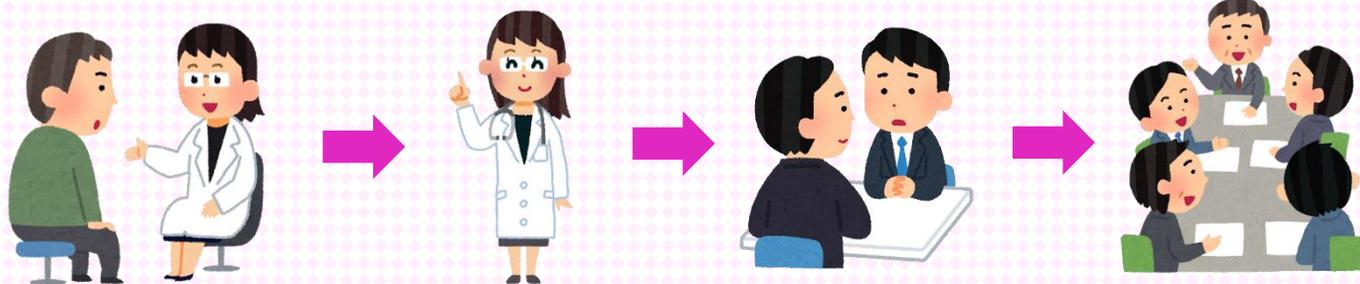
復職には、主治医の許可・本人の復職の意思・会社の復職許可が必要です。

本人が主治医に「仕事の内容」を伝えます。様式があり文書で伝えることができます。

主治医から本人へ「望ましい働き方についての意見書」を書いてもらいます。

本人から会社へ「主治医意見書」を提出します。

職場では、主治医意見書を基に、就業の可否・就業上の配慮を決定します。



静岡産業保健総合支援センターは、すべての過程で社員・事業場担当者の双方をご支援致します。

## 病院の両立相談窓口での相談 (本人・家族・会社担当者)

- ・利用可能な制度
- ・復職に対するお悩み など

## 病院との橋渡し

- ・同行受診付き添い
- ・病院相談窓口との連携サポート

## 就業配慮の仕方への支援

- ・勤務状況提供書作成サポート
- ・必要な配慮の検討
- ・主治医の意見書の見方

## 両立支援に関する社内勉強会開催

- ・管理監督者向け
- ・従業員の皆様向け



下記QRコードから産保センターの  
両立支援の検索ができます↓

下記QRコードからも  
お申込みができます↓

## 会社の復職支援準備への支援

- ・就業規則の見直し
- ・社内相談窓口の開設準備



# 治療と仕事の 両立支援

## 働き続けたい思いに応える職場支援

社員の就労を支えるのは、会社や本人の為だけでなく、社員の家族や同僚など多くの人たちにとって大切な事です。



以下の事に取り組みたいご希望はありませんか？産保センターがご支援致します。

1. 「社員を大切にしてお互い助け合う」社内風土を作りたい
2. 社員が心配事や体調を相談しやすい環境を作りたい
3. 復職してくる社員に必要な、無理のない就業配慮を検討したい
4. 病気があっても仕事を続けられる、柔軟な就業配慮を検討したい
5. 両立支援に対応できる就業規則を作りたい



管理職への両立  
支援勉強会

従業員への両立  
支援勉強会



主治医との連携支援

病院相談窓口との  
連携支援



産保センターでは、治療と仕事の両立に係る様々な事柄を支援しています。

料金は無料です。ご本人はもちろんの事、会社のご担当者やご家族など、復職や傷病による就業継続でお困りの際には、ぜひ産保センターの両立支援担当までご連絡ください。



左のQRコードは、  
厚生労働省の「治療と仕事の両立支援ナビ」  
治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイトです。  
治療と仕事の両立支援に関する、様々な情報が満載です。

ご利用ください！

50人未満の事業場が対象です

# 地域産業保健センター

地域産業保健センター（正式名称：産業保健総合支援センター地域窓口）は、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の小規模事業者やそこで働く方を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの以下の産業保健サービスを無料で提供しています。地域産業保健センターは、独立行政法人労働者健康安全機構が運営し、県内8か所に設置（裏面をご参照ください）されています。



〔各サービスのご利用にあたっては、地域産業保健センターへの事前の申し込みが必ず要です。また、利用回数には制限があります。〕

## 1 メンタルヘルスを含む労働者の健康管理にかかる相談（事業者・労働者向け）

健康診断結果で有所見の労働者に対して、また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。

なお、地域産業保健センターは医療機関ではありませんので、診療、カウンセリング等はいえませんが、必要に応じて、医療機関等適切な機関をご紹介します。

## 2 健康診断の結果についての医師からの意見聴取（事業者向け）

健康診断の結果「異常の所見がある」と診断された労働者については、労働安全衛生法第66条の4に基づき、その健康を保持するために必要な措置について、医師から意見を聴くことができます。

## 3 「長時間労働者」に対する面接指導（事業者向け）

月80時間を超える時間外・休日労働を行い、疲労の蓄積が認められる等法定の要件に該当する労働者については、事業者は医師による面談を実施しなければなりません。さらに、法定の要件に該当しなくても、長時間労働を行った労働者について、事業者は医師による面談を受けさせるよう努める必要があります。このため、当センターでは産業医の選任義務のない小規模事業者向けに、医師による面接指導を実施します。

## 4 「ストレスチェックにかかる高ストレス者」に対する面接指導（事業者向け）

労働者数50人未満の小規模事業場では労働安全衛生法に基づくストレスチェックの実施は任意ですが、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止や早期発見のためにも実施することをお勧めしています。

このストレスチェックの結果、医師による面接指導を希望する旨の申し出が労働者からあった場合、各センターでは産業医の選任義務のない小規模事業者向けに、医師による面接指導を実施します。

## 地域産業保健センター 所在地及び支援対象エリア一覧

名称	所在地	電話・FAX	支援対象エリア
三島・伊豆	三島市南本町4-31 三島市医師会内	TEL:055-981-9888 FAX:055-981-9888	三島市、熱海市、伊豆市、伊豆の国市、伊東市、田方郡、下田市、賀茂郡
沼津・御殿場	沼津市八幡町 82 沼津医師会内	TEL:055-962-8076 FAX:055-962-1236	沼津市、御殿場市、裾野市、駿東郡
富士	富士市伝法 2850 富士市医師会内	TEL:0545-57-5211 FAX:0545-57-5211	富士市、富士宮市
清 庵	静岡市清水区渋川 2-12-1 静岡市清水医師会内	TEL:054-348-2332 FAX:054-348-7734	静岡市清水区
静 岡 市	静岡市葵区東草深町 3-27 静岡市静岡医師会内	TEL:054-245-6136 FAX:054-245-6137	静岡市葵区、静岡市駿河区
志太榛原	藤枝市南駿河台 1-14-2 志太医師会内	TEL:054-646-5248 FAX:054-646-5248	島田市、藤枝市、牧之原市、焼津市、榛原郡
中 東 遠	磐田市竜洋中島 34-3 K's ガーデンⅡ 102 号室	TEL:070-2153-1829 FAX:0538-66-0007	磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、御前崎市、周智郡
浜 松	浜松市中区伝馬町 311-2 浜松市医師会内	TEL:053-458-1148 FAX:053-454-1737	浜松市、湖西市

ご利用日時につきましては、地域産業保健センターによって異なりますので、直接お問い合わせください。

静岡産業保健総合支援センターでは以下のような支援も実施しています。  
これらの支援につきましては、下記の静岡産業保健総合支援センターあて直接お申し込みください。

### ○ 治療と仕事の両立支援（事業者・労働者向け）（企業規模不問）

「治療と仕事の両立支援」とは、病気を抱えながらも、働く意欲と能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として仕事の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられるための取り組みです。

当センターでは、①事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ、労働者（患者）からのご相談に電話・メール・面談等でお受けする「相談支援」、②これから両立支援に取り組む企業等からご依頼により保健師や両立支援促進員が事業場を訪問し、職場環境整備への助言などを行う「訪問支援」、③具体的に労働者（患者）が治療を継続しながら就労したいと申し出た場合などの「調整支援」を実施しています。

### ○ メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援（事業者向け） （労働者が 300 人未満の中小規模事業場が対象）

メンタルヘルス対策に精通した専門スタッフ（産業カウンセラー、保健師、社労士等）が事業場に赴き、ストレスチェック制度の導入について具体的なアドバイスをするなど、職場のメンタルヘルス対策推進のための支援を行います。また、管理監督署や若年労働者を対象としたメンタルヘルス教育も行います。

#### 静岡産業保健総合支援センター

〒420-0034 静岡市葵区常磐町 2 丁目 13-1 住友生命静岡常磐町ビル 9 階

TEL : 054-205-0111 FAX : 054-205-0123

ご利用時間 : 8:30~17:15 (毎週土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

# 職場における腰痛予防対策について

## 腰痛リスクの回避・低減対策（チェックリスト）

### <作業管理>

- 常時行う重量物取扱い作業は、リフターや自動搬送装置の使用により自動化・省力化する。
- コンベアや台車などで運搬したり、運搬しやすくなるようなフックや吸盤などを用いる。
- 取り扱う重量物の重量を制限する。常時人力のみにより取り扱う重量は、満18歳以上の男性は、体重の概ね40%以下、女性は24%以下とする。流通業では、10kg程度に設定する例も見られる。
- 上の重量制限を超える場合は、身長差の少ない2人以上で作業を行わせる。
- 取り扱う重量物の重量があらかじめわかるように表示する。
- できるだけ重量物に身体を近づけ、重心を低くするような姿勢をとるようにする。
- 床面から重量物を持ち上げる場合、片足を少し前に出し膝を曲げ、腰を十分に下ろして重量物を抱え、膝を伸ばすことによって立ち上がるようにする。（図1）
- 大きな物や重量物を持つての移動距離を短くし、人力での階段昇降は避ける。
- 重量物を持ち上げるときは、呼吸を整え、腹圧を加えて行うようにする。（図2）
- 重量物を持った場合は、背を伸ばした状態での腰部のひねりを少なくなるようにする。
- 作業動作、作業姿勢、作業手順、作業時間などをまとめた作業標準を策定する。
- 労働者にとって過度の負担とならないように、単位時間内での取扱い量を設定する。
- 他の作業を組み合わせることにより、長時間の立位姿勢の保持を避ける。
- 立ち作業が長時間継続する場合には、椅子を配置し、作業の途中で腰掛けて小休止・休息が取れるようにする。
- 座り作業の場合、不自然な姿勢とならないよう、作業対象物は、ひじを伸ばして届く範囲内に配置する。
- 作業靴は滑りにくく、クッション性があるものを使用させる。



### <作業環境管理>

- 作業場所などで、足もとや周囲の安全が確認できるように適切な照度を保つ。
- 転倒、つまずきや滑りなどを防止するため、凹凸や段差がなく、滑りにくい床面とする。
- 座り作業の場合、椅子は労働者の体格に合ったものを使用させ、机、作業台の高さや椅子との距離は調節できるようにする。

### <健康管理と労働衛生教育>

- 腰痛予防健康診断（配置時、6か月以内ごとに1回）を行う。
- ストレッチを中心とした腰痛予防体操を行わせる。（図3）
- 腰痛のリスクと原因、作業標準（作業姿勢など）、荷役機器・補助具の使用方法、腰痛予防体操などについて、教育（配置時など）を行う。

### もっと詳しく！

「職場における腰痛予防対策指針」に腰痛予防の取組みを紹介しています。

- ・製造業に従事している人のための腰痛予防
- ・陸上貨物運送事業に従事している人のための腰痛予防  
運送業務を行う人のための腰痛予防ポイントとエクササイズ
- ・小売業に従事している人のための腰痛予防
- ・看護・介護作業に従事している人のための腰痛予防  
介護作業者の腰痛予防対策チェックリスト

※ ご不明な点などは、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署へお問い合わせください。

腰痛予防指針	検索
製造業 腰痛予防	検索
陸上貨物運送業 腰痛予防	検索
運送業務 腰痛予防	検索
小売業 腰痛予防	検索
看護・介護作業 腰痛予防	検索
介護腰痛 チェックリスト	検索

## 労働安全衛生関係法令に基づく健康診断等の概要

No.	法・規則 根 拠	名 称		対 象 等 の 概 要	実施時期	記録	結果報告		
						保存年数	対象	期日	
1	安衛法66 安 則43	一 般 健 康 診 断	雇 入 時 の 健 康 診 断	業種、規模を問わず、すべての常時使用する労働者を対象に、雇入時に実施	雇入れのとき	5年	—	—	
2	安衛法66 安 則44		定 期 健 康 診 断	業種、規模を問わず、すべての常時使用する労働者	年1回定期	5年	規模50人以上の事業場	実施後遅滞なく	
3	安衛法66 安 則45		特定業務従事者の健康診断	安則13条1項3号のイ〜カの衛生上有害な業務に常時従事する労働者	配置替時 6ヶ月1回定期	5年	同上	同上	
4	安衛法66 安則45の2		海外派遣労働者の健康診断	本邦外の地域に6月以上派遣するとき	派遣前	5年	—	—	
				本邦外の地域に6月以上派遣した労働者を本邦内における業務に就かせるとき	帰国後	5年	—	—	
5	安衛法66 安 則47		給食従業員の検便	事業に付属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れ時 配置替時	5年	—	—	
6	安衛法66 安 則48	歯科医師による健康診断	塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りん等のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務従事者	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	5年	規模にかかわらず報告必要 (令和4年10月1日から)	実施後遅滞なく		
7	安衛法66 特化則39 1項	特 殊 健 康 診 断	特 定 化 学 物 質 健 康 診 断	従事者	令22条1項3号の業務に常時従事する労働者で、特化則別表第3の区分に応じ、特別の検査、健診を実施(2次健診別表第4)	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	特別管理 物質30年 その他5 年	該当事業場 (定期の分)	実施後 遅滞なく
	特化則39 2項			過去の従事者	令22条2項の業務に常時従事させたことのある労働者(検査、健診項目上記と同じ)	6ヶ月1回定期			
	特化則42			緊急時	特定化学物質が漏えいし、労働者が汚染又は吸入したとき	遅滞なく			
8	安衛法66 鉛則53	特 殊 健 康 診 断	鉛 健 康 診 断	令22条1項4号の業務(別表第4)に常時従事する労働者で、鉛則53条の検査、健診を実施 (注)はんだ付け、施釉等業務、絵付け業務、印刷の業務及びこれらの清掃の業務	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期 左記(注)は1年1回定期	5年	該当事業場 (定期の分)	実施後 遅滞なく	
	鉛則56			腹部疝痛等病状を訴えたとき(従事者及び従事させなくなってから4週間以内の者)	その都度遅滞なく	—			—
9	安衛法66 電離則56	一 般 健 康 診 断	電 離 放 射 線 健 康 診 断	令22条1項2号の業務(別表第2)に常時従事する労働者で、管理区域内に立入る労働者	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	30年	該当事業場 (定期の分)	実施後 遅滞なく	
10	安衛法66 除染則20		除 染 電 離 放 射 線 健 康 診 断	除染等業務に常時従事する労働者	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	30年	同上	同上	
11	安衛法66 高圧則38		高 気 圧 業 務 健 康 診 断	令6条1号(高圧室内作業) 令20条9号(潜水業務)に常時従事する労働者で高圧則38条の検査、健診を実施	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	5年	同上	同上	
12	安衛法66 四ア則22	特 殊 健 康 診 断	四 ア ル キ ル 鉛 健 康 診 断	令22条1項5号(別表第5)の業務に常時従事する労働者で四ア則22条の検査、健診を実施	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	5年	同上	同上	
13	安衛法66 有機則29 安衛法22 有機則30 の3		有 機 溶 剤 等 健 康 診 断	常時	令22条1項6号(別表第6の2)の業務に常時従事する労働者で有機則29条の検査、健診を実施	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	5年	同上	同上
				緊急時	有機溶剤により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したとき	速やかに	—	—	
14	安衛法66 石綿則40	特 殊 健 康 診 断	石 綿 健 康 診 断	従事者	令22条1項3号の業務に常時従事する労働者	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	40年	該当事業場 (定期の分)	実施後 遅滞なく
				過去の従事者	令22条1項3号の業務に常時従事させたことのある労働者				

No.	法・規則 根 拠	名 称		対 象 等 の 概 要	実施時期	記録	結果報告		
						保存年数	対象	期日	
15	じん肺法 7条	じん 肺 健 康 診 断	就 業 時	新たに常時粉じん作業に従事することとなった労働者	雇入れ時 配置替時	7年 (エックス線写真を含む)	該 当 事 業 場  (注) 当年未実施でも要報告	毎年 12月 31日 現在の 実施状況等 を翌年の2月 末まで	
	じん肺法 8条		定 期	粉じん作業に常時従事する労働者	3年				
				じん肺管理区分2及び3の労働者	1年				
				粉じん作業に従事させた労働者	じん肺管理区分2 3年 じん肺管理区分3 1年				
	じん肺法 9条		定 期 外	労働安全衛生法第66条1項、2項の健診においてじん肺の所見又は疑いのある労働者	その都度				
合併症で1年を超えて療養休業した者が医師により療養のための休業を要しなくなったと診断されたとき その他、省令で定めるとき									
じん肺法 9条の2	離 職 時	離職直前のじん肺健診の期間が	1年6ヶ月以上 粉じん作業者 6ヶ月以上 じん肺管理2又は3の粉じん作業従事労働者及び粉じん作業に従事させていた労働者	同上					
16	労基法96 寄宿則31	特 殊	寄宿舎における健康診断	寄宿舎に寄宿する労働者に寄宿舎規程31条の検査、健診を実施	年2回以上	3年	—	—	
17	炭鉱災害による一酸化炭素中毒に関する特別措置法	殊 健 康 診 断	炭鉱の一酸化炭素中毒の健康診断	被災時	炭鉱災害により一酸化炭素が発生した際その場所にいた労働者、また、その直後必要により当該場所に立入った労働者	発生後又は立入り後直ちに行う	5年	該 当 が あ っ た 場 合	遅滞なく
				被災時	被災労働者	災害発生後2年間、1年以内ごと1回			
18	労基法70 労基則34の3	断	職業訓練中の健康診断	法定の職業訓練を受けている労働者に対し石炭鉱山における坑内労働に就かせるときの 労基則別表第1により安則44の健診を行う	はじめて坑内労働に就かせた後1年間に限り年3回以上	3年	—	—	
19	安衛法66の2 安則50の2		深夜業従事労働者自発的健康診断	[趣旨]深夜業に従事する労働者であって事業者が実施する次回の特定業務従事者の健康診断を待たないものが、自らの判断で受診した健康診断(自発的健康診断)の結果を事業者へ提出した場合に、事業者へ事後措置等を講ずることを義務付けたもの。 [対象者]常時使用される労働者であって、自発的健康診断を受けた日前6月間を平均して1月当たり4回以上深夜業に従事した労働者	その都度	5年	事業者への提出時期  自発的健康診断実施後3月を経過しない時期に、当該検診結果を事業者へ提出した場合に、事業者へ措置義務が生ずる。		
20	安衛法66の10 安則52の9		心理的な負担の程度を把握するための検査等(ストレスチェック)	常時50人以上の労働者を使用する事業場(詳細については47ページ参照) ※50名未満の事業場は、当分の間、努力義務	年1回	5年	規模50人以上の事業場	1年以内 ごと1回 定期	

- (注) ● じん肺管理区分が管理2または管理3である労働者については、定期に行われるじん肺健康診断(1年以内ごとに1回、または3年以内ごとに1回実施)の際に、合併症の検査のひとつとして「肺がんに関する検査」を行うこととなります。
- 上記のうち、じん肺管理区分が管理2で現在非粉じん作業に常時従事している労働者については、定期のじん肺健康診断が3年以内ごとに1回であるので、そのじん肺健康診断が行われない年には、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断(1年以内ごとに1回実施)の機会を捉え、定期外のじん肺健康診断として、「肺がんに関する検査」を行うこととなります。なお、この場合には、じん肺法第12条に基づくじん肺管理区分の決定等の手続きをとる必要はありません。



特殊健康診断の結果は、定期健康診断と同様に受診した労働者に通知する必要があります。

# 一般健康診断の項目一覧表

健診項目		雇入れ時	定期健康診断	特定業務従事者
診察等	①問診（既往歴及び業務歴の調査）	○	○	○
	（喫煙歴及び服薬歴）	注1	注1	注1
	②自覚症状及び他覚症状の有無の検査	○	○	○
	③身体測定（身長）	○	●1	●1
	③身体測定（体重）	○	○	○
	③身体測定（腹囲）	○	●2注2	●2注2
	③視力	○	○	○
	③聴力（1,000Hz及び4,000Hz）	○	注3	注5
	④胸部エックス線検査	○	●3	注6
	④喀痰検査	なし	●4	●6、注6
	⑤血圧	○	○	○
⑥貧血検査	血色素量	○	●2	●2、●5
	赤血球数	○	●2	●2、●5
⑦肝機能検査	G O T	○	●2	●2、●5
	G P T	○	●2	●2、●5
	γ-G T P	○	●2	●2、●5
⑧血中脂質検査	血清トリグリセライド	○	●2	●2、●5
	H D Lコレステロール	○	●2	●2、●5
	L D Lコレステロール	○	●2	●2、●5
⑨血糖検査 ※いずれか一つを選択実施	空腹時血糖	○	●2	●2、●5
	ヘモグロビンA1c	○	●2	●2、●5
	随時血糖	○注4	●2、注4	●2、●5、注4
⑩尿検査	蛋白	○	○	○
	糖	○	○	○
	⑪心電図検査	○	●2	●2、●5

## ※「常時使用する短時間労働者」とは

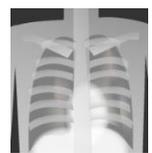
（平成26年7月24日付基発第0724第2号連名通達から抜粋）

上の一覧表にある一般健康診断（雇入れ時及び定期健康診断）は「常時使用する労働者」が対象ですが、以下の①及び②のいずれの要件をも満たす「短時間労働者」も受診の対象となります。

- ① 期間の定めのない労働契約により使用される者であること。  
なお、期間の定めのある労働契約により使用される者であって、1年以上使用されることが予定されている者、及び更新により1年以上使用されている者。（なお、特定業務従事者健診〈安衛則第45条の健診〉の対象となる者については、6カ月以上使用されることが予定され、又は更新により6カ月以上使用されている者）
- ② 1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上である者であること。

## 表中の記号等の意味

- ：必須項目
- 1：20歳以上の者で、医師が必要でないと認めるときは省略可能。
- 2：40歳未満の者（35歳の者を除く。）で、医師が必要でないと認めるときは省略可能。
- 3：40歳未満の者（20歳、25歳、30歳及び35歳の者を除く。）で、次のいずれにも該当しないものは、医師が必要でないと認めるときは省略可能。
  - ① 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている方
  - ② じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている方
- 4：以下のいずれかに該当する者について医師が必要でないと認めるときは、省略可能。
  - ①胸部エックス線検査によって、病変の発見されない者
  - ②胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
  - ③●3により胸部エックス線検査を省略された者
- 5：一回目の定期健康診断において、当該項目について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、当該項目の全部又は一部を省略可能。
- 6：以下のいずれかに該当する者について医師が必要でないと認めるときは、省略可能。
  - ①胸部エックス線検査によって、病変の発見されない者
  - ②胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者



注1：「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」（平成30年2月5日基発0205第1号、保発0205第1号）で、喫煙歴及び服薬歴について、問診等で聴取することを協力依頼

- 注2：●2に加えて、①妊娠中の女性その他のものであって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、②BMI（BMI＝体重（kg）／身長（m）<sup>2</sup>）が20未満である者、③自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満である者に限る。）は、医師が必要でないと認めるときは省略可能。
- 注3：45歳未満の者（35歳及び40歳の者を除く。）については、同項の規定にかかわらず、医師が適当と認める聴力の検査（1,000ヘルツ又は4,000ヘルツの音に係る聴力の検査を除く。）をもって代えることができる。なお、医師が適当と認める聴力の検査には音叉による検査等があること。
- 注4：血糖検査は、ヘモグロビンA1cのみでも可。  
ヘモグロビンA1cを測定せずに随時血糖による血糖検査を行う場合は、食直後（食事開始から3.5時間未満）の採血は避けることが必要。また、食事開始時から何時間後に採血したか、健康診断結果として記載することが必要。
- 注5：前回の健康診断において当該項目について健康診断を受けた者又は45歳未満の者（35歳及び40歳の者を除く。）については、同項の規定にかかわらず、医師が適当と認める聴力の検査（1,000ヘルツ又は4,000ヘルツの音に係る聴力の検査を除く。）をもって代えることができる。
- 注6：1年以内に1回、定期に行えばよい。

## 海外派遣労働者の健康診断

前頁表中の「定期健康診断の項目」に加え次の項目について医師が必要であると認める項目について実施する必要があります。

派遣前	① 腹部画像検査
	② 血液中の尿酸の量の検査
	③ B型肝炎ウイルス抗体検査
	④ ABO式及びRh式血液検査
帰国後	① 腹部画像検査
	② 血液中の尿酸の量の検査
	③ B型肝炎ウイルス抗体検査
	④ 糞便塗抹検査

派遣前の健康診断は、定期健康診断等を6月以内に受診している者に対しては、その者が受けた当該健康診断の項目に相当する項目を省略して行うことができます。

## 参考（特定業務従事者）

### 給食従事者の検便

事業に付属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者に対し、雇入れの際又は当該業務の配置替えの際に検便による健康診断を実施します。

### 歯科医師による健康診断

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りん等のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務従事者に対し、雇入れの際又は当該業務の配置替えの際及び当該業務についた後6月以内ごとに1回歯科医師による健康診断を実施します。

## 定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組の推進について

有所見者に対する保健指導、健康教育等の取組を促進することで、過労死や職業性疾病を予防しましょう

### 事業者の具体的な取組事項

- 定期健康診断実施後の措置**  
健康診断に異常の所見がある方について、医師の意見を勘案し、作業の転換、労働時間の短縮等の就業上の措置を確実に実施しましょう。
- 定期健康診断の結果働く方への通知**  
定期健康診断結果を働く方へ確実に通知しましょう。
- 定期健康診断の結果に基づく保健指導**  
健康診断の項目に、異常の所見がある方など健康の保持に努める必要がある方について、医師や保健師による栄養改善、運動等の保健指導を行い、働く方自身も保健指導を利用して、その健康の保持に努めましょう。
- 健康教育・健康相談等**  
健康診断の項目に、異常の所見がある方をはじめ、働く方に対し、栄養改善、運動等に取り組むよう健康教育、健康相談を行い、働く方自身も健康教育・健康相談等を利用して、健康の保持に努めましょう。



（労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務）

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- ヘ さく岩機、鉋打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務
- ワ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務

## 指導勸奨による特殊健康診断

番号	業 務	雇入れ	配置替	6ヶ月	1年	随時	1次	2次	通 達
1	紫外線・赤外線にさらされる業務	○	○	○			○		S31.5.18 基発308
2	著しい騒音を発生する屋内作業場などにおける騒音作業	○	○	○			○		R5.4.20 基発0420第2号
3	黄りんを取り扱う業務又はりん化合物のガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○		S31.5.18 基発308
4	有機りん剤を取り扱う業務又は、そのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○		S31.5.18 基発308
5	亜硫酸ガスを発生する場所における業務	○	○	○			○		S31.5.18 基発308
6	二硫化炭素を取り扱う業務又はそのガスを発生する場所における業務(有機溶剤業務に係るものを除く。)	○	○	○			○	○	S61.1.6 基安発1の2
7	ベンゼンのニトロアミド化合物を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○		S31.5.18 基発308
8	脂肪族の塩化又は臭化化合物(有機溶剤として法規に規定されているものを除く。)を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○	○	S31.5.18 基発308
9	砒素化合物(アルシン又は砒化ガリウムに限る。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○	○	H21.3.25 基安発0325001
10	フェニル水銀化合物を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○	○	S40.5.12 基発518
11	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基であるものを除く。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○	○	S40.5.12 基発518
12	クロルナフタリンを取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○	○	S40.5.12 基発518
13	沃素を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○	○	S40.5.12 基発518
14	米杉、ネズコ、リョウブ又はラワンの粉じん等を発生する場所における業務	○	○	○			○	○	S45.1.7 基発2
15	超音波溶着機を取り扱う業務	○	○	○			○		S46.4.17 基発326
16	メチレンジフェニルイソシアネート(M.D.I)を取り扱う業務又はこのガス、若しくは蒸気を発生する場所における業務	○	○	○			○	○	S40.5.12 基発518
17	フェザーミル等飼肥料製造工程における業務					注1	○		S45.5.8 基発360
18	クロルプロマジン等フェノチアジン系薬剤を取り扱う業務					注2	○		S45.12.12 基発889
19	キーパンチャーの業務	○	○		○		○		S39.9.22 基発1106
20	都市ガス配管工事業務(一酸化炭素)	○	○		○	注3	○		S40.12.8 基発1598
21	地下駐車場における業務(排気ガス)				○	注4	○		S46.3.18 基発223
22	チェーンソー使用による身体に著しい振動を与える業務	○	○	○			○	○	S48.10.18 基発597
23	チェーンソー以外の振動工具(さく岩機、チップングハンマー、スインググラインダー等)の取り扱い業務	○	○	1回は 冬注5	冬注6		○	○	S49.1.28 基発45
24	重量物取扱い作業、介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業	○	○	○			○		H25.6.18 基発0618第1号
25	金銭登録の業務	○	○	○			○		S48.12.22 基発717
26	引金付工具を取り扱う業務	○	○	○			○		S50.2.19 基発94
27	情報機器作業(旧称:VDT作業)		○		○		○		R1.7.12 基発0712第3号
28	レーザー機器を取り扱う業務又はレーザー光線にさらされるおそれのある業務	○	○				○		H17.3.25 基発第0325002号

注1	作業中又は作業終了後、激しい頭痛、眼痛及び咳並びに皮膚の炎症等の症状を呈した場合には、直ちに医師の診断及び処置を受けさせること。
注2	関係労働者に皮膚障害が見られた場合には、すみやかに医師の診断及び処置を受けさせること。
注3	物忘れ、不眠、疲労、頭痛、めまい等の症状を訴える労働者については、職業歴、既往中毒歴等を明らかにした文書を添え、労災病院又は一酸化炭素中毒に関して経験のある医師による診断を受けさせるよう指導すること。
注4	作業中、排気ガスによると思われる頭痛、めまい、はき気等の症状を訴える労働者については、すみやかに医師の診断を受けさせること。この場合、医師に作業環境の実態及び本人の職業歴、既往歴等をできる限り詳細に伝えること。
注5	レッグ式さく岩機、チップングハンマー、リベッティングハンマー、コーキングハンマー、ピックハンマー、ハンドハンマー、ベビーハンマー、コンクリートブレイカー、スケーリングハンマー、サンドランマー等の工具を取り扱う業務
注6	エンジンカッター等の内燃機関を内蔵する工具(チェーンソー、ブッシュクリーナー及びアースオーガーを除く。)を取り扱う業務
	携帯用のタイタンパー及び皮はぎ機を取り扱う業務
	携帯用研削盤、スイング研削盤、その他手で保持し、又は支えて操作する型式の研削盤(使用する研削といしの直径(製造時におけるものをいう。)が150mmを超えるものに限る。)を用いて金属、又は石材等を研削し、又は切断する業務
	卓上用研削盤又は床上用研削盤(使用する研削といしの直径が150mmを超えるものに限る。)を用いて鋳物のばり取り、又は溶接部のはつりをする業務

# 労働者50人未満の事業場も 歯科健康診断結果報告が 必要になります

令和4年10月1日施行

歯に有害な酸等を扱う業務に従事する労働者に対しては、安衛則第48条に基づき、6か月以内に1回、定期的に、**歯科健康診断**を実施することとなっています(詳細は以下を参照ください)。

現在、常時50人以上の労働者を使用する事業場に対し、所轄監督署へ、その結果を「定期健康診断結果報告書(様式第6号)」により報告することが義務付けられています。令和4年10月1日以降、歯科健康診断結果については、事業場の規模にかかわらず、所轄監督署への報告が義務づけられます。報告様式も改正されます(様式は裏面を参照ください)。

## 労働安全衛生法に基づく歯科医師による健康診断(労働安全衛生法第66条第3項)

### 対象となる労働者

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務(対象業務)に常時従事する労働者(労働安全衛生法施行令第22条第3項、安衛則第48条)

例)メッキ工場、バッテリー製造工場等における上記の業務

### 実施時期

対象業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、対象業務への配置替えの際、対象業務についた後、6ヶ月以内ごとに1回(安衛則第48条)

### 歯科医師による健康診断実施後に事業者が取り組むこと

健康診断結果の記録・・・個人票作成と5年間保存(安衛法第66条の3)

健康診断の結果についての歯科医師からの意見聴取・・・所見のある労働者に対する必要な措置について、歯科医師の意見を聴取(安衛法第66条の4)

健康診断実施後の措置・・・歯科医師の意見聴取を勘案した必要な措置(安衛法第66条の5)

健康診断結果の労働者への通知・・・健診結果を労働者に通知(安衛法第66条の6)

健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告(安衛法第100条)



定期健康診断結果報告書

803111

労働者数  
 健康診断済  
 健康診断未済  
 健康診断未実施  
 健康診断未実施  
 健康診断未実施  
 健康診断未実施

対象年 7:平成 年 月 日 (月～月分) (報告 年度) 報告年月日 7:平成 年 月 日  
※平成27年度(2015年度)は、7:平成26年度(2014年度)として報告してください。

事業の種類 事業場の名称  
 事業場の所在地 電話番号

健康診断実施機関の名称 実施者数 右見込者数  
※健康診断実施機関の名称は、健康診断実施機関の名称を記入してください。

健康診断実施機関の所在地 実施者数 右見込者数  
※健康診断実施機関の所在地は、健康診断実施機関の所在地を記入してください。

(\*)労働安全衛生法第11条第3号に掲げる業務に従事する労働者数(右に記して記入する)

ア	総力検査(オーシ オメーターによる 検査)(10012)	実施者数	右見込者数	肝臓超音波	実施者数	右見込者数
イ	総力検査(オーシ オメーターによる 検査)(0012)	実施者数	右見込者数	血中尿酸 検査	実施者数	右見込者数
ウ	聴力検査 (その他の方法に上 る検査)	実施者数	右見込者数	血糖検査	実施者数	右見込者数
エ	胸X線検査	実施者数	右見込者数	尿検査 (糖)	実施者数	右見込者数
オ	聴覚検査	実施者数	右見込者数	尿検査 (蛋白)	実施者数	右見込者数
カ	尿検査	実施者数	右見込者数	心電図検査	実施者数	右見込者数
キ	腎臓検査	実施者数	右見込者数			

右見のあつた者の人数 実施者数 右見のあつた者の人数

事業場の名称 事業場の名称及び所在地  
 年月日 事業場代表者 受付印  
 労働安全衛生局長

有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書

80304

労働者数  
 健康診断済  
 健康診断未済  
 健康診断未実施  
 健康診断未実施  
 健康診断未実施

対象年 8:令和 年 月 日 (月～月分) (報告 年度) 報告年月日 8:令和 年 月 日  
※令和2年度(2020年度)は、8:令和1年度(2019年度)として報告してください。

事業の種類 事業場の名称  
 事業場の所在地 電話番号

健康診断実施機関の名称 実施者数 右見込者数  
※健康診断実施機関の名称は、健康診断実施機関の名称を記入してください。

健康診断実施機関の所在地 実施者数 右見込者数  
※健康診断実施機関の所在地は、健康診断実施機関の所在地を記入してください。

労働安全衛生法第11条第3号に掲げる業務に従事する労働者数(右に記して記入する)

ア	総力検査(オーシ オメーターによる 検査)(10012)	実施者数	右見込者数	肝臓超音波	実施者数	右見込者数
イ	総力検査(オーシ オメーターによる 検査)(0012)	実施者数	右見込者数	血中尿酸 検査	実施者数	右見込者数
ウ	聴力検査 (その他の方法に上 る検査)	実施者数	右見込者数	血糖検査	実施者数	右見込者数
エ	胸X線検査	実施者数	右見込者数	尿検査 (糖)	実施者数	右見込者数
オ	聴覚検査	実施者数	右見込者数	尿検査 (蛋白)	実施者数	右見込者数
カ	尿検査	実施者数	右見込者数	心電図検査	実施者数	右見込者数
キ	腎臓検査	実施者数	右見込者数			

右見のあつた者の人数 実施者数 右見のあつた者の人数

事業場の名称 事業場の名称及び所在地  
 年月日 事業場代表者 受付印  
 労働安全衛生局長

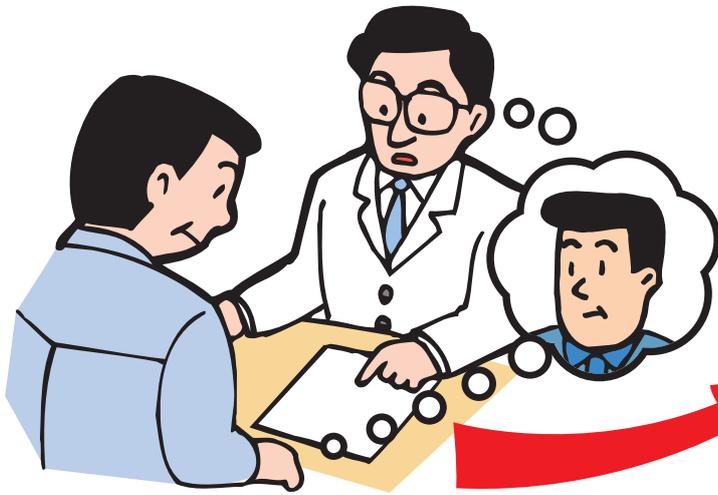
「定期健康診断結果報告書」(様式第6号)は、これまでの様式から歯科健診欄を削除しました。

「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書(様式第6号の2)」を新たに作成しました。

詳細については、静岡労働局労働基準部健康安全課又は最寄りの労働基準監督署までお問合せください。

問合せ先  
 静岡労働局労働基準部健康安全課  
 静岡市葵区追手町9-50  
 静岡地方合同庁舎3階  
 TEL: 054-254-6314

# 労働安全衛生法に基づく 健康診断実施後の措置について



健診年月日	○年 ○月○○日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した 医師の氏名	○○ ○○
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の 氏名	○○ ○○

## ● 健康診断実施後の措置

働く方が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が働く方の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、働く方の健康管理を適切に講ずることが不可欠です。

そのため、事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について医師等の意見を聴取し、必要があると認めるときは当該労働者の実情を考慮して、

- ① 就業場所の変更
- ② 作業の転換
- ③ 労働時間の短縮
- ④ 深夜業の回数の減少等の措置を講ずる等、適切な措置を講じなければなりません。



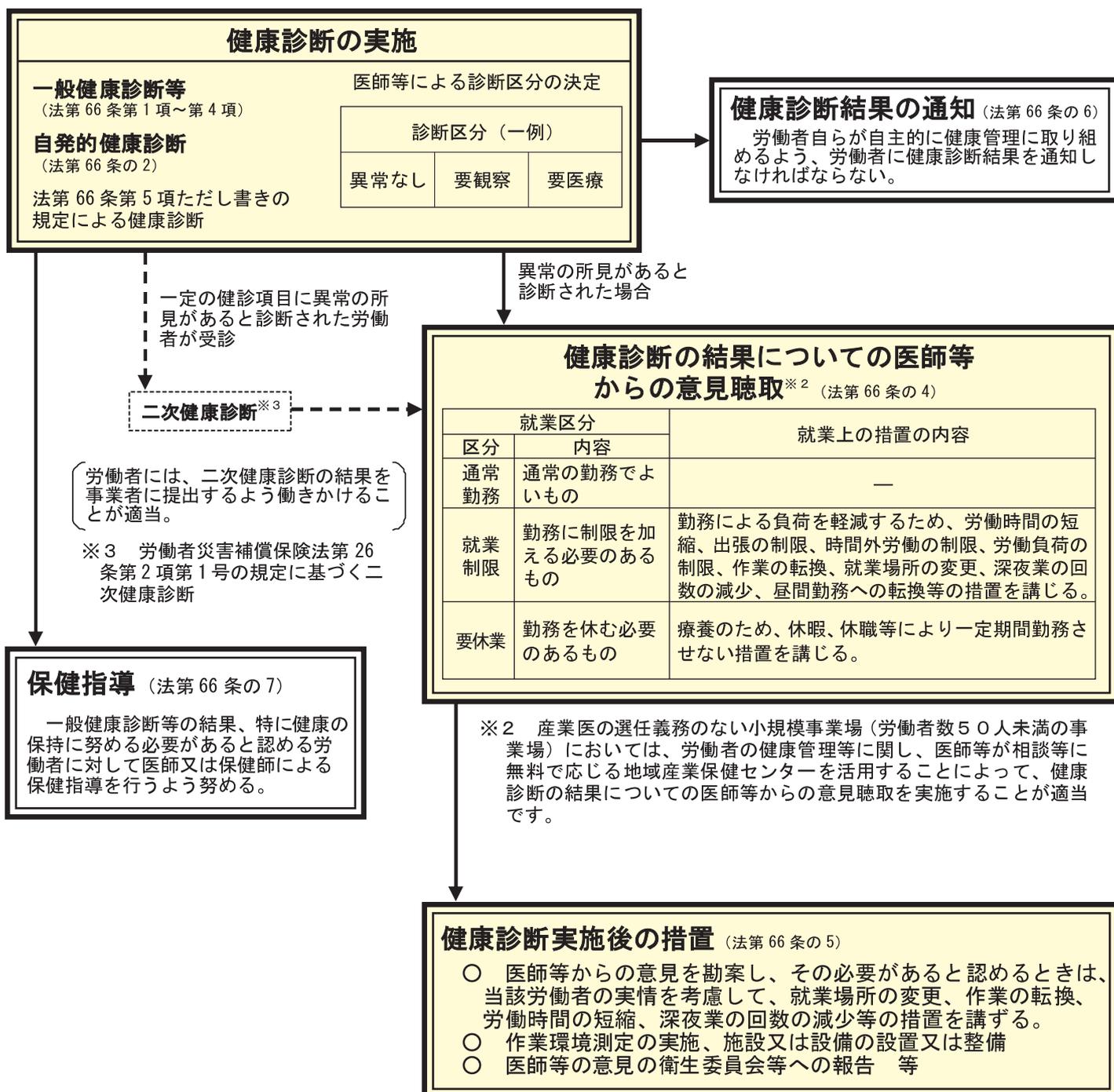
# 健康診断の種類

(法：労働安全衛生法)

一般健康診断（定期健康診断、特定業務従事者の健康診断 <sup>※1</sup> 等）	法第66条第1項
特殊健康診断（有機溶剤健康診断等）	法第66条第2項
歯科医師による健康診断	法第66条第3項
自発的健康診断	法第66条の2
その他の健康診断	法第66条第4項、第5項ただし書き

※1 労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する労働者に対する健康診断

# 健康診断の実施とその後の手順等



（労働者には、二次健康診断の結果を事業者に提出するよう働きかけることが適当。）

※3 労働者災害補償保険法第26条第2項第1号の規定に基づく二次健康診断

# コラボヘルスを推進してください

改正「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（THP指針）が令和3年4月1日に適用されます。

事業者が保険者と連携した健康保持増進に取り組むことにより、**労働災害の防止、企業の生産性向上等につながる**ことを踏まえ、THP指針を改正しました。

THP指針において、事業者は、健康保持増進に取り組むにあたり、労働衛生機関、中央労働災害防止協会、スポーツクラブ、保険者等と必要に応じて連携することとされています。

一方、保険者から40歳以上の労働者の安衛法に基づく健康診断の結果を求められた事業者は、当該結果を保険者に提供しなければならないこととされています。また、保険者に提供された健康診断の結果は特定健診情報としてマイナポータルを用いて労働者本人が閲覧できるようになります。

保険者に健康診断の結果を提供することで、マイナポータルを用いて労働者が自らの健康データの変化を把握できるようになり、労働者自らの健康管理に役立ちます。さらに、事業者が保険者と連携してコラボヘルスに取り組むことにより、労働者の健康保持増進につながり、これらの取り組みにより、労働者が健康になることが期待されます。

\* コラボヘルスとは・・・保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、加入者の予防・健康づくりを効率的・効果的に実行することです。

## 改正概要

- 1 コラボヘルスの推進が求められていることを基本的考え方に追記したこと。
- 2 健康保持増進措置の検討に当たり、
  - ・ **健康診断の結果を保険者に提供する必要があります**こと
  - ・ **保険者と連携して事業場内外の複数の集団間のデータを比較し、健康保持増進に係る取組の決定等に活用することが望ましい**こととしたこと。
- 3 **保険者から40歳以上の労働者の安衛法に基づく健康診断の結果を求められた場合に、事業者が当該結果を保険者に提供することは、法律に基づく義務**であるため、第三者提供に係る本人の同意が不要であることを明示したこと。

## 取り組んでいただきたいこと

- **保険者から健康診断の結果を求められた場合は提供してください。**
  - － 法律に基づく義務の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。
  - － 法律に基づかない場合は、労働者本人の同意を得る必要があります。
- 「**職場における心とからだの健康づくりのための手引き**」にある事例も参考に、労働者の健康状況に応じて、**健康保持増進対策を実施してください。**

(※) 保険者とは、健康保険組合や全国健康保険協会（協会けんぽ）等のことで、THP指針においては「医療保険者」と表記しています。



## 定期健康診断等の結果を保険者に提供すること にご協力ください

保険者から40歳以上の労働者の定期健康診断等の結果を求められた場合には、保険者に提供しなければなりません。（高齢者の医療の確保に関する法律第27条）

○ 健康診断の結果の提供のため、必要に応じて以下の取組をお願いします。

- 健康診断実施機関と健康診断に関する契約をする際に、健康診断実施機関から直接医療保険者に結果を提供することについても契約してください。
- 事業者の皆様は、健康診断の受診者に対して、健康診断実施時に、健康診断実施機関に保険者番号と被保険者番号等を提供することについて、周知してください。  
提供の方法は、受診時に健康保険証またはそのコピーを持参する方法や、健診機関から配付された問診票に記入する方法などがあります。
- 問診時に「服薬歴」と「喫煙歴」も確認してください。

※ 基発1223第5号保発1223第1号「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」もご参照ください。

○ 特定健診との整合を図る観点から、労働安全衛生規則第43条、第44条、第45条、第45条の2に基づく健康診断項目の血糖検査（以下、血糖検査」という）の取扱いが以下のように変更となっておりますので、ご注意ください。

	変更前	変更後
空腹時血糖	○	○
随時血糖	○	○ (※)
HbA1c	×	○

○：選択項目（いずれか1つ以上を実施する必要がある。）

×：血糖検査とは認めない

(※) 食直後（食事開始時から3.5時間未満）の採血を避けることが必要。



# 職場における労働衛生基準が変わりました ～照度、便所、救急用具等に係る改正を行いました～

令和3年12月1日に「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、職場における一般的な労働衛生基準が見直されました。事務所における照明の基準のほか、事務所その他の作業場における清潔、休養などに関する労働衛生基準は、次によることとしてください。

## 省令の改正に伴って変更される点

- 作業面の照度【事務所則第10条】** ※令和4年12月1日施行  
現在の知見に基づいて事務作業の区分が変更され、基準が引き上げられました。
- 便所の設備【事務所則第17条、安衛則第628条】**  
新たに「独立個室型の便所」※が法令で位置付けられました。  
便所を男性用と女性用に区別して設置するという原則は維持されますが、独立個室型の便所を付加する場合の取扱い、少人数の作業場における例外と留意事項が示されました。  
なお、従来の設置基準を満たしている便所を設けている場合は変更の必要はありません。  
※男性用と女性用に区別しない四方を壁等で囲まれた一個の便房により構成される便所。
- 救急用具の内容【安衛則第634条】**  
作業場に備えなければならない負傷者の手当に必要な救急用具・材料について、具体的な品目の規定がなくなりました。

## ポイント：社会状況の変化に合わせすべての働く人々を視野に対応

作業場における清潔を保持するための措置、休養のための措置、良好な作業環境を確保するための措置などは、すべての働く人々にとって重要です。関係通達も含めた労働衛生基準の見直しについて、裏面で詳しく説明しています。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



(R3.12)

# 職場における労働衛生基準見直しの 主な項目とポイント

(事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部改正関係)

主な項目	見直しのポイント
照度 【事務所のみ】 (R4.12.1施行)	<ul style="list-style-type: none"><li>・事務作業における作業面の照度の作業区分を2区分とし、基準を引き上げた。<ul style="list-style-type: none"><li>一般的な事務作業(300ルクス以上)</li><li>付随的な事務作業(150ルクス以上)</li></ul></li><li>・個々の事務作業に応じた適切な照度については、作業ごとにJIS Z 9110などの基準を参照する。</li></ul>
便所 ※便所を男性用と女性用に区別して設置する原則は維持。	<ul style="list-style-type: none"><li>・男性用と女性用の便所を設けた上で、独立個室型の便所<sup>注)</sup>を設けたときは、男性用及び女性用の便所の設置基準に一定数反映させる。</li><li>・少人数(同時に就業する労働者が常時10人以内)の作業場において、建物の構造の理由からやむを得ない場合などについては独立個室型の便所で足りるものとした。既存の男女別便所の廃止などは不可。</li><li>・従来 of 基準を満たす便所を設けている場合は変更は不要。</li></ul> <p>注)独立個室型の便所:男性用と女性用を区別しない四方を壁等で囲まれた一つの便房により構成される便所。</p>
シャワー設備等	設ける場合は誰もが安全に利用できるようにプライバシーにも配慮する。
休憩の設備	事業場の実情に応じ、広さや設備などを検討することが望ましい。
休養室・休養所	<ul style="list-style-type: none"><li>・随時利用が可能となるよう機能を確保する。</li><li>・入口・通路からの目隠し、出入り制限等、設置場所等に応じ、プライバシーと安全性の両者に配慮する。</li></ul>
作業環境測定 【事務所のみ】	一酸化炭素、二酸化炭素濃度の測定機器は、検知管に限らず同等以上の性能を有する電子機器等も可である旨を明示した。
救急用具の内容	作業場に備えるべき救急用具・材料について、一律に備えなければならない具体的な品目についての規定を削除した。 職場で発生することが想定される労働災害等に応じ、応急手当に必要なものを産業医等の意見、衛生委員会等での調査審議、検討等の結果等を踏まえ、備え付けることとした。

# 作業環境測定を行うべき場所と測定の種類等

## 作業環境測定の実施

第1の原則  
(安衛法第65条第1項)

粉じん、有機溶剤など10の作業場について、法定回数測定し、記録を法定年数保存すること。

第2の原則  
(安衛法第65条第2項)

作業環境測定基準に従って測定すること。

第3の原則  
(作業環境測定法第3条)

5種類の指定作業場については、作業環境測定士の資格を有している者に測定させること。

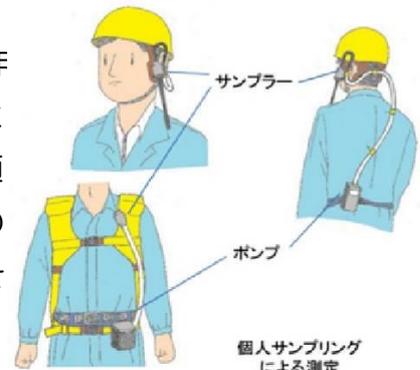
作業環境測定を行うべき作業場		測 定			
作業場の種類 (労働安全衛生法施行令第21条)		関連規則	測定の種類	定期測定	記録の保存年
※①	土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん則 26条	空気中の粉じんの濃度及び粉じん中の遊離けい酸含有率	6月以内ごとに1回	7
2	暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場	安衛則 607条	気温、湿度、ふく射熱(特定の場所に限る)	半月以内ごとに1回(注)	3
3	著しい騒音を発する屋内作業場	安衛則 590・591条	等価騒音レベル	6月以内ごとに1回(注)	3
4	坑内の作業場				
	イ 炭酸ガスが停滞する作業場	安衛則 592条	炭酸ガスの濃度	1月以内ごとに1回(注)	3
	ロ 28℃を超える作業場	安衛則 612条	気温	半月以内ごとに1回(注)	3
ハ 通気設備のある作業場	安衛則 603条	通気量	半月以内ごとに1回(注)	3	
5	中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの	事務所則 7条	一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率、室温及び外気温、相対湿度	2月以内ごとに1回	3
6	行放 射 線 業 務 を 行 う 作 業 場 を				
	イ 放射線業務を行う管理区域	電離則 54条	外部放射線による線量当量率又は線量当量	1月以内ごとに1回	5
	ロ 放射性物質取扱作業室 ハ 事故由来廃棄物等取扱施設 ニ 坑内の核原料物質の掘採業務を行う作業場	電離則 55条	空気中の放射性物質の濃度	1月以内ごとに1回	5
※⑦	特定化学物質(第1類物質又は第2類物質)を製造し、又は取り扱う屋内作業場など	特化則 36条	第1類物質又は第2類物質の空気中の濃度	6月以内ごとに1回	3 特定の物については30年間
	石綿を取り扱い、若しくは試験研究のために製造する屋内作業場	石綿則 36条	石綿の空気中における濃度	6月以内ごとに1回	40
※⑧	一定の鉛業務を行う屋内作業場	鉛則 52条	空気中の鉛の濃度	1年以内ごとに1回	3
9	酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場	酸欠則 3条	第1種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、空気中の酸素の濃度	作業開始前ごと	3
			第2種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、空気中の酸素及び硫化水素の濃度	作業開始前ごと	3
※⑩	第1種有機溶剤又は第2種有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務を行う屋内作業場	有機則 28条	当該有機溶剤の濃度	6月以内ごとに1回	3

★ 上表のうち、○印は指定作業場を、※印は作業環境評価基準の適用される作業場を示し、(注)を付した欄の測定では、定期以外にも施設、設備、作業工程、作業方法を変更した場合は遅滞なく測定が必要となります。

# 「個人サンプリング法」について

作業環境測定を行う際のデザイン及びサンプリングの新たな手法として、一定の測定対象物について労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて行う手法（個人サンプリング法）が追加され、令和3年4月1日から施行されていますが、令和5年10月1日からは更にその測定対象物質等の追加がなされます。

従前の作業環境測定は、「場所」による測定（A測定：単位作業場内で原則5点以上、B測定：最も高濃度ばく露の作業者の位置）という手法のみでしたが、作業者が発散源とともに移動する場合や、気中への発散の変動が大きいときは適切な評価とならない場合があることから、「人」（労働者）の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う「C測定」とそれを補完する「D測定」という手法が追加されました。



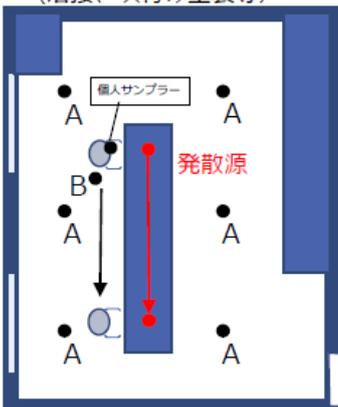
C測定とは、従前のA測定に代わるもので、労働者の身体の呼吸域付近に装着した装置から試料を採取し、有害物質の濃度等を分析する測定方法です。測定に当たっては、少なくとも5人（従事者が少ないときは延べ人数になります）に装着する必要があり、測定時間は原則的に1日の作業時間すべてとなりますが、2時間を超える作業で同一作業の反復により濃度がほぼ均一の場合は2時間まで短縮することができます。

D測定は、従前のB測定に代わるもので、C測定同様に労働者の身体に装着した装置により資料を採取しますが、採取は測定対象物質の濃度が最も高く作業者のばく露も高いと推測される作業について行うもので、測定時間は連続した15分間のため、作業時間が15分間未満の場合は個人サンプリング法は適当できないことになります。

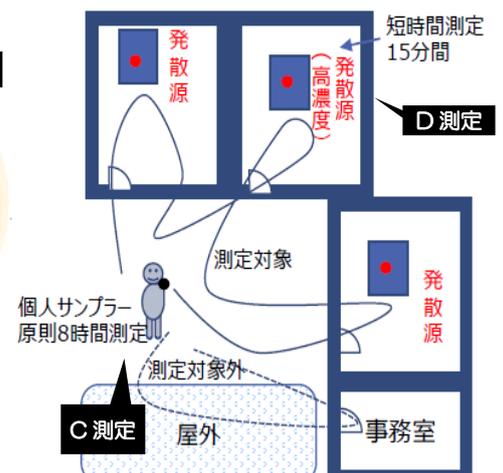
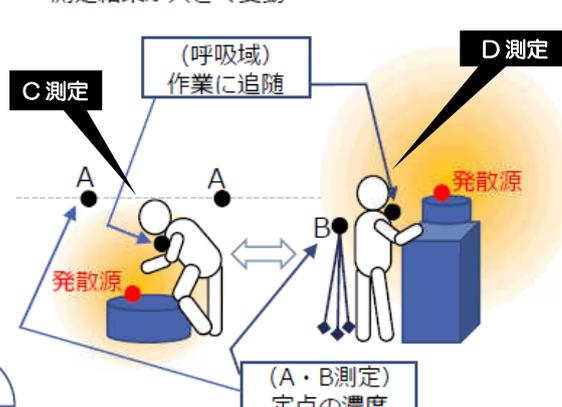
なお、個人サンプリング法としてのデザイン・サンプリングを行うことができるのは、その登録を受けた作業環境測定士または登録を受けた作業環境測定機関に限られます。また、サンプル採取後の分析の資格者については従来と同様です。

## 【現行のA・B測定と新たに追加された手法であるC・D測定による測定イメージ】

①発散源とともに作業者が移動（溶接、吹付け塗装等）



②管理濃度が低く、作業者の動きにより呼吸域付近の測定結果が大きく変動



## 【測定対象物質、対象業務、現行と令和5年10月1日からの追加と変更】

- 令和5年9月30日までの期間：個人サンプリング法採用可能な対象業務は次の2種類
  - ① 特定化学物質のうち、有害性が高く管理濃度が低い物質（下表に示す13種類の特定化学物質（低管理濃度特定化学物質）と鉛）を使用する業務
  - ② 屋内で第一種及び第二種有機溶剤ならびに特別有機溶剤を使用する業務のうち、塗装作業など発散源が作業者ととも移動するために場所が一定しない作業を行う業務
- 令和5年10月1日以降：個人サンプリング法採用可能な対象が次の3種類に拡大
  - ① 特定化学物質につき新たに15種類を追加（個人サンプリング法対象特化物）
  - ② 上記②から発散源が一定しない業務という限定を撤廃して業務全般に拡大
  - ③ 粉じん業務を追加（遊離けい酸含有率が高く管理濃度が極めて低くなるため、電子天秤の測定精度に支障を来す場合を除く。）

		測定対象物質	管理濃度等
低管理濃度特定化学物質	個人サンプリング法対象特化物	ベリリウム及びその化合物	ベリリウムとして0.001mg/m <sup>3</sup>
		インジウム化合物	設定されていない
		オルトーフタロジニトリル	0.01 mg/m <sup>3</sup>
		カドミウムおよびその化合物	カドミウムとして0.05 mg/m <sup>3</sup>
		クロム酸およびその塩	クロムとして0.05 mg/m <sup>3</sup>
		五酸化バナジウム	バナジウムとして0.03 mg/m <sup>3</sup>
		コバルト及びその無機化合物	コバルトとして0.02 mg/m <sup>3</sup>
		3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	(MOCA) 0.005mg/m <sup>3</sup>
		重クロム酸およびその塩	クロムとして0.05 mg/m <sup>3</sup>
		水銀およびその無機化合物（硫化水銀を除く）	水銀として0.025 mg/m <sup>3</sup>
		トリレンジイソシアネート	0.005 ppm
		砒素およびその化合物（アルシンおよび砒化ガリウムを除く）	砒素として0.003 mg/m <sup>3</sup>
		マンガンおよびその化合物	マンガンとして0.05 mg/m <sup>3</sup>
	アクリロニトリル	2 ppm	
	エチレンオキシド	1 ppm	
	オーラミン	設定されていない	
	オルトートルイジン	1 ppm	
	酸化プロピレン	2 ppm	
	三酸化二アンチモン	アンチモンとして0.1mg/m <sup>3</sup>	
	ジメチル二・ニージクロロビニルホスフェイト	(DDVP) 0.1 mg/m <sup>3</sup>	
	臭化メチル	1 ppm	
	ナフタレン	10 ppm	
	パラジメチルアミノアゾベンゼン	設定されていない	
	ベンゼン	1 ppm	
	ホルムアルデヒド	0.1 ppm	
	マゼンタ	設定されていない	
	リフラクトリーセラミックファイバー	5 μm以上の繊維として0.3本/cm <sup>3</sup>	
硫酸ジメチル	0.1 ppm		
		鉛及びその化合物	鉛として0.05mg/m <sup>3</sup>
		第一種有機溶剤、第二種有機溶剤、特別有機溶剤	作業評価基準別表で各溶剤につき指定
		粉じん（遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く）	3.0 / (1.19Q + 1) Q：遊離けい酸%

## 作業環境測定機関一覧表（令和5年6月27日現在）

登録番号	測定機関名	所在地	電話番号	測定できる業務	個人サンプリング法登録
22-1	一般社団法人 静岡県産業環境センター	浜松市北区新都田1-4-6	053-428-3430	第1、3、4、5号	有
22-2	一般財団法人 東海検診センター	沼津市新沢田町8-7	055-922-1157	第1、3、4、5号	有
22-3	(株)東洋検査センター	伊豆の国市田京151-6	0558-76-3459	第1、3、4、5号	有
22-4	三島殖産(株)	三島市4845	055-989-2800	第1、3、4、5号	
22-5	芝浦セムテック(株)	沼津市大岡2068-3	055-926-5169	第1、3、4、5号	有
22-6	富士通クオリティ・ラボ環境センター(株)	湖西市鷺津2281	053-576-1713	第1、3、4、5号	有
22-7	東邦化工建設(株)	駿東郡長泉町上土狩字高石234	055-986-9595	第1、3、4、5号	近日で登録予定
22-8	ユーロフィン日本総研(株)	浜松市南区西島町1622	053-425-7531	第1号	
22-9	特種東海製紙(株)	駿東郡長泉町本宿501	055-988-1202	第1、3、4、5号	
22-10	日本軽金属(株) □グループ技術センター	静岡市清水区蒲原1-34-1	054-385-2121	第1、3、4、5号	
22-11	立華(株)	富士市本市場422-1	0545-61-8402	第1、3、4、5号	有
22-16	(株)サイエンス	静岡市清水区小芝町4-13	054-361-0200	第1、3、4、5号	
22-19	東海プラント分析センター(株)	沼津市大諏訪510-1	055-924-2700	第1、3、4、5号	
22-21	(株)サンコー分析センター	浜松市南区下江町604-1	053-426-0731	第1、3、4、5号	有
22-24	(株)ライフサイエンス□産業衛生センター	駿東郡小山町藤曲639-5	0550-76-1491	第1、4、5号	
22-26	(株)静環検査センター	藤枝市高柳2310	054-634-1000	第1、3、4、5号	有
22-27	環境フロンティア(株)	静岡市清水区宍原628-7	054-394-0491	第1、3、4、5号	有
22-28	(福)聖隷福祉事業団□聖隷健康診断センター	浜松市中区住吉2-35-8	053-473-5506	第1、3、4、5号	有
22-30	(株)コーシンサービス	磐田市笠梅1220-4	0538-38-1131	第1、3、4、5号	
22-31	(株)環境衛生研究所都田Lab.	浜松市北区新都田1-6-2	053-484-1475	第1、3、4、5号	
22-32	青柳労働安全衛生コンサルタント	静岡市清水区追分1-3-37	054-364-1973	第3、5号	
22-33	いであ(株)環境創造研究所	焼津市利右衛門1334-5	054-622-9551	第1、3、4、5号	
22-34	東海プラント(株)（第1号のみ業務休止中）	沼津市真砂町267-2	055-951-5240	第1、3、4、5号	
22-36	(株)環境計量センター	静岡市駿河区下川原1-15-15	054-268-6763	第1、3、4、5号	
22-38	(株)巴川製紙所 □巴川分析センター	静岡市駿河区用宗巴町3-1	054-256-4163	第1、3、4、5号	
22-39	(株)エコアップ	富士市鈴川本町11-28	0545-33-4115	第1、3、4、5号	
22-42	金指環境コンサルタント事務所	沼津市原110-4	055-968-3481	第1、3、5号	
22-43	(株)富士検査センター（第3号のみ業務休止中）	富士市今泉3304-5	0545-53-3627	第1、3、5号	
22-45	新東海ロジスティクス(株)	島田市向島町4379	0547-36-5194	第1、3、4、5号	有

「測定できる業務」の欄は、作業環境測定法施行規則別表に定める指定作業場のうち静岡労働局長の登録を受けている作業場の種類であり（但し、一部休止中の場合はカッコ書きしています。）、各号の対象物質は以下のとおりです。  
 第1号：粉じん（石綿を含む） 第2号：電離放射線 第3号：特定化学物質（石綿、金属系を除く）  
 第4号：特定化学物質（金属系）と鉛 第5号：有機溶剤

また、第3号と第4号の一部の対象物質（13種類の低管理濃度特定化学物質と鉛）と塗装作業等の有機溶剤発散源が一定しない単位作業場所（第5号）について、個人サンプリング法選択によるデザイン及びサンプリングの手法の登録を受けている機関は「個人サンプリング法登録」の欄に「有」としているとおります。

## 健康管理手帳の交付申請について

健康管理手帳とは、粉じん作業、石綿の取り扱いの業務など、がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれのある業務<sup>\*</sup>に従事したことがあり、**エックス線写真で異常が発見される等の要件に該当される方は**、離職の際又は離職の後に、都道府県労働局長に申請し、審査を経た上で、健康管理手帳が交付されます。

※ 業務とは、以下の物質の製造等の業務に従事した方を対象としています。

ベンジジン及びその塩、ベータ-ナフチルアミン及びその塩、ジアニシジン及びその塩  
**粉じん作業**、クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩、三酸化砒素又は砒素  
コークス又は製鉄用発生炉ガス、ビス（クロロメチル）エーテル  
ベリリウム及びその化合物、ベンゾトリクロリド、塩化ビニル、**石綿**  
1,2-ジクロロプロパン、オルト-トルイジン、3, 3' -ジクロロ-4・4' -ジアミノジフェニルメタン（MOCA）

健康管理手帳の交付を受けると指定された医療機関で、定められた項目についての健康診断を年2回（じん肺の健康管理手帳については年1回）無料で受けることができます。

以下に「石綿」と「粉じん作業」に係る健康管理手帳の交付要件、申請に必要な書類等について記載しますので、申請者の方はこれを御参考にこの静岡労働局ホームページ、安全衛生関係様式、健康管理手帳申請等様式の中から必要な様式をダウンロードし御利用ください。

なお、その他ベンジジン及びその塩等の業務に係る申請につきましては、御手数ですが電話等により担当者あて御照会ください。

### I. 「石綿」について

#### 1. 交付要件について

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、

- (1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。  
(直接業務及び周辺業務が対象)
- (2) 下記の作業に1年以上従事していた方。(ただし、初めて石綿の粉じんにばく露した日から10年以上経過していること。)  
(直接業務のみが対象)
  - 石綿の製造作業
  - 石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業
  - 石綿の吹付けの作業又は石綿が吹付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業
- (3) (2)の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方。  
(直接業務のみが対象)

**注意事項：**対象者は石綿作業に**継続して**従事していた方に限られます。

#### 2. 必要な書類等について

- (1) (様式第7号) 健康管理手帳交付申請書
- (2) (添付様式第1号)「従事歴申告書（健康管理手帳交付申請書添付用）」  
(申請者自身が学校卒業から現在までの職歴を記入してください。)

(3) (添付様式第3号)「従事歴証明書(事業者記載用)(石綿)」

- ※ 胸部所見において申請する場合  
石綿取扱いのあった最終事業場の事業主が証明する書類
- ※ 従事歴において申請する場合  
石綿取扱いのあった全ての事業場の事業主が証明する書類

事業場が廃業等によりこの証明書が添付できない場合は、次の2つの書類

(ア) (添付様式第5号)「従事歴申立書(本人記載用)(石綿)」

申請者本人が記載したもの

(イ) (添付様式第7号)「従事歴証明書(同僚記載用)(石綿)」

当該業務に同時期に従事していた者2名以上が記載したもの

(4) 医師による診断書

- ※ 石綿健康診断個人票の写し又はじん肺健康診断結果証明書の写しでも可

(5) エックス線等写真

(エックス線写真、CT写真)

なお、従事歴による申請の場合は、(4)と(5)は不要です。

---

## II. 「粉じん作業」について

### 1. 交付要件について

じん肺管理区分が管理2又は管理3(イ又はロ)である方です。

### 2. 必要な書類等について(平成27年5月1日改定)

(1) (様式第7号)健康管理手帳交付申請書

(2) じん肺法第14条第1項の「じん肺管理区分決定通知書」又は同法第14条第2項の「通知書」の写し

(3) (様式第1号)「従事歴申告書(健康管理手帳交付申請書添付用)」

- ※ 申請者自身が学校卒業から現在までの職歴を記入する。
- ※ 従事期間と退職年月日が異なる場合は、それぞれの事業場の退職年月日も別に記載してください。

※ 以下の書類等は、「じん肺管理区分決定申請書」等に添付してありますので不要です。

- 医師による診断書
- エックス線等写真

#### 【改定内容】

申請者の負担軽減を図るため、様式第2号「従事歴証明書(事業者記載用)」を不要としました。

# 健康診断実施機関一覧表

※ 掲載されている健診内容は変更されている可能性があります。受診前に各機関に直接ご確認ください。

令和2年2月1日

健康診断実施機関名	住所	電話番号	定期	有機	特化	鉛	高圧	電離	じん肺	石綿	振動	備考
(医)伊豆七海会 熱海所記念病院	熱海市昭和町20-20	0557-82-3000	○	○	○	○	○	○				有機・特化については実施できない対象物質があります。
国際医療福祉大学 熱海病院	熱海市東海岸町13-1	0557-81-9176	○									
(医)陽光会 南あたみ第一病院	熱海市下多賀477	0557-68-2218	○									
JA静岡厚生連 リハビリテーション中伊豆温泉病院	伊豆市上白岩1000	0558-83-3340	○	○								
(公財)伊豆保健医療センター	伊豆の国市田京270-1	0558-76-6820	○	○	○	○		○	○	○		
(公社)地域医療振興協会 伊東市民病院	伊東市岡196-1	0557-37-2626	○	○			○					
(公社)地域医療振興協会 伊豆今井浜病院	賀茂郡河津町見高178	0558-34-1123						○	○	○		
(医)健育会 西伊豆病院	賀茂郡西伊豆町仁科138-2	0558-52-2366	○				○		○			
(医)静岡メディカルアライアンス しらはまクリニック	下田市白浜1528-2	0558-27-3700	○	○		○	○	○	○	○		
(医)静岡メディカルアライアンス 下田メディカルセンター	下田市6丁目4-10	0558-25-2525	○									
鈴木クリニック	下田市河内277-8	0558-22-2562	○									
下田ヒフ科クリニック健診・健康管理センター	下田市東本郷2丁目2-5	0558-25-4810	○						○	○		
NTT東日本伊豆病院	田方郡函南町平井750	055-978-2320	○						○	○		
東部メディカル健康管理センター	田方郡函南町仁田楠台777-4	055-979-2657	○	○		○	○	○	○	○		腰痛・騒音
(医)清風会 芹沢病院	三島市幸原町2丁目3-1	055-986-1075	○	○				○	○	○		
(医)静岡健生会 三島共立病院	三島市八反畑120-7	055-975-9322	○	○				○	○	○		
(独)地域医療機能推進機構 三島総合病院 健康管理センター	三島市谷田字藤久保2276	055-975-8841	○	○		○		○				
(医)志仁会 三島中央病院 健診センター	三島市緑町1-3	055-971-4155	○	○	○	○		○	○			
石川医院	御殿場市竈1960	0550-89-0233	○									
(医)駿栄会 御殿場石川病院 健診センター	御殿場市深沢1285-2	0550-83-1987	○	○	○	○		○	○	○		
(公社)有隣厚生会 東部病院	御殿場市茱萸沢1180-2	0550-89-8000	○	○	○	○		○	○			
(医)青虎会 フジ虎ノ門健康増進センター	御殿場市川島田字中原1067-1	0550-89-5851	○	○	○	○		○	○	○		
(公社)有隣厚生会 富士病院	御殿場市新橋1784	0550-83-6843	○	○	○	○		○	○			
(公社)有隣厚生会 富士小山病院	駿東郡小山町用沢437-1	0550-78-1200	○					○				









健康診断実施機関名	住所	電話番号	定期	有機	特化	鉛	高圧	電離	じん肺	石綿	振動	備考
(医)三誠会 北斗わかば病院	浜松市浜北区於呂3181-1	053-588-5000	○									
くまがい内科・消化器科クリニック	浜松市東区下石田町1530	053-422-2588	○	○								
(公財)静岡県予防医学協会 西部検査所	浜松市東区下石田町951	053-422-7800	○	○	○	○		○	○	○	○	
中部健診	浜松市東区天王町1174-1	053-569-8678	○	○	○	○		○	○	○	○	
(医)盛翔会 浜松北病院	浜松市東区大瀬町1568	053-435-1111	○	○								
(独)労働者健康安全機構 浜松労災病院	浜松市東区将監町25	053-462-1211	○						○	○		
(医)あずま会 平安の森記念病院	浜松市中区八幡181	053-401-0018	○									
(医)綾和会 浜松南病院	浜松市南区白羽町26	053-443-2123	○									
尾藤クリニック	浜松市南区三和町614-3	053-462-3939	○									

◆健診機関さまへのお願い

掲載内容に変更・誤り等がある場合は、お手数ですが以下までご連絡ください。また、あらたに掲載をご希望される健診機関さまもご連絡をお待ちしております。

【ご連絡先】 静岡労働局労働基準部 健康安全課 TEL054-254-6314

# ストレスチェックおよび面接指導の実施機関

ストレスチェックの申込み等については、事前に各実施機関へ直接お問い合わせ下さい。  
掲載されている内容は変更されている可能性があります。必ず電話等により直接御確認下さい。

※令和2年2月1日現在  
掲載承諾済み実施機関

実施機関名	住所	電話番号	ストレスチェックの実施内容		備考
			ストレスチェック	医師による面接指導	
(医)静岡メディカルアライアンス しらはまクリニック	下田市白浜1528-2	0558-27-3700	○	○	
公益財団法人 伊豆保健医療センター	伊豆の国市田京270-1	0558-76-6820	○	×	
(医)駿栄会 御殿場石川病院 健診センター	御殿場市深沢1285-2	0550-83-1987	○	○	
(公社)有隣厚生会 東部病院	御殿場市茱萸沢1180-2	0550-89-8000	○	×	
(公社)有隣厚生会 富士病院	御殿場市新橋1784	0550-83-3333	○	○	
池田病院 健康管理センター	駿東郡長泉町本宿411-5	055-986-8600	○	○	
(一財)芙蓉協会 聖隷沼津第一クリニック 聖隷沼津健康診断センター	沼津市本字下一丁田895-1	055-962-9882	○	○	
(株)フジEAPセンター 沼津カウンセリングオフィス	沼津市大手町3-6-10	054-251-6500	○	○	
べっく・メディカル・クリニック	沼津市西沢田338-1	055-921-1300	○	○	
(医)静岡健生会 三島共立病院	三島市八反畑120-7	055-975-9322	○	○	
Nurse-Company (ナース カンパニー)	三島市佐野見晴台2-41-3	090-1101-8496	○	×	
(医)志仁会 三島中央病院 健診センター	三島市緑町1-3	055-971-4155	○	×	
(医)喜生会 新富士病院 健康管理センター	富士市大淵字大峯3898-1	0545-36-2211	○	○	
(医)財団新六会 大富士病院	富士市中野249-2	0545-35-0024	×	○	
(医)富士岡秋山医院	富士市富士岡1455	0545-34-0075	×	○	
マーズコンピュータ(株)	富士市荒田島町10-27 富士ロジテックAVビル5F	0545-55-3705	○	○	※2
(公財)静岡県予防医学協会	静岡市葵区建穂1-3-43	054-278-7716	○	○	
(一社)静岡市静岡医師会健診センター	静岡市葵区呉服町1-20 呉服町タワー2F	054-273-1921	○	×	
(福)聖隷福祉事業団 聖隷静岡健診クリニック	静岡市葵区黒金町55	054-283-1961	○	×	
(株)フジEAPセンター 静岡カウンセリングオフィス	静岡市葵区伝馬町9-14	054-251-6500	○	○	
静岡済生会総合病院	静岡市駿河区小鹿1丁目1-1	054-280-5031	○	○	
(福)聖隷福祉事業団 聖隷健康サポートセンターShizuoka	静岡市駿河区曲金6丁目8-5-2	054-280-6211	○	○	
メンタルサポートオフィス kakara(カカラ)	静岡市駿河区池田1269-1 池田の森デポ2号	054-270-9071 080-9480-3045	○	○	※3
焼津市医師会健診センター	焼津市西小川5-6-3	054-628-5202	○	×	
(医)社団青藍会 西焼津クリニック	焼津市西焼津32-8	054-626-0121	○	○	
(公財)静岡県予防医学協会 総合健診センター ヘルスポート	藤枝市善左衛門2-19-8	054-636-6460	○	○	
(公財)静岡県予防医学協会 藤枝健診センター	藤枝市善左衛門2-11-5	054-636-6461	○	○	
(一社)志太医師会 検診センター	藤枝市南駿河台1丁目14-2	054-645-1678	○	×	
ほしのクリニック	藤枝市岡部町内谷650	054-667-0100	○	○	
(一社)榛原医師会 健診センター	牧之原市静波1699-15	0548-22-7043	○	×	
市立湖西病院	湖西市鷺津2259-1	053-576-1232	○	×	
(医)浜名会 浜名病院 健診センター	湖西市新所岡崎梅田入会地 字藤ヶ池15-70	053-573-3700	○	×	
(福)聖隷福祉事業団 聖隷予防検診センター	浜松市北区三方原町3453-1	053-439-1280	○	○	
(医)豊岡会 浜松とよおか病院 健康管理センター	浜松市北区豊岡町110	053-439-0220	○	○	
(福)聖隷福祉事業団 聖隷健康診断センター	浜松市中区住吉2-35-8	053-439-1280	○	○	
(株)フジEAPセンター 浜松カウンセリングオフィス	浜松市中区中央1-6-1	054-251-6500	○	○	
浜松赤十字病院	浜松市浜北区小林1088-1	053-401-1140	○	○	※1
すずかけセントラル病院	浜松市南区田尻町120-1	0120-771-804	○	×	※4
(公財)静岡県予防医学協会 西部検査所	浜松市東区下石田町951	053-422-7800	○	○	
中部健診 大瀬診療所	浜松市東区大瀬町1508-1	053-433-5521	○	○	
(株)職業性ストレスチェック実施センター	東京都江東区東雲1-9 東雲キャナルコート21-203	03-5859-0842	○	○	
(株)ライツゲート	名古屋市中区錦3-11-25 アーク栄錦ニュービジネスビル3F	052-228-7617 090-7674-8460	○	×	※5

※1 定期健康診断等契約事業場のみ実施 ※2 日本語、英語、中国語の対応可 ※3 日本語、ポルトガル語の対応可  
※4 日本語、英語、ポルトガル語、中国語の対応可(出張対応) ※5 日本語、英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語の対応可(出張対応)

**(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会**  
**静岡支部の業務部会会員名簿**  
**「安全衛生なんでも相談」**

中小規模事業場における労働災害防止を図るため、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会静岡支部において「安全衛生相談窓口」が開設されています。  
 相談は無料で、窓口では労働安全衛生のプロである「労働安全衛生コンサルタント」が応じています。  
 電話でもご相談できます。

<b>静岡労働安全衛生相談センター</b>
〒420-0839
静岡市葵区鷹匠2-17-5 (静岡県労働基準協会連合会内)
電話/Fax <b>054-253-5857</b> E-mail <b>shizu_aneicon@yahoo.co.jp</b>
窓口開設日と時間 <b>毎週 火・木 13時から16時まで</b>

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会静岡支部の業務部会会員は以下のとおりです。

**(1) 労働安全コンサルタント**

令和5年7月7日

氏名	登録種別	連絡先	電話番号	備考
青柳 廣	化学	〒424-0841 静岡市清水区追分1-3-37 青柳労働安全衛生コンサルタント事務所	054-364-1973	※
大嶽 陽一	電気	〒410-0302 沼津市東椎路1696-3 大嶽労働安全コンサルタント事務所	055-921-7015	
岡本 徹	電気	〒426-0061 藤枝市田沼3-26-7 岡本労働安全衛生コンサルタント事務所	090-4406-9550	
勝又 幸雄	機械	〒410-1104 裾野市今里868	055-997-1706	
金井 厚雄	機械	〒438-0805 磐田市池田1142-1 オフィス・カナイ	080-1618-2899	
川瀬 幸嗣	電気	〒432-8061 浜松市西区入野町10765	053-447-1227	※
北川 至	化学	〒412-0026 御殿場市東田中1-13-25 北川労働安全コンサルタント事務所	0550-84-0353	
小久保 優	土木	〒421-0122 静岡市駿河区用宗2-8-17 小久保都市計画事務所	054-253-1419	
土屋 眞知子	化学	〒435-0052 浜松市東区天王町1277-1-202 土屋眞知子コンサルタントオフィス	053-422-3941	※
奈木 勉	機械	〒410-0312 沼津市原919-12 奈木労働安全コンサルタント事務所	090-2945-9216	
西川 哲義	建築	〒436-0013 掛川市子隣283-27 西川労働安全コンサルタント事務所	0537-21-0675	
西山 正則	機械	〒433-8124 浜松市中区泉3丁目22-21 エスプロ エンジニアリング	090-6593-5362	
堀田 正嘉	機械	〒420-0912 静岡市葵区東瀬名町2-19 堀田正嘉事務所	054-265-2344	
馬淵 大幾	建築	〒439-0018 菊川市本所2637 馬淵労働安全衛生コンサルタント事務所	070-1617-3456	※
目黒 輝久	化学	〒419-0201 富士市厚原2055-20 目黒労働安全衛生コンサル タント事務所	0545-71-9384	※
山崎 廣	土木 機械	〒417-0001 富士市今泉3669-46 山崎労働安全コンサルタント事務所 (OFFICE YAMAZAKI)	090-3252-4223	
山田 治男	土木	〒421-1212 静岡市葵区千代2-15-53 山田労働安全コンサルタント事務所	090-2008-3821	
山之上 誠	土木	〒424-0886 静岡市清水区草薙1-26-47-502 山之上誠労働安全コンサルタント事務所	054-368-7088	
山本 信二	機械	〒418-0044 富士宮市大中里1713-1 山本労働安全コンサルタント事務所	080-5299-2881	

注 ※印は、安全及び衛生の両方の資格取得者。

## (2) 労働衛生コンサルタント

氏名	登録種別	連絡先		電話番号	備考
青柳 廣	労働衛生工学	〒424-0841	静岡市清水区追分1-3-37 青柳労働安全衛生コンサルタント事務所	054-364-1973	※
青山 行彦	保健衛生	〒430-7708	浜松市中区板屋町111-2 アクトタワー8F 青山労働衛生コンサルタント事務所	053-451-0016	
赤津 順一	保健衛生	〒422-8006	静岡市駿河区曲金6-8-5 マークスタワー東静岡2603 静岡労働衛生コンサルタント事務所	054-287-2757	
秋山 ひろみ	保健衛生	〒416-8521	富士市蓼原336 東芝キャリア(株) 健康管理室	0545-62-5535	
足立 留美子	保健衛生	〒431-3122	浜松市東区有玉南町1867-1Dexi1F アールエイチ産業医事務所	090-1741-3794	
阿部 幸洋	保健衛生	〒410-8580	沼津市本字下一丁田895-1 聖隷沼津第1クリニック	055-962-9882	
五十嵐 健康	保健衛生	〒420-8630	静岡市葵区追手町10-93 地方独立行政法人 静岡市立静岡病院小児科	054-253-3125	
磯崎 泰介	保健衛生	〒431-3121	浜松市東区有立北町1760-1 いそざきファミリークリニック	053-432-6111	
井上 邦雄	保健衛生	〒433-8112	浜松市北区初生町1259-2 はっおい労働衛生コンサルタント事務所	053-437-4009	
大塚 信芳	保健衛生	〒425-0081	焼津市大栄町1-12-11 大塚信芳労働衛生コン サルタント事務所	054-625-7039	
尾崎 克年	労働衛生工学	〒416-0906	富士市本市場422-1 立華(株)	0545-61-8402	
小澤 英親	保健衛生	〒430-0949	浜松市中区尾張町126-20 小澤労働衛生コンサルタント事務所	053-452-1738	
片山 雄一	保健衛生	〒432-8013	浜松市中区広沢3-14-14 かたやま労働衛生コンサルタント事務所	053-451-4305	
金指 博	労働衛生工学	〒410-0312	沼津市原110-4 金指環境コンサルタント事務所	080-5810-1173	
川瀬 幸嗣	労働衛生工学	〒432-8061	浜松市西区入野町10765	053-447-1227	※
川田 和秀	保健衛生	〒437-0047	袋井市西田20-1 医療法人社団福壽会 みつはし医院	0538-24-8070	
久保田 正勝	保健衛生	〒430-0903	浜松市中区助信町43-11 鈴木晒整理(株)	053-471-0241	
小長井 大輔	保健衛生	〒420-0031	静岡市葵区呉服町1-30 札ノ辻クロス706号 ななつ星労働衛生コンサルタント事務所	054-272-1172	
坂ノ上 政綱	保健衛生	〒420-0839	静岡市葵区鷹匠3-17-6 あおぼこころのクリニック	054-200-2227	
坂元 富美夫	保健衛生	〒430-0906	浜松市中区住吉2-35-8 聖隷労働衛生コンサルタント事務所	053-475-1229	
佐宗 春美	保健衛生	〒420-0844	静岡市葵区緑町8-8	054-248-2245	
佐藤 敬治	保健衛生	〒424-0847	静岡市清水区大坪2-3-12 佐藤医院	054-347-2300	
佐野 克行	保健衛生	〒436-0047	掛川市長谷1-12-9 佐野医院 労働衛生コンサルタント事務所	0537-21-1586	
清水 正昭	労働衛生工学	〒431-2103	浜松市北区新都田1-4-6 一般社団法人 静岡県産業環境センター	053-428-3430	
白岩 幹正	保健衛生	〒420-0881	静岡市葵区北安東1-5-31 白岩労働衛生コンサルタント事務所	054-277-9788	
杉 敏彦	保健衛生	〒424-0886	静岡市清水区草薙1127-20	054-347-7744	
杉山 由樹	保健衛生	〒430-0817	浜松市南区頭陀寺町313-18	090-4253-3612	

氏名	登録種別	連絡先		電話番号	備考
鈴木 美香	保健衛生	〒422-8006	静岡市駿河区曲金6-8-5-2 聖隷健康サポートセンターShizuoka	054-280-6211	
住吉 健一	保健衛生	〒417-0001	富士市今泉3774-14 すみよし労働衛生コンサルタント事務所	0545-22-1808	
芹澤 良子	保健衛生	〒410-0801	沼津市大手町4-3-33 よし健(株)	090-3006-3096	
高田 雄一郎	保健衛生 労働衛生工学	〒420-0813	静岡市葵区長沼3-8-14 ガーデンハウス雅A401号 高田労働衛生コンサルタント事務所	054-352-1416	
土屋 政仁	保健衛生	〒424-0901	静岡市清水区三保340-10 土屋医院内 わかば労働衛生コンサルタント事務所	054-334-1576	
土屋 真知子	労働衛生工学	〒435-0052	浜松市東区天王町1277-1-202 土屋真知子コンサルタントオフィス	053-422-3941	※
西 賢一郎	保健衛生	〒417-0023	富士市吉原宝町1-1 ジヤトコ(株) 富士第1地区診療所	0545-57-2411	
野木 孝眞	保健衛生	〒410-1304	駿東郡小山町藤曲956-1	0550-76-1550	
袴田 和彦	保健衛生	〒436-0015	掛川市和田197-2	0537-23-8888	
花房 雄治	保健衛生	〒415-0034	下田市高馬147-1 伊豆産業医学・労働衛生コンサルタント事務所	0558-23-3113	
原川 清仁	保健衛生	〒425-0004	焼津市坂本999 原川労働衛生コンサルタント事務所	054-627-7150	
飛鋪 修二	保健衛生	〒433-8123	浜松市中区幸2-60-8 ひしき労働衛生コンサルタント事務所	090-4440-2250	
堀場 公寿	保健衛生	〒422-8006	静岡市駿河区曲金6-8-5-1003号 堀場公寿労働衛生コンサルタント事務所	090-8457-6276	
馬淵 大幾	労働衛生工学	〒439-0018	菊川市本所2637 馬淵労働安全衛生コンサルタント事務所	070-1617-3456	※
目黒 輝久	労働衛生工学	〒419-0201	富士市厚原2055-20 目黒労働安全衛生コンサルタント事務所	0545-71-9384	※
山本 誠	保健衛生	〒430-8650	浜松市中区中沢町10-1 ヤマハ(株) 人事部 健康安全グループ	053-460-2830	
渡辺 修一	保健衛生	〒413-0011	熱海市田原本町9-1 第1ビル3階 渡辺耳鼻咽喉科クリニック	0557-81-6396	
渡辺 武司	労働衛生工学	〒430-0845	浜松市南区中田島町1436-2 渡辺労働衛生コンサルタント事務所	090-3154-8793	
渡邊 良輔	労働衛生工学	〒431-3125	浜松市東区半田山6-9-4 ハイツ・パノラマD-2 中部労働衛生	053-434-7762	

注 ※印は、安全及び衛生の両方の資格取得者。

## 静岡労働局・労働基準監督署・労働基準協会・静岡県労働災害防止団体等連絡会一覧表

局・労働基準監督署一覧			各労働基準協会一覧			静岡県労働災害防止団体等連絡会		
局 署 名	所 在 地	電話 (FAX)	協 会 名	所 在 地	電話 (FAX)	団 体 名	所 在 地	電話 (FAX)
静岡労働局	〒420-8639 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎3F	健康安全課 TEL 054-254-6314 FAX 054-221-7038	公益社団法人 静岡県労働基準 協会連合会	〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2-17-5 静基連会館	TEL 054-254-1012 FAX 054-254-4043	建設業労働災害 防止協会 静岡県支部	〒420-0851 静岡市葵区黒金町11-7 大樹生命静岡駅前ビル12階	TEL 054-255-1080 FAX 054-272-6034
浜松労働基準 監督署	〒430-8639 浜松市中区中央1-12-4 浜松合同庁舎8F	安全衛生課 TEL 053-456-8149 FAX 053-456-8156	一般社団法人 浜松労働基準 協会	〒430-0929 浜松市中区中央1-3-6 浜松イストセブン205号	TEL 053-452-4853 FAX 053-454-2869	陸上貨物運送事業 労働災害防止協会 静岡県支部	〒422-8005 静岡市駿河区池田126-4 静岡県トラック会館内	TEL 054-283-1890 FAX 054-283-1917
静岡労働基準 監督署	〒420-0858 静岡市葵区伝馬町24-2 相川伝馬町ビル2、3F	安全衛生課 TEL 054-252-8107 FAX 054-252-8321	静岡労働基準 協会	〒420-0839 静岡市葵区鷹匠3-1-20 サンパレス鷹匠102号室	TEL 054-253-7067 FAX 054-253-7613	林業・木材製造業 労働災害防止協会 静岡県支部	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 県庁西館9階 県木連内	TEL 054-252-3160 FAX 054-252-3160
沼津労働基準 監督署	〒410-0831 沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎4F	TEL 055-933-5830 FAX 055-933-5833	清水労働基準 協会	〒424-0826 静岡市清水区万世町2-7-4 中村ビル2階	TEL 054-351-4584 FAX 054-351-4584	港湾貨物運送事業 労働災害防止協会 東海総支部清水支部	〒424-8703 静岡市清水区入船町11-1 鈴与株式会社安全衛生チーム内	TEL 054-354-3066 FAX 054-354-3008
三島労働基準 監督署	〒411-0033 三島市文教町1-3-112 三島労働総合庁舎3F	TEL 055-986-9100 FAX 055-986-9107	沼津労働基準 協会	〒410-0831 沼津市市場町7-4	TEL 055-933-4988 FAX 055-933-4990	一般社団法人 日本ボイラ協会 静岡支部	〒422-8067 静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ7階	TEL 054-285-1086 FAX 054-285-1095
下田駐在事務所 (三島労働基準監督署)	〒415-0036 下田市西本郷2-5-33 下田地方合同庁舎1F	TEL 0558-22-0649 FAX 0558-22-3461	三島労働基準 協会	〒411-0033 三島市文教町1-11-2	TEL 055-986-4394 FAX 055-939-5145	一般社団法人 日本クレーン協会 静岡支部	〒420-0857 静岡市葵区御幸町11-10 第一生命・静岡鉄道ビル5階	TEL 054-221-0007 FAX 054-221-0012
富士労働基準 監督署	〒417-0041 富士市御幸町13-28	TEL 0545-51-2255 FAX 0545-51-7191	富士労働基準 協会	〒417-0052 富士市中央町1-5-20 グランドハイム吉原2F	TEL 0545-52-5801 FAX 0545-53-0333	公益社団法人 建設荷役車両安全 技術協会静岡県支部	〒422-8045 静岡市駿河区西島127	TEL 054-236-4008 FAX 054-236-4031
磐田労働基準 監督署	〒438-0086 磐田市見付3599-6 磐田地方合同庁舎4F	TEL 0538-32-2205 FAX 0538-32-9390	一般社団法人 磐田労働基準 協会	〒438-0086 磐田市見付2970-5	TEL 0538-32-2638 FAX 0538-37-3977	独立行政法人 労働者健康安全機構 静岡産業保健 総合支援センター	〒420-0034 静岡市葵区常磐町2-13-1 住友生命静岡常磐町ビル9階	TEL 054-205-0111 FAX 054-205-0123
島田労働基準 監督署	〒427-8508 島田市本通1-4677-4 島田労働総合庁舎3F	TEL 0547-37-3148 FAX 0547-37-2627	島田労働基準 協会	〒427-0029 島田市日之出町4-1 島田商工会議所会館内	TEL 0547-35-4522 FAX 0547-35-5191	一般社団法人 日本労働安全衛生 コンサルタント 静岡支部	静岡県労働安全衛生相談センター 〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2-17-5 静基連会館内	TEL 054-253-5857 火・木 13～16時